

「第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
 についての公聴会及び意見募集の意見

第 2 部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現

第 5 分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

通し番号	性別	年齢層	該当数	ご意見内容
1	女	60代	56	基本認識のうち「○ 女性研究者・技術者の裾野を広げると同時に、意思決定を行う理事長・学長・研究所所長等の経営層や現場のトップ、研究現場を主導する上位職への女性登用推進に向けた大学、研究機関、学術団体、企業等への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組支援が必要である。」の箇所については、具体的な数値目標を設置すべきである。目標の数値に達成している機関としていない機関に対する判定の差をつけるべきである。
2	女	60代	38	特に科学技術分野における非正規・任期付き研究員については研究費雇用のために研究費が打ち切られると仕事そのものがなくなるという課題がある。一方では科学技術立国であるはずの我が国での人材不足を補うには優れた女性を積極的に任期なし職につけるポジティブアクションを積極的に進める必要がある。それにはまず内閣府自身が、具体的な数値目標を設置すべきである。一般の職業とは大きく異なり、科学技術分野はそもそも専門家の育成に時間がかかるのであるから、育てた卵を廃棄しないように諸般の対策をとるべきであるが、廃棄される任期付き研究員には女性が多いということが、男女共同参画学協会連絡会の大規模アンケートの結果から明確になっている。対策の例としてはまず、大学及び研究教育機関における任期付き研究者の任期なし職への転換がスムーズに進んでいない職場への交付金減額・助成金減額などの策定及び、進んでいる大学及び研究教育機関への具体的なインセンティブの付与（大型研究費の付与）の具体策である。
3	答えたくない	30代	62	” (3) 若手研究者含む女性研究者の比率向上や学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金をはじめとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍できる環境整備のため、現在の仕組みの効果や課題も踏まえつつ、必要な施策を検討する。（再掲） ” ” (6) 女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。” これは男性差別であり、憲法第十四条に反しているため、撤回すべきです。
4	男	20代	56	何をするのかしか書いておらず、した結果どうなったら成功なのか、行う施策に対する評価基準について明確な記述がない。これでは同じ失敗を繰り返すし後々の為にもならない。

5	男	20代	58	<p>私は女性枠やクォータ制によるポジティブ・アクションの導入に断固反対します。以下の理由から、この施策は誤りであり、日本の学術・研究基盤に長期的な悪影響を及ぼすと確信します。</p> <p>1. 憲法上の平等原則に反する</p> <p>クォータ制は憲法14条が定める「法の下での平等」に明確に抵触します。性別のみを基準として機会を制限・優遇することは、不合理な差別であり、立憲主義の根幹を揺るがします。諸外国においても、性別クォータは違法と判断される事例が存在しており、日本で導入すべき根拠は一切ありません。</p> <p>2. 若手男性研究者への不当な不利益</p> <p>限られた研究ポストや資源が、性別を理由に不公平に配分されれば、最も影響を受けるのは若手男性研究者です。すでに現場では不満や不安が広がっており、これを無視すれば人材流出を招き、日本全体の研究力低下は避けられません。</p> <p>3. 自由な議論を封じる社会的圧力</p> <p>現在の社会的空気の中で、男性が反対意見を公にすることは極めて困難です。しかし、表に出ていない多数の声なき反対者が存在します。表面上の合意形成は実態を反映せず、将来に大きな社会的亀裂を残すこととなります。</p> <p>4. 本来支援すべき対象を誤っている</p> <p>支援すべきは「女性」という単一の属性ではなく、真に不利な状況に置かれた人々です。具体的には、地方出身者、世帯や家系で初めての大学進学者、経済的困窮層などです。これらの人々にこそ支援を行うことが、社会全体の公平性と多様性を確保します。</p> <p>5. 科学技術立国としての競争力を損なう</p> <p>性別を理由とした恣意的な人材選抜は、能力主義の否定に直結します。科学研究の世界において、成果は実力によってのみ評価されるべきであり、ポジティブ・アクションは研究者の士気を削ぎ、国際的な競争力を決定的に低下させます。</p> <p>結論</p> <p>女性枠やクォータ制は、憲法上の正当性を欠き、研究現場に深刻な不公平をもたらす危険な施策です。このような拙速な導入は断じて認めるべきではなく、むしろ廃止・撤回されるべきです。必要なのは性別による恣意的な枠組みではなく、社会経済的に不利な立場にある人々への公正な支援であり、その方向に政策資源を振り向けることこそが日本の未来に資するものです。</p>
6	男	20代	62	<p>女性の理系学部への入学数を増やそうとする試み及び、興味関心を持つようにさせている試みは重要ではあるが、いたずらに女性優先枠を設けるべきではないと考えています。</p> <p>女性と男性の身体的な性差はあれど、脳の知力などに性差はないはずですが、しかしながら女性優先枠は女性をいたずらに優先し、男性を逆に差別しているようにもなりかねません。</p> <p>また、そもそも女性優先枠をつくるのは女性に男性との理系学部における試験において、知力的な性差があり、劣っていると見做していると同義ではないでしょうか。</p>

7	答えたくない	50代	-	<p>パブリックコメントの機会を頂戴し、ありがとうございます。</p> <p>大学教員として、約20年間助教をさせていただいています。昇進の仕組みが明確であったとしても、多様な意見を尊重しない教授会の決定であれば、昇進の機会はないため、昇進に関しては学外の第三者を交えること、研究助成や受賞候補者の応募などの部局承認を不要とすること、ハラスメントかどうかの判断を教授会、部局長が行っているため、ハラスメントの該当性の判断は第三者組織が行うことという明記をすべての該当箇所に入れていただきたいと思えます。「各種ハラスメントへの対策を行う」という表現が、被害者支援と称した「追い出し部屋」送り、孤立化となっていますので、早急な対応をお願い致します。以前の保健センター長も大学の理事等の役員とつながりがあったのか、「すでに通院しているのであれば、大学として対応できることはない」と言われました。所属部局では教授会報告は見せていただけず、母子グループ、看護学専攻からも除外され、母子グループ会議、看護学専攻会議等会議には呼ばれなくなりました。講義、実習、卒業研究からも外されており、研究院長に再開を希望いたしました。が、「外された理由はどうでもよい。面談の日程調整をしてください」というメールが届き、適切な対応を受けられていないと感じます。</p> <p>部局内であっても組織改編の際には、文部科学省に報告義務があると思うのですが、教務に確認したところしていないという回答をいただきました。他部局でも「追い出し部屋」の事実が確認され、そちらに対しては卒業研究指導が再開されたとニュースで知りましたが、私の所属部局では対応を頂けず放置されています。外された理由として、私共の分野横断共同研究成果からカリキュラム改定、講義・実習内容の刷新を提案したことが考えられ、研究助成への応募も機関承認が得られないという理由で、応募に至らなかったことが何度もございます。ハラスメント相談、公益通報もしましたが、通報者の特定に積極的で、大学に雇用されている弁護士とのやり取りでは全く解決せず、PDFとして残したメールは、証拠隠滅でしょうか、職場のPCでは閲覧不可になっています。他の関連のないPDFは閲覧できます。「正しい対応と認識してハラスメントを行う加害者(集団)」への啓蒙や意識変革に関する記述が少ないと感じました。</p>
8	男	20代	59	<p>p. 59 「大学や企業等において、意思決定を行う理事長・学長等の経営層、管理職や教授など現場のトップや、現場を主導する上位職に女性技術者を積極的に登用する。」 および、p. 60 「(1) 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性研究者・技術者の採用及び登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について、大学、研究機関、学術団体、企業等への普及を図る。」 に関して、性別を理由としたポジティブ・アクションは性差別的である。 ・女性が理工系にあまり進まない原因は「女性差別」にあると立証されているのか。自由で主体的な選択の結果ではないのか。男女共同参画白書 第2節において、進路に制限を受けているのはむしろ男性であるとデータに示されている。男性に対する稼得圧が強いと、男性が職に困りづらい理工系に進むのではないかと。芸術系大学の学生の男女比を見てもこのことは明らかである。 ・そもそも男女比の偏りがあって何が問題なのか。「多様な視点」という理由付けは、むしろ「男女で視点が異なるはずだ」というアンコンシャスバイアスを補強することになり、性別による役割分担を助長するロジックである。大学の本来の目的である研究や学生の育成について、「男女比の偏りがなくことで成果が上がる」という因果の実証はなされていない。 ・当該ポジティブ・アクションによって、本来与えられるべき機会が失われるのは主に若い男性研究者である。若いということは、男女比の偏りがある構造を作るのに加担した存在ではないということであり、性別という一点を理由に世代を超えた「連帯責任」を背負わされていることになる。本人の責任のない事柄について不利益を被らせられるのは認められることではない。もし男女比を均等にしたいのであれば、すでにポストに就いている教授方に退官いただくべきではないか。</p>

9	男	40代	60	<p>ただでさえ女性優遇が顕著な昨今の社会実情の中、人材育成において「女性であること」を理由に特別な優遇を施し、男子学生の選択肢を制限する差別政策には断固反対、抗議する。</p> <p>自分たちで掲げた「男女平等」の理念を踏みにじる行いであり、いまあらゆる場所で行われ、それが「正義」として推進されていることに、我慢の限界である。</p> <p>男女共同参画の名のもとに「男性差別」を推進することは即刻中止してもらいたい。この希望が通らない場合、私は今後身内以外の女性に二度と優しさをかけることはしない。</p> <p>男女分断を生んだのは、男女共同参画の男性差別である。恥を知れ。</p>
10	男	20代	-	<p>(1)で、進路選択の際には、保護者や教員等身近な人から影響を受ける場合が多いとあるが、内閣府の「男女共同参画白書 令和元年版」のI-特-19図では、特に20代の若年層において、女性より男性の方が進路制限を受けたことがあると答えた割合が多くなっている。</p> <p>また、内閣府の「男女共同参画白書 令和2年版」のI-4-1図においても、短期大学を含めれば女性の進学率の方が男性よりも高い。</p> <p>このような状況下で、女性が受ける制限にのみ注目する姿勢はフェアではないだろう。少なくとも女性がどの程度制限を受けているのか、それは男性より著しく高いものなのか、また他のファクター（家庭の経済状況、出生地等）と比べた場合どうか、という定量的な比較が求められると考える。そうでないと、女性が抱える困難にのみ目を向ける合理的理由が生じない。これは個人の体験ベースになるが、私は男子学生であるが、記憶の中だけでも何度か周りの大人から「男なんだから理系で稼がない」といった発言をされたことがある。要するに「女は理系に行くな」というバイアスは、「男は理系に行け」という別視点の進路制限と同時に発生しているのではないかと、いう提言である。つまり、もし女性に理系進路への支援をするのなら、同様に男子学生に対しても理系以外の分野（文系や芸術系等）に進むことへの支援をしない理由は何なのだろうか。</p> <p>更に、(2)ア(6)で女子学生の占める割合（中略）補助金による支援を行う。とあるが、これは普通に考えれば、大学が女子枠を設けることを助長することに繋がる。女子枠自体、趣旨そのものに理解はする（賛同はしない）ものの、既に何人もの法学者から「違憲だ」とされている制度だ。そのような制度を、国が後押しするという姿勢には賛同しがたい。</p> <p>以上2点が、私が提示する意見の大枠である。</p>
11	答えたくない	20代	60	<p>イ(1) 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性研究者・技術者の採用及び登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について、大学、研究機関、学術団体、企業等への普及を図る。</p> <p>→以上については、各種属性ではなく性別で一括りにし支援を受けられる者受けられない者を限定すると思われまます。 所得や出身地、セクシュアリティ、人種、国籍、大卒第一世代など多様な権力の交差性を反映しているとは到底言えないと考えます。</p>

12	団体として提出	団体として提出	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について (3)につき、既に若手の女性比率は相当に向上しており、「女性限定公募」といった違憲の疑いが強い施策によって、男性の若手研究者は生得的属性によって著しく就業機会が制限されている状態にある。公的資金による政策誘導によって、そうした不適切な施策が行われていることは由々しき事態であり、インセンティブの付与については削除すべき事項と考える。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている現状がある。本邦が歴史に参照してきた欧米先進国を見ても、女性限定公募については必ずしも肯定されていない。「Positive action」と「Positive discrimination」は明確に区別されるべきであり、例えば英国では、2010年平等法に基づき、同点時優遇（タイブレーク）措置などが認められつつも枠を設けるクォータについては禁止されている。 産休や育休（男性含む）の考慮といったより根源的な男女共同参画の推進を推奨するにとどめるべきであり、違憲の疑いが強い「女性限定公募」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>
13	団体として提出	団体として提出	<p>該当ページに「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。」とあるが、東京科学大学をはじめとした国立大学の理工系学部入試における女子枠の導入など、男子受験生に対する不当な取り扱いとなる入試方式の拡大を行うインセンティブを与える懸念が生じる。</p> <p>オランダのデルフト工科大学における女子枠の導入がオランダ当局によって却下された例からも分かるように現在、日本の各大学で導入が進んでいる女子枠やそれに類する制度は国際的には機会均等の原則と激しい緊張関係を産むという認識が一般的である。日本においても、憲法14条において法の下での平等が要請されており、女子枠のような制度と緊張関係が生じる事が憲法上の学説において指摘されている。</p> <p>したがって、理工系学部における男女比の変動を政策目標として据えるならば、女子学生が多く進学する傾向のある文系学部の入試において数学IIIの履修を要求し、文系と理系の垣根を超えた大学受験を容易にするなどの性別に中立的な政策を志向するようにインセンティブを設計すべきであり、大学入試における女子枠などの性差別的な制度の導入にインセンティブを与えかねないような、現状の男女共同参画局が検討している取り組みは行うべきではないと考える。</p>

14	男	20代	62	<p><次代を担う理工系女性人材の育成>(6)には、「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。」とあるが、これは東京科学大学や横浜国立大学をはじめとした、理系国公立大学入試における女子枠の導入のような、男子受験生に対する不当な取扱いを強いる入試方式の拡大を行うインセンティブとなる懸念を孕む。</p> <p>そもそも日本国憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあり、「法の下での平等」を規定している。しかし、本件女子枠は女性に限定した性差別的な入試方式で、違憲の疑いが強いというのが本邦憲法学における基本的理解である。このような制度を拡大する政策は好ましくないと考えられる。</p> <p>進路選択の「無意識の思い込み」を払拭し、女性の理系進学を増やすためには、<理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進>(1)で言及される対策のほか、女子学生比率が高い文系学部入試に対して数学3の試験を課すように求める等、受験における文系理系の負担の差を平坦化したり、国が直接文系学部の学費に対して課税したりすることで文理選択のインセンティブに働きかける政策といった、性別に中立的な政策を求めたい。</p> <p>男女が自身の能力を最大限発揮することができる、真の男女共同参画社会の実現に賛成する。しかし、「法の下での平等」を揺るがし、弱者を不可視化する女子枠を拡大せず、むしろ撤廃するように働きかけるよう強く要望する。</p>
15	男	20代	60	<p>「具体的な取組」アの(4)および、イの(1)について、ポジティブアクションによって実力関係なく不当に選ばれない男性はどうするのか 注)特殊文字のため○に数字が入った数字が使えなかったため(1)のように代用した。間違えないようにしていただきたい。</p>
16	団体として提出	団体として提出	62	<p>【次代を担う理工系女性人材の育成】 特に(6)について。現在、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されていると認識している。しかし、特に国公立大学における「女子枠」は、違憲の疑いが強いというのが本邦の憲法学における基本的理解である。</p> <p>国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金は有限かつゼロサム構造であるため、ある大学が「女子枠」を導入してしまうと、他の大学は交付金・補助金の減額を防ぐために、同じく「女子枠」という憲法上疑義のある手段を選択せざるを得なくなってしまう。違憲の疑いが強い「女子枠」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>

17	団体として提出	団体として提出	<p>【男子学生の困難について】 「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学選抜において」など、一部の学問領域における女性比率の低さを問題とする記述がいくつか確認できる。しかし、高等教育機関への進学率でみると、男性の高等教育進学率は、女子の高等教育進学率より低い実態がある。</p> <p>「男女共同参画」とは女性だけに限らず、時には男性も施策の対象となるべき性質を有しているものと理解しているが、そうした男子学生の困難についての記載が、本案からは確認できない。</p> <p>また、一部の国公立大学が理工系女子学生比率の向上を目的として「女子枠」といった手段を用いていることについても懸念を表明せざるを得ない。大学定員は有限であるため、クォータたる「女子枠」が実施されると、高校生男子がアクセス可能な総定員数が減少する。地方出身、貧困家庭、両親非大卒、親族の介護...ect...といった多様な困難を有する高校生男子であっても、「男性」という生得的な属性によって出願の機会が奪われるのである。ジェンダー学においても交差性（インターセクショナリティ）の存在は指摘されているところであるが、様々な困難や多様性を評価せず、性別で一律大学出願の機会を奪う「女子枠」には大きな問題がある。</p> <p>また、特定の大学・学部の総合型選抜において、試験科目や出願条件（評定平均）が「女子枠」と通常の総合型選抜で異なる場合や、「総合型選抜枠の半分以上が女子枠」という大学が確認されている。「一般選抜であれば合格は難しいが推薦入試であれば合格できる能力（学力とは限らない）を持った受験生」の存在は容易に想定できるが、そうした措置は違憲の疑いが強いことはもちろんのこと、高校生男子に対する著しい差別に他ならない。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が推進されることを求める。</p>
18	その他	20代	<p>近年、日本の大学では理工系学部を中心に「女子枠」や「女子特別入試」を設ける動きがあるが、この仕組みには重大な問題点が存在し、むしろ女性の努力や能力を軽視する結果を招いていると考える。第一に、女子枠は女性の実力を疑わせる仕組みである。女子枠によって合格した学生は例え十分な学力を備えていても「優遇されて入学したのではないか」と見なされやすい。米国の研究（Heilman, 2012）でも、アファーマティブ・アクションによる採用は「能力ではなく枠による」との偏見を助長することが報告されている。つまり、女子枠は女性の正当な評価を妨げ、本人にとって屈辱的な烙印となりうる。第二に、現代の教育状況は女子枠を正当化しにくい。OECDの統計（Education at a Glance 2023）によれば、大学進学率は多くの先進国で女性が男性を上回っている。日本においても、ベネッセの調査などから、若年層の学力に男女差はほとんど見られないことが示されている。こうした状況下で「女子だから不利である」と前提づける女子枠は、現実に即していない。第三に、女子枠は不平等の解決を誤った方向へ導く危険がある。本来、教育機会の格差は性別よりも、経済状況や地域環境に依存している。都市部と地方の学習機会格差、家庭の所得格差の方が進学率に強く影響しているというデータも多い。そのため、女子枠という性別に基づく優遇ではなく経済的支援や学習環境の整備によって誰もが能力を十分に発揮できる条件を整える方が有効である。結論として大学入試における女子枠は、女性を救済ではなく新たな差別を生み出している。女子枠は女性に対する無意識な男性の庇護欲に基づいた侮辱であり、男女平等を掲げた精神に反している。機会平等で回る日本社会において配慮されなければならない性別というのは“劣等である”と認識されているのである。これはいち身体女性として不愉快極まりない制度である。また絶対的な男子学生に対する差別であり看過することは出来ない。大学入試で目指すべきは性別による特別枠ではなく経済的・地域的な格差を是正し全ての受験生が平等に競える環境の整備ではないか？またアカデミアも同様に差別的であることもここに非難する。男女不平等は多くの女性が望まない故に今日もある。国として目指すべきは男女“公平”であり、それは機会平等である今日の日本における結果に基づく。</p>

19	男	40代	-	<p>意見 結果平等の追及を目的とした政策（大学入学における女子枠、研究者の女性限定公募など）は、実質的に男性差別を生むため、導入・推進すべきではありません。</p> <p>理由 ・男性の相対的に高い社会的地位は「稼得圧力」の裏返しであり、特権というよりも負担の結果です。一方で、女性の相対的に低い地位は社会的に保護されてきた歴史の反映でもあります。 ・現代日本においては、ミクロレベルでの女性差別はすでに小さくなっており、女性にはビジネスキャリアを追求するか、被扶養者として生活するかという選択肢が存在します。これに対し、男性には「被扶養者として生きる選択肢」がほぼなく、結婚においても女性が上方婚を望む傾向が強いため、立場の非対称性は依然として存在します。 ・平均値の男女差を是正するための「結果平等」政策は、若年男性に過大な負担を強いるものであり、社会的分断を深めかねません。実際、男性の自殺率は依然として高く、主観的幸福度も女性に比べて低い状況です。 ・米国では行きすぎたDEI政策に揺り戻しが起きています。日本も軌道修正が必要です。 ・ノーベル賞研究でも示された通り、男女の賃金格差の主因は子育て負担であり、性差別によるものではないことが明らかになっています。したがって、必要なのは「子育て負担に対する支援」であり、「女性であること」に基づく支援ではありません。</p> <p>結論 男女の「結果平等」を一律に追及する政策は、現代日本の実態にそぐわず、かえって不公平や社会的緊張を生む懸念があります。むしろ、子育てや介護など負担の大きいライフイベントに対する中立的な支援を拡充することが、持続可能な男女共同参画社会につながると考えます。</p>
20	男	20代	62	<p>(6) 女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、支援を行う。</p> <p>この方針があるため、大学入試に女子枠が設置されるようになりました。しかし、女子枠は男性への逆差別であると指摘されています。親の収入、地方に住むか都市部に住むか、など多くの要因が大学進学率に寄与するにも関わらず、女子だけを優遇するような入学選抜は不当であると思われます。女子枠を作って交付金や助成金などの支援があるのなら、低所得枠、地方枠を作ると同じように交付金や助成金の支援があるのでしょうか？</p>
21	男	20代	-	<p>>女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。</p> <p>現在の大学入学者選抜において、女子であることのみを理由とした、不当かつ全国的な減点操作というものは実施されておらず、すでに十分な機会平等は実現されています。むしろ、入学生の多様性という名目で本来選抜を突破できない学生が高すぎるレベルの大学に入学することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学内での成績が相対的に悪くなり、在籍時に留年や休学、中退といったキャリア形成上の不都合に遭遇する可能性が高まる ・研究者を目指す際にも、「卒業した大学と同等かそれ以上のキャリアを」と無意識にバイアスがかかり、採用選択の幅を自ら狭めてしまう <p>といった問題が発生し、女性研究者を増やすという目的を達成できないどころか、むしろ女性研究者のキャリア形成に障害を増やすことにつながると考えます。</p>

22	男	40代	62	<p>ア 次代を担う理工系女性人材の育成 (6) 女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。また、国立大学・高専の整備計画に応じて、女子学生の増加等に対応した施設整備の取組を着実に実施する。また、大学入学者選抜に係る好事例の収集・公表等のフォローアップを通じて、v</p> <p>大学入試という共通の試験で合否を判定するという極めて公平な制度で選抜された結果であるのに、単純に男女の構成比を持って女性に対して、均等が機会が与えられなかったという判断をするのは、極めて短絡的で、具体的エビデンスのない判断である。</p> <p>「女子学生枠の確保等に積極的に取り組む大学の取組を促進する。」 この箇所にあるような取り組みによって、その大学の求める学力基準に達しない学生が入学することは、健全な大学運営の問題でもあり、何より明らかな男性差別であると断言できる。</p>
23	男	30代	62	<p>「理工系の女子等を対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に取り組む大学等に対し、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金により支援を行う」との施策については、典型的には理工系学部の入試において女子学生枠を設ける大学に対してインセンティブを与えることを念頭に置いたものと理解されます。</p> <p>しかしながら、理工系学部における女子枠の設定は、男子受験生の合格機会を直接的に制約する重大な措置であり、憲法14条の平等原則との関係で強い疑義を伴います。そのような施策に対して国が財政的インセンティブを与えることは、違憲の疑いのある取扱いを後押しするものとなりかねず、極めて慎重な検討を要すると考えます。</p> <p>少なくとも、女子枠を設ける選抜方法が、いかなる条件の下であれば平等原則に反しないと評価されるのか(そもそも平等原則に抵触しない事例が現実的に想定可能であるのか)について、あらかじめ明確に整理しておくことが不可欠です。そのような整理がなされないままに拙速にインセンティブを導入することは、平等原則違反を助長する結果となるおそれが大きく、妥当ではありません。</p>

24	男	40代	60	<p>いわゆる「女性研究者枠」「大学入試の女子枠」の設置と、それらを推進する運営費交付金等の傾斜配分について。</p> <p>性別を理由とした研究者採用枠を設けることや、大学入学枠を設けることは性差別であり、両性の平等を掲げる日本国憲法を遵守する義務を負う日本国政府およびその下位機関がそのような制度を推進することは端的に言って違憲行為であるというのが私の意見になります。</p> <p>仮にこのような性差別的な政策が許容されうるとすると、それは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性が制度的に理系研究者としての就業や理系への進学を阻まれている 2. 女性が社会風潮的に理系研究者としての就業や理系への進学を阻まれている <p>事実が存在するからでしょう。しかし、1.については、そもそも現在、性別を理由とした就職差別は禁止されており、また、大学受験については女子大学を除けば性別を理由として特定の性別の人間の入学を禁止していることはありません（東京医科大学の事例は社会的に糾弾されましたし、是正されました）。また、2.についても、[内閣府の調査](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-19.html)によれば親や家族から進路について性別を理由とした推奨を受けた割合は男性の方が多という結果が出ています。以上の事実から考えると（もっと精緻な議論は可能だと思いますが）、現在の理系学部の男女比率は、若年女性の自発的な選択の「結果」であって、性別を理由とした研究者採用枠や大学入学枠を設けるという「強い」性差別的施策を正当化する理由はないといえると考えます。理系学部の男女比率の是正策としては、就業修学環境の整備や女子学生へのアウトリーチングといった過去に行われてきた施策で、若年女性の自発的な変化を促すのがせいぜいといったところではないかというのが私の意見です。</p> <p>最後に、このような男性に対する性差別は、特に不利益を被る若い男性の、社会に対する基本的な信頼を損ない、本来理系研究職としての就業や理系学部への進学に必要な能力を十分に備えている男性研究者の卵や男子学生が、性差別を理由としてそれらを阻まれることにより、長期的に日本国の科学技術力や国力を低下させる結果になるのではないかと、個人的には憂慮しています。</p>
25	男	10代以下	57	<p>(3)につき、既に若手の女性比率は相当に向上しており、「女性限定公募」といった違憲の疑いが強い施策によって、男性の若手研究者は生得的属性によって著しく就業機会が制限されている状態にある。公的資金による政策誘導によって、そうした不適切な施策が行われていることは由々しき事態であり、インセンティブの付与については削除すべき事項と考える。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている現状がある。本邦が歴史に参照してきた欧米先進国を見ても、女性限定公募については必ずしも肯定されていない。「Positive action」と「Positive discrimination」は明確に区別されるべきであり、例えば英国では、2010年平等法に基づき、同点時優遇（タイブレイク）措置などが認められつつも枠を設けるクォータ制については禁止されている。</p> <p>産休や育休（男性含む）の考慮といったより根源的な男女共同参画の推進を推奨するにとどめるべきであり、違憲の疑いが強い「女性限定公募」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>

26	男	10代以下	62	<p>特に（6）について。現在、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されていると認識している。しかし、特に国公立大学における「女子枠」は、違憲の疑いが強いというのが本邦の憲法学における基本的理解である。</p> <p>国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金は有限かつゼロサム構造であるため、ある大学が「女子枠」を導入してしまうと、他の大学は交付金・補助金の減額を防ぐために、同じく「女子枠」という憲法上疑義のある手段を選択せざるを得なくなってしまう。違憲の疑いが強い「女子枠」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>
27	男	30代	56	<p>SNSツールの普及に負の側面があり男女間で不均衡な影響を与えるなど～という部分について。</p> <p>SNSにおけるイデオロギーを基にした男女関係の論争は数年前と比べて明確に過激化、かつ先鋭化の傾向が見られます。こうした論争が広く拡散されることは男女間の分断を促すものであり、韓国のように社会全体を巻き込んだ対立にも繋がりがかねません。</p> <p>子供や若者がこうした論争を見て認識が歪むことがないように、国からも働きかけが必要と考えます。特に、現実における男女関係（交際、結婚、子育て等）はSNSの論調とは乖離している事を見せるのが大事であり、実際に結婚、子育てしている人と若者が交流を持つ機会を作らなければならないと思います。</p>
28	男	30代	61	<p>理工系女性人材を育成したいと考えるとき、いわゆる文系志向の生徒を理系志向にすること、理系であっても医学など理工系以外に興味のある生徒に理工系を勧めるなど、様々なアプローチが考えられる。現状、女子大を含めていくつかの大学で女性のみが受験可能な理工系の募集枠があるが、これはもともと理工系を志望する女子学生が受験しているだけと考えるのが自然であり、理工系女性人材の育成や、理工系に興味を持つ女性を増やすことへの程度寄与しているのか疑問がある。女性のみが受験可能な理工系の募集枠にどのような女性が出願しているのかを調査したうえで、この募集枠の意義や目的について男女共同参画局としての見解を求める。また、そもそも性別を問わず理工系人材の育成を推進することが国民にとって意義があると思うところ、女性に限定した理工系人材の育成の推進にどのような意義があるのか不明であるし、また理工系から遠い職に就くのであれば理工系女性人材が増えたとはいえない。全体として、特に女性の理工系人材を育成する意義や、それに伴って発生するであろう理工系を志望するもその進路に進めない男性にどのように手当てをするのか明確にしてもらいたい。</p> <p>男女共同参画白書令和元年版の特集第2節 1(3)やI-特-19図を見る限り、女性が男性よりも制約を受けているとはいえない。この情報からは、女性が理工系を志望するうえでの障害が男性より大きいと考えることは妥当性に欠けるといえる。女子学生（ないし男子学生）の占める割合が少ない分野について、個人が自由に進路を選択した結果として男女比に差があるのであれば、それを国として是正することは個人の自由を侵害することにつながるおそれがあり、また是正する根拠がない。この調査結果をふまえてもなお男性よりも女性の教育を支援する必要があると考えるのであれば、その根拠について説明を求める。</p> <p>また、「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う」に関しては、交付金や補助金目当てで女子入学者を集め、男子を入学させないような差別的な動機を大学に与えることにつながるものであり、最も強い言葉で非難する（第5分野 4(2)ア pp. 61-62）。</p>

29	男	10代以下	<p>【男子学生の困難について】 「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において」など、一部の学問領域における女性比率の低さを問題とする記述がいくつか確認できる。しかし、高等教育機関への進学率でみると、男性の高等教育進学率は、女子の高等教育進学率より低い実態がある<参考>。</p> <p>「男女共同参画」とは女性だけに限らず、時には男性も施策の対象となるべき性質を有しているものと理解しているが、そうした男子学生の困難についての記載が、本案からは確認できない。</p> <p>また、一部の国公立大学が理工系女子学生比率の向上を目的として「女子枠」といった手段を用いていることについても懸念を表明せざるを得ない。大学定員は有限であるため、クォータたる「女子枠」が実施されると、高校生男子がアクセス可能な総定員数が減少する。地方出身、貧困家庭、両親非大卒、親族の介護...ect...といった多様な困難を有する高校生男子であっても、「男性」という生得的な属性によって出願の機会が奪われるのである。ジェンダー学においても交差性（インターセクショナリティ）の存在は指摘されているところであるが、様々な困難や多様性を評価せず、性別で一律大学出願の機会を奪う「女子枠」には大きな問題がある。</p> <p>また、特定の大学・学部の総合型選抜において、試験科目や出願条件（評定平均）が「女子枠」と通常の総合型選抜で異なる場合や、「総合型選抜枠の半分以上が女子枠」という大学が確認されている。「一般選抜であれば合格は難しいが推薦入試であれば合格できる能力（学力とは限らない）を持った受験生」の存在は容易に想定できるが、そうした措置は違憲の疑いが強いことはもちろんのこと、高校生男子に対する著しい差別に他ならない。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が推進されることを求める。</p>
30	女	30代	<p>大学入試における「女性枠」の導入は、明確な男性差別であり、能力や努力による評価を歪める制度です。男女ともに同じ教育課程を経て、同じ試験を受ける中で、性別を理由に合否を左右することは、教育の公平性を著しく損ないます。</p> <p>進学率が地域差や家庭環境により影響を受けることは男性も女性も変わりなく、むしろ家庭環境の影響を受けるのは男性の方が多いという研修もあります。それを是正する手段として「女性枠」を設けることは、根本的な解決にはなりません。むしろ、男性受験者の機会を不当に奪う結果となり、社会全体の信頼を損なう恐れがあります。大学入試は、性別に関係なく、個人の能力と努力に基づいて評価されるべきです。よって、女性枠の導入には断固反対します。</p>

31	男	30代	57	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について (3)につき、既に若手の女性比率は相当に向上しており、「女性限定公募」といった違憲の疑いが強い施策によって、男性の若手研究者は生得的属性によって著しく就業機会が制限されている状態にある。公的資金による政策誘導によって、そうした不適切な施策が行われていることは由々しき事態であり、インセンティブの付与については削除すべき事項と考える。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている現状がある。本邦が歴史に参照してきた欧米先進国を見ても、女性限定公募については必ずしも肯定されていない。「Positive action」と「Positive discrimination」は明確に区別されるべきであり、例えば英国では、2010年平等法に基づき、同点時優遇（タイブレーク）措置などが認められつつも枠を設けるクォータ制については禁止されている。 産休や育休（男性含む）の考慮といったより根源的な男女共同参画の推進を推奨するにとどめるべきであり、違憲の疑いが強い「女性限定公募」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記すべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>
32	男	20代	57	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について (3)</p> <p>女性比率は十分に向上しており、「女性限定公募」はポジティブアクションの理路ではカバーできない違憲の疑いが強い。若手の男性は、ただ男性であるという理由だけで、法の下での平等および職業選択の自由を侵害されている。</p> <p>また公的資金による政策誘導を用いて安易に女性比率を高めることは、本来あるべき女性の実力を研磨する機会を削ぎ、長期的には女性の実力を低下させるという面からも、インセンティブの付与については削除すべきと考える。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている。欧米先進国を見ても、女性限定公募については肯定されておらず、例えば英国では、2010年平等法に基づき、同点時優遇（タイブレーク）措置などが認められつつも枠を設けるクォータ制については禁止されている。 政策として女性の参画を推進する必要があるのであれば、産休や育休（男性含む）の考慮といった方法を推奨するべきであり、違憲の疑いが強い「女性限定公募」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段は用いないよう明記すべき。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>

33	その他	30代	57	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「構造的差別がない状況下ではどの分野・領域でもジェンダー比が1:1から大きく離れない」という疑わしい前提を置いて全てのポリシーが組まれている。 2. 類人猿でさえ玩具の指向にジェンダー差が確認されている[1]。 3. ジェンダー平等な国ほどSTEMのジェンダー比がより偏るGender Equality Paradox現象の存在。 4. 慎重のような身体的パラメータだけでなくIQについても、男性の方が女性よりも分散が大きいゆえ、極端な低IQと高IQではジェンダー比が男性に偏る現象（Greater Male Variability Hypothesis）の存在。 5. こうした学術的議論からも分かる通り、(1)の前提は論争的であり、確立された科学的事実ではない。科学的エビデンスを欠いている。 6. よってある特定領域でのジェンダー比の偏りだけから構造的差別が存在することは結論できない。 7. それにもかかわらずジェンダー比（というより女性比率の高さ）をKPIに設定することは、むしろそれ自体が構造的差別となりうる。 8. ジェンダー比のような安易な目的関数ではなく、現に同一パフォーマンスであるのにジェンダーを理由に加減点をするというような差別的取り扱いをこそ禁止すべきである。 9. この意味で入試や採用試験等での女性枠及び女性優先は差別的取り扱いであって、相当の正当化を必要とする。（例えば女性/男性に特異的に有害な薬品を扱う職業での性別限定等は正当であろう。）しかし前述の通りそのような十分説得的な正当化はなされていない。 10. 性別情報や性別を推定できる情報（英語の代名詞等）をマスキングするといったジェンダーの影響を排除するプロセスを推進する等の手段を取るべきである。 11. 不適切なポリシーはかえってジェンダーバイアスやジェンダーの分断を強化しかねない。またAジェンダー当事者の立場からもセクシズムとしか映らない。 <p>[1] Hassett et al. Sex differences in rhesus monkey toy preferences parallel those of children, <i>Hormones and Behavior</i>, 54 (3), 2008, pp. 359-364.</p>
34	男	40代	57	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について (3)につき、既に若手の女性比率は相当に向上しており、「女性限定公募」といった違憲の疑いが強い施策によって、男性の若手研究者は生得的属性によって著しく就業機会が制限されている状態にある。公的資金による政策誘導によって、そうした不適切な施策が行われていることは由々しき事態であり、インセンティブの付与については削除すべき事項と考える。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている現状がある。本邦が歴史に参照してきた欧米先進国を見ても、女性限定公募については必ずしも肯定されていない。「Positive action」と「Positive discrimination」は明確に区別されるべきであり、例えば英国では、2010年平等法に基づき、同点時優遇（タイムブレイク）措置などが認められつつも枠を設けるクォータ制については禁止されている。</p> <p>産休や育休（男性含む）の考慮といったより根源的な男女共同参画の推進を推奨するにとどめるべきであり、違憲の疑いが強い「女性限定公募」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p> <p>また実際に女性参画が増えても日本の科学力は低下しているという残酷な事実を直視すべき</p>

35	男	30代	62	<p>下記の記載箇所について意見を述べる。</p> <p>-----</p> <p>(2) 具体的な取組 ア 次代を担う理工系女性人材の育成 (6) 女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。</p> <p>-----</p> <p>多くの国公立大学の理工系学部において、男性にはそもそも出願資格が与えられない「女子枠」の実施が横行している。 ジェンダーバイアスの存在を一律に否定するものではないが、特に国公立大学進学者の多くを占める都会の富裕層の女子について、理工系への進学を妨げるようなバイアスの存在を裏付ける定量的な研究は把握していない。性別という主として生得的な属性のみにもとづいて進学を制限する制度はきわめて不平等であり、憲法違反の疑いも法学者らによって指摘されている。また、ジェンダー平等を重んじる他の先進諸国においても同様の制度は軒並み禁止されていると理解している。 文部科学省をはじめとする省庁がこのような制度を後押しするような態度を取っているのは嘆かわしいことである。</p> <p>大学教員の女性限定採用に関しても同様である。こちらは多くの場合募集される専門分野が非常に狭く、自動的に排除される男性の応募者にとって他の選択肢が乏しいことからさらに倫理的な問題が大きいと考える。 代替案の一つとして、過去の差別的な教育、採用慣習において利益を得てきたシニア男性教員の自主的な退職を促す制度の導入を提案する。</p> <p>社会正義の理念にもとづき、これらの差別的かつ違憲性が疑われる選抜方法を明示的に禁止することを強く望む。</p>
36	答えたくない	60代	56	<p>白丸1つ目：「STEM分野の職業は男性が付くことが多く賃金が高い。STEM分野の人材を育成し、就労につなげることは、女性の賃金を高め、男女の賃金格差を是正することにもなる。」旨を加える。</p>
37	男	40代	57	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について (2) について、「女性限定公募」といった違憲の疑いが強い施策によって、男性の若手研究者は生得的属性によって著しく就業機会が制限されている。公的資金による政策誘導によって、そうした不適切な施策が行われていることは由々しき事態であり、インセンティブの付与については削除すべき事項と考える。 また、(4)に「性差のみならず～多様な人々のニーズに対応しうる」と記載するにもかかわらず、女性の活躍、登用のみを記載する理由はなぜか？これは、性差以外の社会的不利の属性を無視する意図があるならば、(4)の記述は矛盾が生じるので整合性を取るべきである。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている現状がある。本邦が歴史に参照してきた欧米先進国を見ても、女性限定公募については必ずしも肯定されていない。「Positive action」と「Positive discrimination」は明確に区別されるべきである。 産休や育休（男性含む）の考慮といったより根源的な男女共同参画の推進を推奨するにとどめるべきであり、違憲の疑いが強い「女性限定公募」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p>

38	男	20代	62	<p>【次代を担う理工系女性人材の育成】</p> <p>特に(6)について。「理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して」とあるが、現在、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されている。しかし「女子枠」は、単に女性であることのみを理由に優遇措置を認め、女子の中でも経済的・地理的条件に恵まれた女子がより選抜されやすくなるシステムである。また、貧困・地方・両親非大卒など不利な条件を抱える男性や女性を、より辺境へと追いやるシステムである。これが正義に適った「多様性」なのだろうか。</p> <p>女子枠を肯定することは、「単に女性であること」による構造的不利益が、「ケア負担・大卒第一世代・地方出身・貧困層出身・性的マイノリティなど（複合する場合もあり）」による構造的不利益より無条件に大きいという命題を認めることを意味する。後者の条件を抱えない女子は女子であることのみを理由に優遇され、後者の条件を抱える男子は男子であることのみを理由に、女子枠増加に伴う一般入試や推薦入試の全員出願可能枠の減少の犠牲を受ける。大学の教育設備・キャパシティには限界がある以上、女子枠を設けた時の一般枠減少は避けられない。現に女子枠が導入されたほぼ全ての大学で、両性出願可能な入試の募集人数は減少している。</p> <p>「等しき者は等しく、等しからざる者は等しからざるよう扱うべし」という正義定式をより正しく実現するためには、個々人の困難を個別具体的に勘案し、その度合いに応じた量の優遇措置を与えるべきだ。仮に女子であることが理系進学における不利的条件だとしても、女子である不利のみを考慮しその他の不利を一切考慮しない女子枠は、より不利な男性を排除する不合理的な差別となりうることから、廃止されるべきである。</p> <p>代替案として、「逆境指数」の導入を提案する。この指数では、性別・ケア負担・大卒第一世代・地方出身・貧困層出身・性的マイノリティなどの多様な不利的条件を、その困難の大きさに応じて数値化し、かつその複合も加算によって考慮できる。これの導入により、都市部出身・両親大卒・富裕層女子が単に女子であることのみを理由に選抜上優遇され、地方部出身・両親非大卒・貧困層男子が選抜の入口から排除されうる女子枠という不正な選抜は、撤廃することが可能である。</p>
39	男	60代	60	<p>「(3) 若手研究者含む女性研究者の比率向上や学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金をはじめとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍できる環境整備のため、現在の仕組みの効果や課題も踏まえつつ、必要な施策を検討する。」に関する意見を書かせていただきます。</p> <p>憲法14条にある、「性別により...差別されない」は機会の平等を指していると考えられます。多いと思いますが、それであれば機会において男女に異なった取り扱いを行うポジティブアクションは、相当の合理性がなければ許されることとは思えません。その合理性を裏打ちする実験と検証結果もないままに運営費や交付金を用いて一律に政策誘導を行うのは拙速ではないでしょうか？そのためまずは教員の性別や女性限定採用で採用されたか否かといった採用経路によりh-indexやTop10%論文割合などが異なるかどうか等の女性教員拡大のメリットを検証することがまず必要ではないかと思えます。それにより女性優先採用は研究や教育に資すると証明されれば合理性があるとされるのではないのでしょうか。特に教員は学生の育成に関わるためその質は本邦の科学技術力にレバレッジをかけて影響する重要な要素かと思えますので。</p> <p>また、「ジェンダーイノベーション」とありますが、研究者・技術者の性別により異なる知的成果が期待できるという認識は性別により知的な性質が異なることを前提としておりジェンダーステレオタイプにつながるものではないかという危惧もあり、研究者の性別を問うよりもアウトプットにつながる研究自体のジェンダー視点を評価の方が適切ではないかと考えます。大学教員採用において女性優先をするよりも研究へのジェンダー視点取り込みを誘導する施策の方が、法的な問題も少なく、効果的にイノベーションにつながる結果を得られるのではないかと考えます。優秀な研究者であれば自身の性別を超えたジェンダー視点の成果を期待できるのではないのでしょうか？ただこちらにおいてもジェンダー視点の研究がどれだけの成果を上げたかの検証がなされるべきで、成果が上がらなければジェンダー視点の研究の促進自体を見直すことはやはり必要と思えます。</p>

40	その他	20代	-	<p>近年、人権問題が指摘されているAIを男女共同参画基本計画に関わらせないで欲しい。 またwell-beingは国民それぞれが自ら行う物であって政府が主導するべき物では無い。人々を護る福祉は義務だが、人々を幸福にするのは義務にするべきでは無い。</p>
41	男	50代	59	<p>【該当箇所】 ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上 イ 科学技術分野における女性人材の育成等 【意見】 現状で、女性の性別を理由にした採用、登用の阻害は存在しない。出産や子育てなど、女性のライフイベントに起因する阻害事由は、それらに対する支援を男女ともにおこなうことで解消されると期待され、実際に成果が出ており、女性の比率は向上している。それを越えて、性別という生得的な事由による採用や登用をおこなうことは、憲法第14条（差別の禁止）に違反する疑いが強く、法学的な観点からも批判されている。</p> <p>また、諸外国においても性別に基づく採用、登用は違法であるとの議論が根強い。</p> <p>実際に、近年の国立大学の若手教員採用では、性別という、能力と無関係な生来の属性を限定した公募（いわゆる「女性限定公募」）や、「能力が同等なら女性を採用」という、違法性の強い、男性研究者の権利を損なう公募が横行している。</p> <p>このような違法性の強い公募が横行するのは、「女性研究者の比率向上」という、表面的な結果のみを追求するインセンティブが根本的な原因である。そのような、各研究機関の性差別的な施策を助長しかねない項目は再考する必要がある。</p> <p>具体的には、アー(3)「若手研究者含む女性研究者の比率向上や学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金をはじめとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与する」を削除するべきである。</p> <p>さらに、「女性研究者の比率向上の取り組み」においては、諸個人を「男性」「女性」という「集団」で把握することにより、個人としての権利を侵害する可能性を考慮し、性別限定公募のような違法性が疑われる施策につながらないような配慮を、各研究機関に求めるべきである。</p>
42	男	30代	60	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について</p> <p>(3)につき、 男女それぞれの研究者にとっては働きやすい環境を整備するなどの取り組みにインセンティブを与えるのは平等であるといえるが、現状は女性研究者の比率向上を目的として女性限定公募等が行われており、男性研究者が不当に就業機会を損なわれているが日本国憲法第14条の法の下での平等と相反するものではないか？ 確かに、女性差別撤廃条約 第四条において1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。</p> <p>とある通り、優遇措置を設けることは差別と解さない、とある一方でただし書きにある通り機会及び待遇の平等の目的が達成されたときに廃止されなければならないとある。</p> <p>現状の結果だけ見れば、理工系の女性比率が低く、また、男女で見たときに収入の差があるが、それは本国において就業機会、待遇において男女差別があるということを証明するものではない。現状、女性だからと言って公募できない、男女別の給与テーブルが設定されているようなことがあって初めて機会や待遇が不平等であるといえるのではないか。これらが証明されていない以上、女性公募のような不平等な取り組みは撤廃されるべきであるとともに、女性比率の向上についてインセンティブを与えるならば推進すべき取り組みと禁止すべき取り組みの指針を示すべきである。</p>

43	男	30代	57	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について (3)につき、既に若手の女性比率は相当に向上しており、「女性限定公募」といった違憲の疑いが強い施策によって、国公立大学においては運営費交付金の減少に伴う後任人事不補充なども相まって、男性の若手研究者は生得的属性によって著しく就業機会が制限されている状態にある。公的資金による政策誘導によって、そうした不適切な施策が行われていることは非常に由々しき事態であり、インセンティブの付与については削除すべき事項と考える。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている現状がある。本邦が歴史に参照してきた欧米先進国を見ても、女性限定公募については必ずしも肯定されていない。「Positive action」と「Positive discrimination」は明確に区別されるべきであり、例えば英国では、2010年平等法に基づき、同点時優遇（タイブレーク）措置などが認められつつも、枠を設けるクォータ制については禁止されている。 産休や育休（男性含む）の考慮といったより根源的な男女共同参画の推進を推奨するにとどめるべきであり、違憲の疑いが強い「女性限定公募」といった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>
44	男	50代	60	<p>3(実際は丸囲み数字)の「大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与する」というのは、入試の女性枠や教員の女性優先登用を事実上強要する“兵糧攻め”であり、大学自身が女性重視の政策にコミットするか否か、そして受験生や労働者が加入先としてそういったスタンスの大学・研究機関を選択するかの自由・多様性が失われることになってしまう。 政策というものは本来「効果が無かった」「役割を終えた」「弊害が生じた」のいずれかの場合には縮小・廃止といった撤退措置を行うべきものであるが、女性活躍系の政策は元々が効果を検証しにくいし事故や赤字のような明らかな失敗パターンが存在しないため一旦実施すればやりっぱなしの状態になってしまう。これは政策を決定・実行する側にとっては“答え合わせ”を強いられることがない楽な状態であるが、国民から見れば「やったという実績」だけが目的の無意味もしくは害のある政策を漠然と進めているように映るため長期的には政府が信頼を失うことになる。</p> <p>女性枠を支持する者の中には「一時的な措置で状況が好転すればやめればいい」「絶対に正しいとは思ってなくてあくまで必要悪」という形で容認している者もいるが、現実の政策の運用には「このような状況になれば女性枠を廃止する」といった見直し条件や時限的措置は実装されていない。こうなるとただ長年継続されること自体がある意味「これをやめることはならない」という圧力となりうるため、実際の効果や世論の支持不支持とは無関係に惰性で維持されるだけの制度となってしまう。</p> <p>だから受験の女性枠や人材の女性登用政策を行うのであれば、継続条件と効果・弊害を検証する第三者機関を同時に設定するべきであり、「効果が無かった」「役割を終えた」「弊害が生じた」のいずれかが確認されれば速やかに修了させるための手続きを実装するべきである。</p>

45	男	30代	61	<p>「研究・技術開発と育児・介護等の両立」とのタイトルが示す通り、大学や公的研究機関における生殖支援は、出産した場合にしか想定されず、不妊治療や流産等により、長期間心身に対する負荷がかかり、妊娠前や妊娠期間中、最終的には出産に成功しなかった場合に支援が全くない状況である。私は、同じく30代前半の妻(日本学術振興会 DC1特別研究員、実験を伴う医療研究に従事)と、女性要因(PCOS)による体外受精を伴う不妊治療を行ない、第一子の出産を目指す最中だが、妻は特に採卵や移植において、ホルモン剤の影響による心理的負荷や、排卵誘発等に伴う身体的負荷、生理日等の予測できない身体のリズムに合わせて治療を行う必要性による著しい時間的拘束などにより、数ヶ月に渡って、正常に研究を遂行できない状況におかれている。結局、休学を選択することとなったが、この間特別研究員としての研究奨励金(給料)の停止、柔軟な時間の活用の不可能性、休学理由として整備されていないことによる手続きの不確実性と煩雑性(病気ではないにも関わらず事由発生前の有料の診断書(=医学的に意味をなさない)の提出や、復学時の精神疾患を前提としたような面談が必要、いちいち関係各所に事情を説明する必要性等)、所属研究環境における理解不足等により追加で精神的に苦痛を受けた。研究者は、創造的な高ストレスの職種で、なおかつキャリア競争を背景とした晩婚化・高齢出産の頻度が通常よりも高く、従って不妊治療を必要とするケースが多いと想定されるにも関わらず、不妊治療期間の柔軟な研究継続の支援(時短勤務や技術補佐員の雇用による動物飼育継続の支援等)が全く整備されておらず、自尊心を大いに毀損する状況である。ライフイベントによる研究の遅れに配慮して設立されたRPD制度も、立て続けの流産で数年苦しんだ挙句出産できなかった場合には申請資格がない。また、任期つき教員等の場合、妊娠時期のずれにより、残存雇用期間の不足により産休・育休がもらえないリスクに怯えながらの妊活となる。出産という結果に条件づけられ、心身の負担を抱えながら妊娠を目指す女性を等しく支援する意思の感じられない非人道的な体制になっていると言わざるを得ない。早急に女性研究者・大学院生等のライフイベント支援を実態に合わせ、不妊治療・流産・任期との関係性にも十分配慮して柔軟性に運用するよう、変更して欲しい。</p>
46	男	30代	62	<p>【次代を担う理工系女性人材の育成】 特に(6)について。現在、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されていると認識している。しかし、特に国公立大学における「女子枠」は、違憲の疑いが強いというのが本邦の憲法学における基本的理解である。 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金は有限かつゼロサム構造であるため、ある大学が「女子枠」を導入してしまうと、他の大学は交付金・補助金の減額を防ぐために、同じく「女子枠」という憲法上疑義のある手段を選択せざるを得なくなってしまう。違憲の疑いが強い「女子枠」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>

47	男	20代	62	<p>【次代を担う理工系女性人材の育成】 特に（６）について。</p> <p>現在、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されている。しかし、特に国公立大学における「女子枠」は、違憲の疑いが強いという認識はあるだろうか。</p> <p>女子枠を肯定する理路としては「ポジティブ・アクション」が挙げられることが多いが、男性から法の下での平等を強制的に奪う女子枠の導入は、いわば「それをしないと破滅的な危機に陥ってしまう」最後の手段と考えるべきで、他にできる取り組みがある段階では拙速に短絡的にこれを用いるべきではない。</p> <p>また、安易な女子枠の設定は、本来女性が持つ学習意欲を阻害し、長期的にはその能力を開発する機会を奪うものとなることを危惧する。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>
48	男	40代	62	<p>女性優遇は違憲であり、今後男性教員希望者から訴訟を起こされた場合の責任はだれが取つものなのか？</p>
49	答えたくない	60代	62	<p>（２）ア(6)「将来の賃金格差から、下宿代等を含めた教育投資を保護者や教員がためらったりする。また、都会居住での安全安心を得るために道府県寮は男性のみが対象だったりすることが多いため、例えば、階で分けるなど女性枠を設置あるいは増設する。」を加える。</p>
50	男	40代	62	<p>【次代を担う理工系女性人材の育成】 特に（６）について。現在、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されている。しかし、特に国公立大学における「女子枠」は、違憲の疑いが強いというのが本邦の憲法学における基本的理解である。</p> <p>国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金は有限かつゼロサム構造であるため、こうしたインセンティブを伴う政策誘導は、各大学の自主性に委ねるとしても、資金調達のために憲法上疑義のある「女子枠」を導入する大学は急増することが見込まれる。よって「女子枠」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p>

51	男	60代	62	<p>「(6) 女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う」とあり、近年増加する「女子枠入試」も念頭に置いたものだと思いますが、これは憲法14条にある、「性別により...差別されない」に反していないでしょうか？また、教育基本法四条の「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とも整合しない取り組みであると感じており、とりわけ公的な資金で運営される国公立大学で性別で扱いが異なる入試が行われることは問題があるのではないかと思います。これまでも女子大や女子短大という女子のみを対象とする教育機関が存在し男女で高等教育の門戸の広さに差がありましたが、更に共学の大学においても入試に女子枠を作ることで男子の教育機会が奪われることは、男女平等の視点からも、属性にとらわれずより優れた能力を持つ学生を選抜し高い教育、研究成果を目指すという教育研究機関の責務からも問題があるのではないかと思います。</p> <p>また、一部大学では女子枠入学者の大学院進学率が低いという話を聞いたのですが、それが一般的な傾向であれば女子枠の比率を増やすほど大学院進学者は減るはずで、研究人材の育成パイプラインからの漏れを大きくし専門性の高い研究人材プールを小さくする結果につながらないでしょうか？</p> <p>加えて不思議に思ったこととして、理工系の中でも看護、薬学、栄養、家政などの分野には男子学生が少ないのではないかと思います。なぜ女子学生の少ない分野だけが対象となり、男子学生の少ない分野への男子を対象とした多様性を確保する選抜に対する支援がなされないのでしょうか。多様性と言いつつ男性差別になりませんか？特に栄養、家政などはそもそも男子学生を排除した女子大、女子短大で教育されることが多く性別多様性がゼロに近い環境ですがそれは問題とはされないのでしょうか？</p>
52	男	50代	62	<p>【該当箇所】 ア 次代を担う理工系女性人材の育成 (6) 女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う</p> <p>【意見】 現在、複数の国立大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」という施策が進んでいる。これらは、生得的な性別によって学業の機会を制限する、憲法第14条（差別の禁止）に違反する疑いがきわめて濃厚である。このような、いわゆる「逆差別」につながりかねない施策はかねてより批判されている。</p> <p>国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金によるインセンティブは、大学間に競争的な構造を持つため、本項目は「女子枠」の推進を通じて、違法性の高い施策を助長してしまうことが強く懸念される。このような手段が実施されず、公平かつ公正な入学者選抜が行われるべきことを明示するべきである。</p>
53	男	20代	62	<p>(6) 女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、～大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。</p> <p>とありますが、そもそも大学入学者選抜は男女共に受けることが可能であり、入学者の多様性を確保する選抜を理由に交付金などを配布する理由がわかりません。</p> <p>大学が教育機関、研究機関であるならば、入学者の多様性などを理由に交付金などを配布するのではなく、教育成果、研究成果によって交付金などを配布する必要があるのではないのでしょうか。</p>

54	男	30代	62	<p>(6)についてについて、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されていると認識している。</p> <p>意見1と同様にこちらも男子学生が不当に進学機会を損なわれているが日本国憲法第14条の法の下での平等と相反するものではないか？</p> <p>確かに、女性差別撤廃条約 第四条において1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。</p> <p>とある通り、優遇措置を設けることは差別と解さない、とある一方でただし書きにある通り機会及び待遇の平等の目的が達成されたときに廃止されなければならないとある。</p> <p>本国において進学率や進路希望における圧力等はほぼ男女同程度であるため、進学機会、待遇において男女差別があるとはいえない（歴史経緯があるといえど男子大がなく女子大があるので女子優遇ともいえる。）。確かに、アンコンシャスバイアス等の意見はあるが、保護者や中等教育の関係者によって生み出されたものであり、現役の学生にとってしわ寄せとなる性別限定枠のような不平等な取り組みは撤廃されるべきであるとともに、理工系の女子比率向上のため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行うのであれば推進すべき取り組みと禁止すべき取り組みの指針を示すべきである。</p>
55	男	30代	62	<p>【次代を担う理工系女性人材の育成】</p> <p>特に（6）について。現在、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されていると認識している。しかし、特に国公立大学における「女子枠」は、「逆差別」として違憲の疑いが強いというのが本邦の憲法学における基本的理解である。</p> <p>国立大学法人運営費交付金は有限かつゼロサム構造であるため、ある大学が「女子枠」を導入してしまうと、他の大学は交付金・補助金の減額を防ぐために、同じく「女子枠」という憲法上疑義のある手段を不本意ながら選択せざるを得なくなってしまう。違憲の疑いが強い「女子枠」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記すべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>

56	答えたくない	30代	60	<p>(2) ア(3)の「若手研究者含む女性研究者の比率向上や学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、(中略)大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与する」との方針には反対します。その理由を以下に述べます。 なお、引用部分は再掲箇所であり、以下は1つ目の意見と同一の内容です。</p> <p>1. 憲法上の平等原則との抵触 憲法第14条は「法の下での平等」を定めています。公的資金の配分に性別を基準とすることは、若手男性研究者の平等な競争機会を制約しています。大学の研究ポストは極めて限られており、その獲得機会が性別により制約されることは、若手男性研究者の権利侵害に直結します。</p> <p>2. 手段の妥当性 アカデミアに女性が増えることで多様性が高まり、研究や教育にメリットが生じ得ることは否定しません。しかし、その利益を理由に男性の権利を制限することは、あくまで最後の手段とすべきです。 また、今すぐ女性教員を増やすことを目標とした結果を急ぐやり方は、能力主義を損ない、学術界全体の信頼性を揺るがす危険があります。女性教員を増やすこと自体を目的とするのではなく、社会全体の利益につながる施策を実施することが望ましいと考えます。</p> <p>3. 学術水準低下と人材流出の懸念 性別によるインセンティブ政策は、研究者の採用や昇進における能力・業績の評価を歪めるおそれがあります。若手男性研究者が「努力しても報われにくい」と感じれば、優秀な人材がアカデミアを離れ、結果的に研究水準が低下しかねません。これは研究業界全体、ひいては社会にとって不利益です。</p> <p>4. 対案例：長期的基盤整備と教育段階での取組み 短期的に数値を達成することよりも、長期的に女性研究者が自然に増えていく基盤整備の方がより有効だと考えます。例えば小中高生の段階から性別によるスティグマや固定観念を減らす取組みが考えられると思います。</p>
				<p>また、こういった対案や、その検討や実行に関する経緯について、若手男性研究者の権利を制限する前に十分な説明を行い、広く理解を得ることは不可欠だと考えます。</p> <p>結論 資源配分に性別を直接反映させる政策は拙速であり、若手男性研究者の権利を侵害している懸念があります。数値目標の達成を急ぐのではなく、教育段階から職業選択に至るまでの環境整備によって課題を解決することが優先されるべきです。</p>

57	男	30代	-	<p>【男子学生の困難について】 「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において」など、一部の学問領域における女性比率の低さを問題とする記述がいくつか確認できる。しかし、高等教育機関への進学率でみると、男性の高等教育進学率は、女子の高等教育進学率より低い実態がある。</p> <p>「男女共同参画」とは女性だけに限らず、時には男性も施策の対象となるべき性質を有しているものと理解しているが、そうした男子学生の困難についての記載が、本案からは確認できない。</p> <p>また、一部の国公立大学が理工系女子学生比率の向上を目的として「女子枠」といった手段を用いていることについても懸念を表明せざるを得ない。大学定員は有限であるため、クォータたる「女子枠」が実施されると、高校生男子がアクセス可能な総定員数が減少する。地方出身、貧困家庭、両親非大卒、親族の介護...ect...といった多様な困難を有する高校生男子であっても、「男性」という生得的な属性によって出願の機会が奪われるのである。ジェンダー学においても交差性（インターセクショナリティ）の存在は指摘されているところであるが、様々な困難や多様性を評価せず、性別で一律大学出願の機会を奪う「女子枠」には大きな問題がある。</p> <p>また、特定の大学・学部の総合型選抜において、試験科目や出願条件（評定平均）が「女子枠」と通常の総合型選抜で異なる場合や、「総合型選抜枠の半分以上が女子枠」という大学が確認されている。「一般選抜であれば合格は難しいが推薦入試であれば合格できる能力（学力とは限らない）を持った受験生」の存在は容易に想定できるが、そうした措置は違憲の疑いが強いことはもちろんのこと、高校生男子に対する著しい差別に他ならない。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が推進されることを求める。</p>
58	男	20代	-	<p>【男子学生の困難について】 「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において」など、一部の学問領域における女性比率の低さを問題とする記述が確認できる。しかし、高等教育機関への進学率でみると、男性の高等教育進学率は、女子の高等教育進学率より低いのが現実である。</p> <p>「男女共同参画」とは女性に限らず、同時に男性も施策の対象となっこそ男女平等社会だと考えるが、そうした思想的背景が一切感じられないことに懸念を覚える。</p> <p>また、一部の国公立大学が理工系女子学生比率の向上を目的として「女子枠」といった手段を用いていることについても懸念を感じる。女子枠の現状を見る限りは、女子が高校において、高度な数学や物理化学を学習しなくても受験・合格できる形になっており、これは合格後の大学教育において必ず女子の足枷となり、長期的には女子自身の能力開発を阻害するものとなる。「女子枠」が女子の能力を押し下げる結果になり、かえって女性の社会参画を阻むことになりかねない。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が推進されることを求める。</p>

59	男	50代	1	<p>【男女共同参画における男性の透明化について】</p> <p>「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」においては、全体的な論調として、科学技術分野における女性比率の低さが問題視されている。しかしながら、例えば高等教育機関への進学率データによれば、女性の高等教育率は男性を上回る。</p> <p>これは、高等教育において、女性への阻害要因が存在しないことを示している。すなわち「男女共同参画」の支援対象は、男女が等しく含まれると理解されるべきであるが、本「基本的な考え方（素案）」では、このような男性に対する支援が見あたらない。</p> <p>さらに一部の国立大学における、理工系の女子学生比率を向上させることだけを目的にした、いわゆる「女子枠」という違憲性の強い手段への懸念も見受けられない。大学入学者選抜の定員の一部から男子を排除することは、男子学生の機会を奪う。このような状況を生み出す、一部の国立大学の施策は、男子高校生に対する性差別制度に他ならない。</p> <p>また、男子にも、地方出身、貧困家庭、両親非大卒、親族の介護など、不利な状況を抱えた学生が相当数含まれることは自明である。しかしながら、性別にのみ焦点を当てる施策により、これらの困難を抱えた男子学生（高校生である！）は、ただ生得的な性別によって排除されてしまう。これは人権問題であると捉えるべきである。</p> <p>内閣府はこのような性差別（いわゆる「逆差別」）が横行している実態を把握し、是正すべきである。</p>
60	男	30代	-	<p>【男子学生の困難について】</p> <p>「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において」など、一部の学問領域における女性比率の低さを問題とする記述がいくつか確認できる。しかし、高等教育機関への進学率でみると、男性の高等教育進学率は、女子の高等教育進学率より低い実態がある。</p> <p>「男女共同参画」とは女性だけに限らず、時には男性も施策の対象となるべき性質を有しているものと理解しているが、そうした男子学生の困難についての記載が、本案からは確認できない。</p> <p>また、一部の国公立大学が理工系女子学生比率の向上を目的として「女子枠」といった手段を用いていることについても重大な懸念を表明せざるを得ない。大学定員は有限であるため、クォータたる「女子枠」が実施されると、高校生男子がアクセス可能な総定員数が減少する。地方出身、貧困家庭、両親非大卒、親族の介護などの多様な困難を有する高校生男子であっても、「男性」という生得的な属性のためだけに出願の機会が奪われる。ジェンダー学においても交差性の存在は指摘されているところであるが、様々な困難や多様性を評価せず、性別のみで一律に大学出願の機会を奪う「女子枠」には大きな問題があり、より包括的な「逆境指数」を導入する方が好ましいといえる。</p> <p>また、特定の大学・学部の総合型選抜において、試験科目や出願条件（評定平均）が「女子枠」と通常の総合型選抜で異なる場合や、「総合型選抜枠の半分以上が女子枠」という大学が確認されている。「一般選抜であれば合格は難しいが推薦入試であれば合格できる能力（学力とは限らない）を持った受験生」の存在は容易に想定できるが、そうした措置は違憲の疑いが強く、高校生男子に対する差別である。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が推進されることを求める。</p>

61	男	30代	<p>大学入試における女子枠について申し上げます。 新たに募集人数を増やすのではなく、既存の定員を削減して設けるということは、大学入試の筆記試験によって不遇な社会階層にある受験生が一発逆転を狙う機会を奪うことにつながります。これはすなわち、「女性>貧困層などの社会的不遇者」という不当な優先順位を制度的に固定化するものであります。女性であるという理由だけで、なぜこれほどまでの優遇が必要なのでしょう。</p> <p>そもそも現代社会において、女性が親やその他の他者によって進路を制限されるという実証的根拠は見当たりません。むしろ男性の方が進路の制限を受ける傾向があり、これらの実態は令和元年版男女共同参画白書にも明確に記されています。</p> <p>さらに、自由な進路選択が可能になればなるほど、女性は文系や芸術系といった、相対的に稼得期待値の低い学部を志望する傾向があります。すなわち女性は「自らの意思」で理系を選ばず、その結果として所得水準に差が生じているに過ぎません。その結果のみを切り取って「女性は差別されている」と断ずるのは明らかな誤りであり、その誤った前提から導かれた女子枠の設置もまた誤りです。それどころか、真に支援されるべき社会的な不遇者や男性に対する差別を助長する制度であると言わざるを得ません。</p> <p>加えて、社会はこうした不公平な制度の存在を見抜いています。女子枠を利用して得られた学歴や地位に対し、人々は「公正な手段で得られた成果」とは認識しないでしょう。むしろ「不当な優遇措置により得られたもの」と見なし、その人物の社会的評価や人生に長期的な影を落とす可能性すらあります。</p> <p>女子枠は誰も幸せにしません。むしろ社会に新たな分断を生む危険を孕んでいます。即刻撤回を強く求めます。</p>
62	男	30代	<p>男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、「性別にかかわらず」、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」と定義されています。</p> <p>この定義の通り、国民が望むのは、性別を問わず、意欲や能力が公正・平等に評価される社会です。</p> <p>にも関わらず、昨今では女子枠や女性限定公募、女性比率数値目標に見られるように、能力や意欲ではなく性別のみで判断され、男性を排除する明白な性差別が行われおり、完全に矛盾しています。</p> <p>性別によって試験の可否基準や内容を変更することはあってはならず、断じて容認できるものではありません。</p> <p>こうした性差別を無くすことが男女共同参画局に求められる役割であるのに、あろうことかその差別を推進している元凶となり、本来の存在意義を見失っていることを、極めて遺憾に思います。</p> <p>あなた方の目指す男女共同参画社会は「能力や意欲、また性別以外の要素は無視し、男女比が等しいだけの社会」であり、本来の定義や国民の望むものとはかけ離れているのではないのでしょうか。</p> <p>インターネットニュースにおいても、先に述べた女性比率を高める施策に関して取り上げられることがあります。コメント欄には否定的な意見で溢れており、国民の同意・共感を得ている様子は全くありません。</p> <p>欧米においてはこうした差別施策は違憲判決が出ており、アメリカでも昨今見直しが行われていると思います。</p> <p>そのような中、日本では「性別にかかわらず、その個性と能力を～」と言いながら、能力が低くても女性というだけで進学や昇進が有利になり、男性というだけで不当に機会を奪われるなど、性別によって判断する愚策が進められていることは明らかに間違っていると感じます。能力や意欲が女性より高い男性がいたとしても、女性比率を高めるためだけに女性を入学・昇進させることを国が指示しているわけですが、それにより男性がどれだけ精神的な苦痛を受けているかをよく考えるべきです。</p>

				<p>それでもなお女性比率に執心するのであれば、それが具体的に社会に何のメリットがあるのか説明責任があり、国民の大多数の同意を得てからにするべきと考えます。 出産された女性や育児中の男女に対する支援は構いませんが、性別のみで判断し優遇や排除をする社会を推進する矛盾した政策を危惧し、コメントさせていただきました。</p>
63	男	40代	-	<p>「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において」など、一部の学問領域における女性比率の低さを問題とする記述がいくつか確認できる。しかし、高等教育機関への進学率でみると、男性の高等教育進学率は、女子の高等教育進学率より低い実態がある。 「男女共同参画」とは女性だけに限らず、時には男性も施策の対象となるべき性質を有しているものと理解しているが、そうした男子学生の困難についての記載が、本案からは確認できない。</p> <p>また、一部の国公立大学が理工系女子学生比率の向上を目的として「女子枠」といった手段を用いていることについても懸念を表明せざるを得ない。大学定員は有限であるため、クォータたる「女子枠」が実施されると、高校生男子がアクセス可能な総定員数が減少する。地方出身、貧困家庭、両親非大卒、親族の介護といった多様な困難を有する高校生男子であっても、「男性」という生得的な属性によって出願の機会が奪われるのである。ジェンダー学においても交差性（インターセクショナルリティー）の存在は指摘されているところであるが、様々な困難や多様性を評価せず、性別で一律大学出願の機会を奪う「女子枠」には大きな問題がある。これは入試問題に限らず、大学における「女性限定公募」、「女性研究者の役職登用」といった事項にも当てはまる問題である。生得的な属性による差別的取り扱いを廃止すべきである。代案として、逆境指数・ホリスティックレビューを導入して評価する、性差に関わる属性を全てブラインドした上で公平に評価する、などの取り組みに対するインセンティブを付与する方向にシフトすべきである。</p>
64	女	30代	57	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について (3)につき、既に若手の女性比率は相当に向上しており、「女性限定公募」といった違憲の疑いが強い施策によって、男性の若手研究者は生得的属性によって著しく就業機会が制限されている状態にあります。公的資金による政策誘導によって、そうした不適切な施策が行われていることは由々しき事態であり、インセンティブの付与については削除すべき事項と考えます。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている現状があります。本邦が歴史に参照してきた欧米先進国を見ても、女性限定公募については必ずしも肯定されていません。「Positive action」と「Positive discrimination」は明確に区別されるべきであり、例えば英国では、2010年平等法に基づき、同点時優遇（タイブレーク）措置などが認められつつも枠を設けるクォータ制については禁止されています。 産休や育休（男性含む）の考慮といったより根源的な男女共同参画の推進を推奨するにとどめるべきであり、違憲の疑いが強い「女性限定公募」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきです。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求めます。</p>

65	女	30代	62	<p>【次代を担う理工系女性人材の育成】 特に（6）について。現在、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されていると認識しています。しかし、特に国公立大学における「女子枠」は、違憲の疑いが強いというのが本邦の憲法学における基本的理解です。 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金は有限かつゼロサム構造であるため、ある大学が「女子枠」を導入してしまうと、他の大学は交付金・補助金の減額を防ぐために、同じく「女子枠」という憲法上疑義のある手段を選択せざるを得なくなってしまう。違憲の疑いが強い「女子枠」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきです。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求めます。</p>
66	女	60代	-	<p>子供のみで預金口座開設マイナカードパスポート受取ガス点検ワクチン等できなくしたり、家事家業弟妹世話担う子供を学校加点評価より虐待ネグレクトされた未来無いヤングケアラー扱いすることが、少子化の原因になっています。負担軽減は、早朝登校など、教師の労働条件も悪化させる方法をとるのでなく、子供のみで朝食歯磨きして鍵をかけて火の元みて登校できているかを遠隔見守り出来る装置の開発や、育児ロボットで解決すべきです。保育園だけでは保育士の労働条件にしわ寄せするし、在宅勤務もできる職種はまだまだ限定されています。自力生計立てようとする1人親などを虐待扱い通報合戦で、生まなきゃ良かったのにと子供にも聞こえる様に言って自殺や心中を促す、オレンジリボン運動などに公費を注ぐより、少々放ったらかしでも親を働き易くする工夫の方が、働き方改革やら男性育休より重要ではないでしょうか？子供には早くから自分の身は自分で守れと叩き込み、子供食堂は作り方を教えて家で自分で作れるようになることを教える所のみ公費支援とします。共同親権の円滑履行のためにも、小学生の校外体験格差縮小のためにも、公共交通は簡体字ハングル溢れさせるより子供のみでの利用し易さに着目すべきです。アジア諸国でも、ほんの少し前まで家事家業弟妹世話に使ってた子供に登下校付き添いなど要るようになって少子化が激化してますが、日本で緩和されているのは要求されないところが多いからで、男女共同参画、子供家庭庁こぞって、子供任せにできる対策を、監視カメラ、見守り装置、等々、工夫していくべきです。婚外子、離婚後については、1人親が社会保障を受けに来たら財源として養育費を強制徴収し、払えないのに子作りしてるなら収監しても良いが、離れて暮らすことの多い男性が育休取って女性の収入減らない様に自分の子供の面倒見たら養育費をその分は減免する様にしたら良いのです。DNA親子関係確定で、保育園で子供を渡せないなどは無い様になります。</p>

67	女	30代	<p>【男子学生の困難について】 「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において」など、一部の学問領域における女性比率の低さを問題とする記述がいくつか確認できます。しかし、高等教育機関への進学率でみると、男性の高等教育進学率は、女子の高等教育進学率より低い実態があります。</p> <p>「男女共同参画」とは女性だけに限らず、時には男性も施策の対象となるべき性質を有しているものと理解していますが、そうした男子学生の困難についての記載が、本案からは確認できません。</p> <p>また、一部の国公立大学が理工系女子学生比率の向上を目的として「女子枠」といった手段を用いていることについても懸念を表明せざるを得ません。大学定員は有限であるため、クォータたる「女子枠」が実施されると、高校生男子がアクセス可能な総定員数が減少します。地方出身、貧困家庭、両親非大卒、親族の介護...etc...といった多様な困難を有する高校生男子であっても、「男性」という生得的な属性によって出願の機会が奪われるのです。ジェンダー学においても交差性（インターセクショナリティ）の存在は指摘されているところですが、様々な困難や多様性を評価せず、性別で一律大学出願の機会を奪う「女子枠」には大きな問題があります。</p> <p>また、特定の大学・学部の総合型選抜において、試験科目や出願条件（評定平均）が「女子枠」と通常の総合型選抜で異なる場合や、「総合型選抜枠の半分以上が女子枠」という大学が確認されています。「一般選抜であれば合格は難しいが推薦入試であれば合格できる能力（学力とは限らない）を持った受験生」の存在は容易に想定できますが、そうした措置は違憲の疑いが強いことはもちろんのこと、高校生男子に対する著しい差別にほかなりません。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が推進されることを求めます。</p>
68	女	30代	<p>「A Iに業務を代替されるリスクにより～労働者側についてはリ・スキリングを含めた対応を社会全体で進めていくことが重要である」とあるが、リスクリングよりもまず、経営者側が機械化により作業の男女差をなくして雇用の男女の偏りをなくすべき。就業してから、企業側が段階的に機械化を進めるよりも、就社時からそうなっている方が望ましい。それにかかる人員削減や業務変更など、労働者側にはリスクでしかない。企業の機械更新を促進すべき。</p>

69	女	60代	35	<p>P35にも、P32 エ 大学や研究機関におけるハラスメントの防止にあるようなハラスメント対策を織り込む必要がある。</p> <p>学術界における女性によるハラスメント、コンプライアンス問題を取り上げることが急務である。利害関係者に直結しない相談窓口も必要である。意見（1）にも繋がるが、困っている女性科学者は多い。女性枠で上位職階を得たものは自分達だけは特権階級であるという意識が強すぎる。繰り返すが、裁判所は女性研究者支援問題で訴状を受理した。研究に興味を持ちながらも、女性が研究を断念するのは、大学および大学院に入ってからである（これはジェンダー関係ないかもしれないが女性同士の方が陰湿である）。研究者に憧れ研究に従事したものの絶望するケースも多々ある。ポストドクのような任期付研究者の時期でもある。要するに圧倒的な力関係において、健全なサイエンスを行うことができなくなった時、研究者は研究を止めようとする。</p>
70	団体として提出	団体として提出	56	<p>本分野では、SNS等を通じた性暴力やデジタル空間でのハラスメント被害に対する取組が明記されており、時宜にかなった内容と評価します。しかしながら、記述の中心は被害発生後の対応であり、事前の予防教育が明確に位置付けられていない点が懸念されます。</p> <p>テクノロジーを介した性暴力の低年齢化・多様化が進行する現状において、すべての子ども・若者を対象に、加害者・被害者・傍観者にならないための「予防的アプローチ」を教育政策に組み込むことは不可欠です。特に、「生命（いのち）の安全教育」の中に、以下の観点を取り入れることを強く求めます：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS・チャットアプリ等を通じた被害の実態と構造に関する学び ・ 性的同意の概念と、ノーを伝える力の育成 ・ デジタル画像・動画の流通リスク、ディープフェイク・AI生成ポルノの危険性の理解 ・ ジェンダー平等と人権意識に基づくリテラシー教育 <p>また、これを効果的に推進するには、教職員の研修機会の確保、外部専門家の活用、教材開発、保護者や地域への周知と連携が必要です。デジタル空間における性暴力対策は「対応」だけでなく「予防」も政策の柱とすべきです。本計画にその方向性と具体的施策を明記するよう要望いたします。</p>
71	女	60代	62	<p>私は国立大学所属の科学者兼企業役員である。</p> <p>（2）具体的な取組 ア 次代を担う理工系女性人材の育成</p> <p>ロールモデルをアカデミアにしかいたことがないケースに限定しない。ロールモデルが不足というより、敢えて多様なロールモデルを排除し続けてきているので『博士号取得者のキャリアパスを多様に考えること』を敢えて文書化する。アカデミアだけが特別、科学技術レベルが高いと考えるのは誤認である。</p>

72	男	40代	57	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について (3)につき、既に若手の女性比率は相当に向上しており、「女性限定公募」といった違憲の疑いが強い施策によって、男性の若手研究者は生得的属性によって著しく就業機会が制限されている状態にある。公的資金による政策誘導によって、そうした不適切な施策が行われていることは由々しき事態であり、インセンティブの付与については削除すべき事項と考える。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている現状がある。本邦が歴史に参照してきた欧米先進国を見ても、女性限定公募については必ずしも肯定されていない。「Positive action」と「Positive discrimination」は明確に区別されるべきであり、例えば英国では、2010年平等法に基づき、同点時優遇（タイブレーク）措置などが認められつつも枠を設けるクォータ制については禁止されている。 産休や育休（男性含む）の考慮といったより根源的な男女共同参画の推進を推奨するにとどめるべきであり、違憲の疑いが強い「女性限定公募」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>
73	男	40代	62	<p>【次代を担う理工系女性人材の育成】 特に（6）について。現在、複数の大学で出願資格を女性にのみ認める「女子枠」が実施されていると認識している。しかし、特に国公立大学における「女子枠」は、違憲の疑いが強いというのが本邦の憲法学における基本的理解である。 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金は有限かつゼロサム構造であるため、ある大学が「女子枠」を導入してしまうと、他の大学は交付金・補助金の減額を防ぐために、同じく「女子枠」という憲法上疑義のある手段を選択せざるを得なくなってしまう。違憲の疑いが強い「女子枠」といった手段が実際に取られないよう、クォータといった手段が望ましくないことを明記するべきである。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が選択されることを求める。</p>
74	女	30代	58	<p>女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等の把握を進め、対策を推進する、とあるが、男女・多目的トイレを設置するよう推進していくべき。オールジェンダートイレはやめるべき。</p>

75	男	40代	-	<p>「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において」など、一部の学問領域における女性比率の低さを問題とする記述がいくつか確認できる。しかし、高等教育機関への進学率でみると、男性の高等教育進学率は、女子の高等教育進学率より低い実態がある。</p> <p>「男女共同参画」とは女性だけに限らず、時には男性も施策の対象となるべき性質を有しているものと理解しているが、そうした男子学生の困難についての記載が、本案からは確認できない。</p> <p>また、一部の国公立大学が理工系女子学生比率の向上を目的として「女子枠」といった手段を用いていることについても懸念を表明せざるを得ない。大学定員は有限であるため、クォータたる「女子枠」が実施されると、高校生男子がアクセス可能な総定員数が減少する。地方出身、貧困家庭、両親非大卒、親族の介護などの多様な困難を有する高校生男子であっても、「男性」という生得的な属性によって出願の機会が奪われるのである。ジェンダー学においても交差性（インターセクショナリティー）の存在は指摘されているところであるが、様々な困難や多様性を評価せず、性別で一律大学出願の機会を奪う「女子枠」には大きな問題がある。</p> <p>また、特定の大学・学部の総合型選抜において、試験科目や出願条件（評定平均）が「女子枠」と通常の総合型選抜で異なる場合や、「総合型選抜枠の半分以上が女子枠」という大学が確認されている。「一般選抜であれば合格は難しいが推薦入試であれば合格できる能力（学力とは限らない）を持った受験生」の存在は容易に想定できるが、そうした措置は違憲の疑いが強いことはもちろんのこと、高校生男子に対する著しい差別に他ならない。</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会に向け、適切な施策が推進されることを求める。</p>
76	女	30代	60	<p>日本学術会議において、女性の会員比率及び連携会員比率の向上に努めるとともに、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査や提言等を行う、とあるが、特定の団体の割合は指標とならないうえ公平ではないため、削除すべき。</p>
77	男	20代	7~8	<p>現時点ではAIによる差別的な内容、判別は深刻な物であり、国内での開発すらままならない状況下で海外製AIを用いて国内で活用するの危険であると判断します。</p> <p>また、リスクの許容に関しては看過できない程の問題点が判明しています。</p> <p>セキュリティ面では、突破率の異常な高さは目に余る程でたった一日、2日、または数日で突破される程度の脆弱性を抱えており、此等を機密情報等を扱う国家、事業等に活用、普及を進めるのは、時期尚早にも程があると進言いたします。</p> <p>また、現状のAIは開発者の差別的な思想が多く混在している実態が判明している、海外への情報漏洩の危険性を鑑みるに国内での開発が進まない以上、海外製AIの活用は控えるべきであると考えます。</p>
78	男	40代	58	<p>(2)ア8 「男女共同参画の視点」とは、男女(及びその他の性を含め)が平等にその能力や実績に着目して性別に依らず取り扱われること、と捉えて宜しいでしょうか？</p>

79	男	40代	58	<p>(1) 「自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護の在り方を念頭におきつつ」について、「表現の自由」も念頭に置く項目として追記されてはいかがでしょう？ 例えば、情報流通プラットフォーム対処法を主管する総務省では、インターネット上の違法・有害情報に対する対応について、「被害者救済と表現の自由という重要な権利・利益のバランスに配慮」と明記されています。</p>
80	団体として提出	団体として提出	-	<p>基本認識 第5次計画の第4分野「科学技術・学術における男女共同参画の推進」の科学技術分野の部分をベースにしているが、多くの部分をテクノロジーの進展・利活用の広がり割にしている。テクノロジー分野でのジェンダー主流化と言いながら、テクノロジーの進展のために、「男女共同参画」を利活用しようとの経済成長に偏重した視点が見られる。あくまでも、男女共同参画の目的は、人権尊重とジェンダー平等の実現であるとの基本を押さえた施策とするべきである。</p> <p>「施策の基本的方向と具体的な取組」に盛り込むべき事項 1 研究者・技術者の女性比率を高めること。 2 女性研究者・技術者が研究活動を継続し、長期に働くことができるよう、男女ともに研究等と生活の両立が図れる環境整備を早急に確立すること。育児・介護休業の取得による不利益取り扱いを禁止し、保育施設の設置、代替要員の配置、長時間労働の禁止などの労働条件を改善すること。 3 研究者・技術者の実態を把握し、ポジティブ・アクションの取り組みを推進し、研究現場のリーダー、科学技術プロジェクト等のメンバーに女性を登用すること。</p>
81	男	40代	45	<p>(2)ア 「包括的」の語がありますが、その範囲が良くわかりません。この後の9では包括的支援を行うことが記載されていますが、国民的な合意形成に至っていない「包括的性教育」を含むのでしょうか？</p>
82	男	40代	58	<p>(2)ア3 「女性用トイレの利用環境の改善」について、「トイレは性犯罪はじめ犯罪の起こりやすいスポットであり、女性の安全、特に女児の安全に特に配慮する」と追記されてはいかがでしょう？ 例えばジェンダーフリートイレの整備も一案に見えますが、犯罪機会を増やす施策であるため、面積や配管等の課題が無い場合においては、トイレは極力女性専用スペースとして改善されることが必要です。</p>
83	男	40代	58	<p>(2)ア9 「性差の視点」の評価項目化について、「性差の視点」が学術上重要でない領域（例えば数学等の基礎科学）もあることから、項目となってもその配点等の取扱いについては個々の案件に応じて判断されると考えて宜しいでしょうか？</p>

84	男	40代	62	<p>(2)ア6 「女子学生枠の確保」とあるが、このような施策は「女性は理系学問に向かない」というような誤ったスティグマを新たに生む、強める懸念があることから、そのようなスティグマが生じないように配慮するよう記載してはいかがでしょうか？また、そのようなスティグマが生じないようにする具体的な配慮の手段として、女子学生枠に関する情報の公開、すなわちその内容（配点や合格者の個人情報に触れない範囲での情報（例えばセンター試験成績など）等）であったり成果（女子枠合格者の入学後の成績、卒業後の進路等）を公開するよう記載して勧めてはいかがでしょうか？</p> <p>例えば一部の記事によれば、「女性の立場を真正面から考えればこそ、女子枠導入はむしろ望ましくない」「女子枠を課すことは女性の能力が不当に過小評価されていることを示唆しており、これは能力に対する強いジェンダーバイアスの結果であるように思われる」と指摘され、“女子枠の導入によって「個人の努力や実力が正当に評価されなくなる」可能性だという。女子枠があることで、「女性は特別扱いされて大学に入学している」という偏見が根強くなる危険性がある。さらには、女子枠の存在そのものが女性を一括りに扱い、個々人の経歴や能力を軽視する結果に陥りかねない”と懸念が示されています。</p>
85	男	40代	58	<p>(2)ア6 「性差を考慮した医療」について、いわゆる「ジェンダー治療（医療、医学）」に関しては科学的根拠の不足や特に未成年者を対象とした場合のその運用に関する問題を指摘する報告（※）がその適用において先行した欧米において為されており、一部の政府・自治体においてその適用を留めたり禁止したりする動きがあることを記載され、教育内容に反映されるようにしてはいかがでしょうか？</p> <p>国内ではそのような医療の適用は欧米ほどは先行していませんが、その技術や根拠等をフォローする形で検討等が進んでいると認識しており、正にそのようなジェンダーの視点で苦しむ方々、わけても未成年者において、取り返しのつかない医療過誤等が生じないようにしつつその権利がしっかりと守られるために、国内でのジェンダーに着目した医療についても各プロセスにおいて慎重な判断をすることが望まれます。</p> <p>※例えば、2024/4/10に英国国民保健サービス(NHS)より発表された「子どもと若者のための性自認サービスに関する独立レビュー」（いわゆるキャス・レビュー） 最終報告書公式アーカイブ NHS報告書を受けてのアクション</p>
86	男	40代	59	<p>(2)イ2 ここでの「有害情報」の定義は何か、記載されてはいかがでしょうか？</p> <p>例えば総務省「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」の定義に従えば、有害情報は違法でも偽誤情報でもない情報を含んでおり、どのような法的根拠で「削除対応」を求めるのが不明であり、行政における計画に含む内容として不適当でないでしょうか？</p>

87	答えたくない	30代	<p>「第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進」の「4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」に問題がある。</p> <p>「4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」 「(2) 具体的な取組」</p> <p>「(4) 理工チャレンジプログラムやロールモデルの提示等の取組について女子中高生・女子学生等への広報や周知を強化する。」「女子中高生の理工系分野への進路選択の促進に取り組む。」</p> <p>「(6) 女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。」「女子学生卒の確保等に積極的に取り組む大学の取組を促進する。」</p> <p>「(7) 女子生徒の理工系分野への進学を促進するため、全国各地の教育委員会や男女共同参画センターと連携して、女子児童・生徒、保護者・教員を対象として理工系分野に対する興味・関心を喚起する地域における取組を支援し、取組の成果等を全国に展開する。」</p> <p>「(8) 理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保を目的として、大学が民間企業等と連携して行う取組を、好事例の収集・展開を通じて引き続き促進する。」</p> <p>「女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促すとともに、」</p> <p>これは逆差別だと思う。 女性だけ何で？ずるいでしょ。 個人の好みや価値観が最適化された結果として、男女比に偏りが生じるのは当然のこと。 それを受け入れないこと施策をすることは、女性であることによる特権化に繋がるもの。 家庭に入る男性に対して、選択の促進や人材育成として補助してくれるわけでもないのにこれは駄目な施策。 女性に対する嫌悪感は、こういう施策で優遇されているから生じるという面もあることを考えておくべき。 このやり方を常識にしては駄目だよ。</p> <p>ただ、「国立大学・高専の整備計画に応じて、女子学生の増加等に対応した施設整備の取組を着実に実施する。」はいいと思う。 これは女性という「人物」ではなく、「環境整備の一環」としてだからいいと思う。 これはやりなさい。</p>
----	--------	-----	---

88	男	30代	62	<p>第6次男女共同参画基本計画では「ジェンダーイノベーション」(56頁)のように、生物学的な男女差を認める一方で、大筋では男女は元来その差が極めて小さく、それ故に現実社会に生じている男女差は構造的差別に起因するという立場が前提とされており、両者の整合性が不可解である。この問題を理工系への女性進出を題材に指摘したい。</p> <p>生物学的性差を認める立場からは、女性が特に理工系を専攻しないのは、女性の生物学的な特性や選好の結果であるという可能性を排除できない。実際、世界的に女性が理工系に進学しない傾向は広く観察され、さらに言えば女性は男女平等が進むほどに理工系を専攻しなくなる現象も世界的にGender-Equality Paradoxとして観測されている。理工系に女性が進学することを礼賛する第6次男女共同参画基本計画の価値観は、女性の生物学的特性や選好にそぐわない可能性がある。そもそも理工系に女性が数多く進学することが望ましいとする全体を徹底する規範的理解には根拠が乏しく、例えば看護系に男性を増やす政策とは何が違うのか説明が足りていない。</p> <p>無論筆者は理工系に進学を希望する女性を排除することを支持しないが、元来進学を希望していない女性を理工系に誘導するような政策的介入(62頁)が適切かは疑問である。内閣府男女共同参画局の「多様な選択を可能にする学びに関する調査」によると、親などから、勉強や進路、将来のことについて、性別を理由に誘導された割合は、男性の方が高く、男女平等のためにはむしろ理工系へ進路を勧められている男性への誘導を抑制する必要がある。特定の性別の特定の進路に限定して恣意的に選好に介入する政策は、自由主義の観点からも、性差別の観点からも不適切に思われる。</p> <p>ポジティブ・アクション(60頁)についても、男女の生物学的差は小さいため、女性が理工系に進学しないのは何らかの構造的差別が存在するからだという仮定に基づいて実施されているが、そもそもこの仮定が正しいことが実証されていない。むしろ構造的差別が減少すればするほど、女性は理工系を専攻しなくなる先述のGender-Equality Paradoxがあり、生物学的な性差の帰着である可能性が高い。実証されていない仮定を根拠とした政策によって、理工系を志望する男性の進学が困難になっている現状は性差別的で、不適切である。</p>
89	男	30代	61	<p>本項目に限ったことではないが、大学・高等専門学校へ進学する女性の割合に関して定量的な目標設定を行った上で進捗管理を徹底し、PDCAサイクルを確実に回していただくことにより、実効性のある対策を実施いただきたい。</p> <p>女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成に関し、ロールモデルの提示等、キャリアイメージを作る機会も非常に重要であると考えているが、それに加えて、授業の中でも、自分の興味のあるテーマや課題に対して、AIなどの技術を活用する実践的な学習体験の機会を増やすなど、科学技術に対する興味関心を高める体験の質にこだわったイベント・学習機会づくりを検討いただきたい。</p> <p>また、公立高校の改革に関連し、AI・IT系人材の育成、クリエイター人材の育成、半導体人材の育成など社会のニーズに合わせた専門学科の立ち上げ・拡大を促進すること、大学等の学部ごとの定員を見直し、理系学部の定員を増やすことなど、理工系人材の育成とともに人材の量的拡大にも対応できるよう、見直しを検討いただきたい。</p>
90	男	60代	-	<p>男性と女性のセンスと感性をミックスしてスキルアップする。</p>

91	女	40代	-	<p>第5分野『テクノロジーの進展・利活用の広がり』を踏まえた男女共同参画の推進』にて、AIのもたらすリスクを把握しているにも関わらず、利活用を促す内容に違和感を覚えます。文面におけるAIとは主に生成AIを指しているのですが、現状の生成AIは開発時点から著作権や肖像権、個人情報のデータを大量に、そして無断に使用して開発されたものがほとんどです。</p> <p>無断機械学習による権利侵害は全世界的に問題視されており、EUやアメリカの一部州では規制が進んでいますし、中国でも生成AI製であることを示すラベリングが義務化されました。OpenAIやMicrosoft、アンスロピック等の生成AI開発企業は次々訴訟を起こされていますし、アンスロピックが莫大な和解金を命じられたニュースも記憶に新しいと存じます。我が国でも読売新聞、朝日新聞、日経新聞が著作権侵害の訴訟を起こしました。</p> <p>開発時点から権利侵害という大問題を抱えたまま、ディープフェイクポルノや犯罪利用など、国民に多大な損害と傷を与える技術に『テクノロジーの恩恵』なぞ期待できるものではありません。</p> <p>現状の生成AIは根本的に権利侵害を前提として成り立つ技術であるため、男女間での不均衡をなくしていくための男女共同参画において、利活用にふさわしい技術ではないと存じます。</p>
92	女	80代以上	101	<p>選択的夫婦別姓は親子別姓となるため反対です。</p>
93	女	20代	-	<p>テクノロジーの進展と利活用の広がり、男女共同参画を推進する大きな可能性を秘めていると考えます。リモートワークやデジタルツールの普及は、家事・育児・介護と仕事の両立を支え、従来就業継続が難しかった人々の選択肢を広げました。私の周囲でもリモートワークによって助けられている女性は多く、その意義は大きいと感じています。だからこそ、これを「女性のための特別な働き方」として固定化するのではなく、男女を問わず誰もが柔軟に活用できる環境が重要です。そうすることで、家庭責任を一方に押し付けるのではなく、真に対等な働き方改革につながると考えます。</p> <p>一方で、AIやアルゴリズムには既存の性差別が反映されやすく、無意識のバイアスが再生産される危険があります。さらに、デジタル技術へのアクセスや習熟度には格差があり、高齢女性や非正規労働者が取り残されるおそれもあります。テクノロジーは活かし方次第で、格差を縮める力にも広げる要因にもなり得ます。</p> <p>私自身、美大に通っていたとき、学生の多くは女性だったのに教授やディレクターは男性ばかりという状況に違和感を覚えました。声や実力があっても、社会の仕組みがそれを十分に活かしていないと感じた経験です。現在はデザインの仕事をしていますが、商業的な案件が中心で「社会の役に立つ表現」に関わる機会は多くありません。だからこそ私は、ZINE制作やイラストを通じてジェンダーや社会課題を可視化し、共感や対話を生む活動をしていきたいと考えています。その取り組みにおいても、デジタル技術は作品を発信し、仲間とつながり、社会に広く声を届ける大きな力になっています。</p> <p>具体的には、STEM教育における女子生徒への積極的な支援や、AI開発の現場に多様な人材が参画できる仕組み、また誰もが安心して学び直せるリスキリング制度の整備が求められます。私はこれまでの経験から、「誰のための技術か」を問い続ける姿勢を大切にしています。個々の体験や声が尊重される社会を、テクノロジーの力とともに築いていくことを強く望みます。</p>

94	女	30代	62	<p>「(2) 具体的な取組」の「ア 次代を担う理工系女性人材の育成」6に関する意見です。女子枠の導入は、男女平等を掲げながら性別による不平等を生み出す危険があります。アメリカでは類似の仕組みに違憲判決が出ており、日本でも同様の懸念があると考えられます。学力基準を緩めて人数を増やせば、大学の水準が下がるだけでなく、一般入試で入学した女子までも「実力がないのでは」と疑われる恐れがあり、逆に女性差別を助長しかねません。必要なのは「女子枠」ではなく、男女ともに平等な基準で入学の機会を与える制度です。例えば進路指導や奨学金などを通じて理工系への挑戦を後押しすることで、学力を担保しつつ多様性を高めるべきです。</p>
95	団体として提出	団体として提出	59	<p>(AFEE6)【インターネット上の違法・有害情報への対策として、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)の適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する】との記載箇所について意見する。特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の条文上は「有害情報」と言う語句がないことから、「有害情報」の範囲が恣意的に拡大される恐れがあることについて憂慮する。この恐れを払拭すべく「有害情報」の範囲を明確に限定し、その定義について本計画に明記するべきである。</p>
96	団体として提出	団体として提出	62	<p>6 女子学生の占める割合の少ない...(中略)... 女子学生枠の確保等に積極的に取り組む大学の取組を促進する。</p> <p>以上の施策に関連して、現在、複数の大学で女性にのみ出願を認める「女子枠」が設けられている。とりわけ国公立大学における女子枠については、憲法14条の「法の下での平等」に反する可能性が高いと、多くの憲法学者が指摘している。実際の運用でも問題が生じている。例えば東京科学大学の2025年入試では、一般入試の中で最も合格最低点が高い情報理工学院に女子枠が設けられたが、その募集枠が定員割れとなった。その結果、本来であれば合格できた男子受験者が、能力とは無関係な「性別」のみを理由に排除される事態が発生している。</p> <p>こうした状況は、過去の都立高校入試制度の改革と対照的である。都立高校では、かつて男女別定員制が存在したが、性別よりも個人の学力を重視する方向で制度が廃止され、平等な競争環境が整備された。これは評価に値する進歩であった。ところが、同じ時期に大学入試では、逆に性別によって合否が左右される仕組みが導入されており、明らかな二重基準となっている。性別により実力主義が蔑ろにされてしまう制度は、受験生の努力を無意味にし、教育機会均等の理念を損なうものである。被害を受ける学生がさらに増える前に、制度の抜本的な見直しが求められる。</p>
97	男	20代	58	<p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」の記載箇所について、必ず「違法」である物のみ限定する事を徹底した上で、「表現の自由」を最大限に配慮するために、違法行為の基準を上げず、既存及びこれから公開される創作物並びに創作者への最大限の配慮が最優先である事が、今の日本の利点としても最も重要だという記載を追加するべきであるという点について意見する。</p>
98	女	70代	57	<p>冒頭の基本認識の囲みの所にも「ジェンダード・イノベーション」という文言がみえますが、第5分野の最初において、ジェンダー主流化とジェンダード・イノベーションの推進を、対にしてきちんと掲げて記載していただけてよかったですと思いました。</p> <p>前回の基本計画では、その点に関してやや不満に思っていたのですが、今回明確にこの用語を前面に出して記載していただけたことによって、わが国においてもこの重要な施策の推進に大いに力になることと期待しています。今後これらの一層の推進にご尽力いただいて、国際的な流れに乗り遅れないように頑張っていたいただきたいものだと思います。</p>

99	男	20代	58	<p>「3 女性用トイレの利用環境改善に向けて、」という考え方について意見したいことがあります。</p> <p>なぜ女性用トイレの利用環境だけに着目するのでしょうか？勘違いされていると思いますが、男性用トイレの利用環境は決して充分なものではなく、混雑し長い行列ができています。多々あります。また、商業施設では女性用トイレしか設置されていないフロアが当たり前が存在します。逆はありません。女性用トイレの方が広い面積を取っている施設もあります。このように既に占有面積の不平等が生まれているのに、優遇されている方の性別だけに更に環境改善等を検討するのはおかしいです。</p> <p>面積を平等にした上で、更なる利用環境改善するなら男女平等に取り組んでください。政治に利用される税は男女共に納めているものであり、男女共にこの国の主権者です。男性用トイレの環境改善としては、小便器と大便器を増やした方がいいです。特に個室は少なく、混雑時でなくても大便をしたい人の行列ができています。また、隣接する小便器を仕切る衝立のようなものがあるといいです。用を足すときに隣の人に見えてしまうのと、衛生的な理由から、人が使用している小便器の隣は使いにくいです。</p> <p>高齢者や子供のように時間経過で誰もがなる属性と違い、性別とは生まれ持って生涯変えることのできないものです。</p> <p>性別で国民を分け、その待遇に差を設けるような社会制度を増やそうとするのには断固として反対します。</p>
100	男	50代	57	<p>アテンションエコノミー、エコーチェンバー、フィルターバブルがミソジニー、バックラッシュを増幅、強化しているがプラットフォームの対応は極めて鈍く性差別言動が放置され、むしろAI、アルゴリズムが負の強化の役割を果たしているように見える。通報に対しても（性）差別が認められ削除等の措置が講じられることはまれである。発信者の元々持つミソジニー、アンコンシャスバイアスや攻撃性、差別性の背景にある傷/トラウマといった要因への取り組みが不可欠であるが、当事者の発信までもが制約されるような過剰規制を排しつつ、性差別的な発信、その存置、拡散を防ぐための自主的取組を促すとともに、侮辱罪、名誉毀損罪等での積極的な立件、刑事告訴等に係る被害者負担の軽減、親告罪要件を含む関連刑法既定の検証・見直し、簡易・迅速な解決のためのADRの充実及び国内人権機関の創設検討等が求められる。</p>
101	男	30代	62	<p>「ア 次代を担う理工系女性人材の育成」について</p> <p>一部の大学で設けられている「女子枠」について、強い不公平感を覚える。大学の定員は有限であり、女子枠が設置されることで、その分だけ男子学生が出願できる定員が減っているように感じられる。出願機会が性別によって制限されるのは、男子学生から教育を受ける権利を奪っているように思う。</p> <p>また、女子枠では一般選抜と出願条件や試験内容が異なっている例があり、一部では難易度が下がっているとも言われている。もしそうであるなら、学力や能力ではなく性別だけを基準に合否が分けられていることになり、著しい不公平だと感じる。</p> <p>さらに本素案の取組6において、上記女子枠の導入を大学側が実施するインセンティブを与えるような施策が提案されている。これは、女子を優遇する制度を設けた大学ほど国から利益を得られる構造をつくるものであり、大学が男女平等よりも女子優遇に傾く強い動機づけとなってしまう。教育機会は性別によって差をつけるべきではなく、国がそのような不公平な制度を奨励するのは不当であると考えます。</p> <p>女子の比率を高めたいのであれば、大学入試での選抜に介入するのではなく、もっと早い段階での教育や、保護者の意識を変えていくことで志望者そのものを増やしていくべきだと考える。特に取組3や11のような施策を強化していくべきだろう。</p>

102	男	30代	62	<p>私のご意見申し上げたいのは、(2)ア〇6についてです。 当該部分は大学就学者選抜などの場面において、女子学生を優遇するという、いわゆる「女子枠」と呼ばれるものに対し、国が交付金などで支援を行うというものです。</p> <p>次に、私のご意見申し上げたい内容は、次の3点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学入学者選抜における女子学生優遇は、ただ単に数字上女子学生が増えたのみであり、女子枠により入学した学生は学力や大学院進学率が他の学生や他の女子学生と比べても劣後すること。 2 男女平等の観点から女子学生のみを優遇することは差別に当たること。 3 よって、当該政策の実行はやめるべきこと。 <p>1について 井門康司「名古屋工業大学における女子推薦入試の実施とその効果について」によると、確かに女子推薦入試によって女子学生の数は増えたが、その方式により入学した女子学生はGPAが他の女子学生より低く、大学院進学率も他の男子学生のみではなく他の女子学生と比較しても低いという結果が出ています。 これは、本来大学に入学すべき水準ではない学生を入学させている可能性を示しており、女子枠を導入しても女性研究者が増えるわけではないという可能性さえも示しています。</p> <p>そもそも、女性優遇を行うことにより確保されるとされる多様性が実現したとして、どのような効果が出るのか明らかではありません。</p> <p>2について ご存じのとおり、東京医科大学の女子受験生の原点は性差別であると批判され、大学は謝罪しました。 では、女性であるということのみで受験において優遇されることも性差別ではないのでしょうか。女子学生のみを優遇するという事は、その優遇を男子学生は受けられないということです。 これは批判されるべき性差別に当たると考えます。 そして、女子学生優遇策を直接的に実行しているのは大学組織ですが、それを補助金などにより間接的に支援している国も差別を行っていることとなります。</p> <p>3について 以上の1と2より、女子学生優遇は政策効果が明らかではなく性差別にもあたり、(2)ア〇6についての政策はやめるべきであることをご意見申し上げます。</p>
103	男	30代	59	<p>1) 若者のSNS利用について 当該施策について、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のために情報教育を行うとともに、親世代への技術的理解促進のための知識普及活動を合わせて行い、親子間で合意形成に基づく適正なインターネット利用をできる環境を整備する方向で取り組むことを求めます。 愛知県豊明市に見られるような行政が若者世代のデジタル技術活用を抑圧してガジェットツールを取り上げるような方向性での施策が行われることがないよう留意を促すための文言を盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>2) ブロッキングについて 対象について「児童ポルノ」の文言が使用されていますが、これを「性的虐待記録物」の表記へ改めることを求めます。 単に少女キャラクターが登場するゲーム作品を統制するような濫用を許さず、実在青少年の安全を守るための施策であることを明確化するため、昨今の議論を踏まえて本項目に限らず表記の修正をお願い致します。</p>

104	女	60代	62	<p>次代を担う理工系女性人材の育成について。幼少期の教育現場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消について。「おぎゃー」と生まれた時から、女の子は意欲のクーリング効果を受けていると指摘がある通り、教育現場だけを追跡したらいい問題ではない。イ 女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進にもあるが、そもそもアンコンシャス・バイアスから誰も逃れられられず、個人の認識の歪みが発生するのをどうやって防ぐかという観点が必要。バイアスの払拭を個人の責任にしているも慣習・慣行は変えられない。アンコンシャス・バイアスを性役割意識という意味で使用されているのではないかと疑問に思う。</p>
105	女	30代	53	<p>「SNS等のコミュニケーションツールの普及に伴い顕在化した課題（エコーチェンバー等による偏見・差別の助長、SNS等を通じた誹謗中傷等の人権侵害、SNSの利用に起因する性犯罪等の事犯等）等、負の側面があり」との指摘があります。</p> <p>まず、実際に未成年からスマホを持つような社会において、いわゆる成年向けコミックや成年向けゲームの広告が多く表示されることが、社会は当たり前前に性表現にあふれているものであるという認識や、偏見を助長すること、また見たくなくとも性表現を見ざるを得ないという状況を作るという点で問題があります。</p> <p>また、エコーチェンバーの問題も指摘されていますが、令和6年9月の「男女共同参画社会に関する世論調査」において、令和4年の調査より「女性の方が優遇されている」等の回答の割合が増加しているのは、SNSで女性の権利を軽視する意見が多く目につくようになった影響も大きいと思います。人権については男女問わず当たり前前を持つものであるとの意識を持てる社会にしてほしいと思います。</p>
106	団体として提出	団体として提出	62	<p>特に【次代を担う理工系女性人材の育成】について</p> <p>1. 既に高等教育進学率は「女子>男子」となっている（学校基本調査）。今回の男女共同参画基本計画においては「理工系女性人材の育成」が課題として掲げられているが、一方で「看護・薬学・文学・芸術」など、女性が多数を占める分野において男性人材の育成に関する記載は存在しない。高等教育全体で女子の進学率が男子を上回っている現状において、特定分野に限って女性の育成のみを課題とすることは、高等教育に係る資源配分の在り方として不適切であると考えます。この点について、内閣府男女共同参画局の見解如何。</p> <p>2. 計画では、国立大学法人運営費交付金および私立大学等経常費補助金を活用して理工系女性人材の育成を推進するとされている。しかし大学定員は有限であるため、女子枠が導入されれば、高校生男子がアクセス可能な総定員数は減少する。地方出身、貧困家庭、両親非大卒、親族の介護を担う者など、多様な困難を抱える高校生男子であっても、男性という生得的属性によって出願機会を奪われることになる。ジェンダー研究においても「交差性（インターセクショナリティ）」の重要性が指摘されているが、困難や多様性を個別に評価せず、性別のみで大学出願の機会を制限する女子枠は大きな問題である。このような選抜手法の拡大は、文部科学省『入学者の多様性確保に向けた選抜について』で求められている「合理的な理由」を欠くものと考えられるが、この度の計画は、そうした「合理的な理由」を欠く大学入学者選抜手法の蔓延に繋がらないか。違憲の疑いが濃厚<参考>な「女子枠」という手段が取られないよう、何らかの指導や調整等を行うことは検討されているか。内閣府男女共同参画局の見解如何。</p>

107	男	20代	-	<p>【全体について】 アカデミアにおける、女子枠や女性限定公募など女性のみ機会を与える全ての施策に強く反対します。 そもそも、理系の女性が少ない事の何が問題か、全く論証されていません。学力試験によって優秀な者から選ばれた優秀な研究者のみが存在して、一体何が問題なのでしょう。男性研究者の存在は悪なのでしょう。性別関係なく、優秀な者が研究者になるべきです。 また、女子枠や女性限定公募は性差別であるため断固反対します。女子枠の存在は男子が挑戦できる定員を減らすことになります。男子の方が学術に挑戦する機会が減ることになります。これは明確な性差別です。女子枠で入学を阻まれる男子学生個人に、一体何の罪が、何の責任があるというのでしょうか。無辜の男性に実害を与えるのは人権侵害であり、憲法違反です。 理系に女子が少ないので理系に関心があっても躊躇うケースがある、というのは女子枠推進派の常套句だと思います。しかし同性が少ない程度で進学をやめるなら、それは関心が無いというべきです。本当に関心があれば同性が少なくても理系を選びます。現に女子枠が無くても理系を選ぶ人がいます。そもそも、周囲の同性の少なさに不安を感じるのは、通常小学生までです。成人してもなお子どものようなことを言う女性に配慮する必要はありません。18歳になれば皆大人ですから、性別関係なく大人として扱うべきです。 理系に女性を増やすメリット、少ないことの弊害も論証されておらず、女子枠や女性限定公募は男性差別です。速やかに学術界の女性優遇策が廃止され、実力のみに基づく評価がされる世の中になることを、強く求めます。</p>
108	答えたくない	30代	-	<p>第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がり踏まえた男女共同参画の推進 【基本認識】 ○ 科学技術は、我が国及び人類社会の将来にわたる持続可能な発展のための基盤である。近年、生成AI等の最先端のテクノロジーが急速に発展し、</p> <p>とあるが、生成AIを最先端のテクノロジーとして国が認識し急速に発展していると認識しているのであれば、それに合致した法律(現行法は、その認識では最先端、急速に法改正されておらず、悪用され続けている例ばかりが散見される。ディープフェイクポルノ、著作権無視、またディズニーからも「海賊版の底なし沼」強い言葉で訴えられている現状)を制定してから、社会的に普及されるべきである。</p>
109	男	30代	62	<p>4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成、(2)具体的な取り組み、ア、(6)の項目において、「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う」とある。</p> <p>これは東京科学大学などで採用される女子生徒のみが出願可能な入試枠、いわゆる「女子枠」を指すものと考えますが、この女子枠は憲法14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」に反する取り組みになると考えます。</p> <p>女子枠導入により、男性が出願できる入試枠の数は事実上減少するため、男子学生が理工分野の学問を学ぶ機会は制限されてしまい、男子学生が性別により学ぶ権利を侵害されてしまうため、憲法14条に違反してしまうのではないかと懸念をしております。</p> <p>また、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金は有限で予算枠が決まっている状態と思われます。この状態で女子枠に対する補助金を導入すれば、運営費や補助金の減額を恐れた他大学が女子枠を導入せざるを得なくなってしまう恐れがあります。</p> <p>大学理工分野の女性数増加への取り組みは、当該分野の魅力を女子学生にPRするなど、男子学生の権利や憲法14条などで保護される性別により差別されない権利を侵害しない方法で実施されることを強く願います。</p>

110	団体として提出	団体として提出	57	<p>1 テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備</p> <p>デジタルデバイスはもはや、子どもたちも含め人々の生活と切り離せなくなっている。小中学生に1人1台タブレットが配布され、インターネット上の未成年への性的搾取や暴力的な表現も含むわいせつ広告に日常的にふれている。SNSをとおした性被害の急増や、子ども同士の盗撮被害の問題も深刻である。素案にある利用環境の整備のみでは対応はむずかしく、個人の努力だけでは防ぎきれない。</p> <p>◇インターネット上の広告や、SNSでの不適切な書き込み、動画・画像の投稿に対して法整備を含めた対応を盛り込むこと。</p>
111	男	40代	57	<p>女性と男性トイレで小便器の数までいれて状況を比較するのは、あまりにも不平等がすぎる。現在様々な女性優遇があるが男性には排泄する場所すら奪われるのかといい加減にしると言いたい</p>
112	団体として提出	団体として提出	-	<p>テクノロジー開発が、多様な人々のニーズに対応するものとなることは重要だ。一方で、現状では、テクノロジー開発の分野には、女性が少なく、また障害当事者の参画も進んでいるとは言えない。情報アクセスの面からの課題も大きい。こうした情報アクセス面を含む、より多様な人々のニーズに対応しうる研究・開発体制の構築を進める際の当事者参画の必要性を明示してほしい。</p>
113	女	20代	61	<p>性別にとらわれることなく進路選択の権利を尊重されるべきという考えを重要視するのであれば、女性にのみ焦点を当てた施策ばかり打ち出すのではなく、進路選択に関して男性が被る負担や困難にも焦点を当てた施策も打ち出すべきだと考えます。</p> <p>『女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成』の施策の基本的な方針として、「進路選択の際には、保護者や教員等身近な人から影響を受ける場合が多いことから、本人だけではなく、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭を含め理工系分野への進路選択に関する保護者や教員等の理解促進を行う。」とありますが、周囲の女性で、保護者や教員等といった身近な人の影響で理工系分野への進路選択を諦めた人を見たことも聞いたこともありません。基本的に分野を問わず、女子学生・生徒本人は希望した進路を選択できていると感じます。</p> <p>むしろ、「男性だから（将来稼ぐことができる）理工系分野に進みなさい」と言われて進路選択した男性の知り合いのほうが周囲に多いです。美術が得意で進学先も美術系を志望しているのに、教師や同級生に馬鹿にされ続けた男性も見つかります。</p> <p>男女平等という観点から言えば、今の社会で性別で進路選択の自由を制限されているのは女性ではなく男性だと思います。それにもかかわらず、「女性は周囲の圧力やアンコンシャス・バイアスにより進路選択の自由を制限されている」という時代遅れの考え方で我が国の施策を考えるのは、全くもって的外れであり、時間と税金を浪費していると思えます。</p> <p>性別にとらわれることなく進路選択の権利を尊重されるべきという考えを重要視するのであれば、女性にのみ焦点を当てた施策ばかり打ち出すのではなく、進路選択に関して男性が被る負担や困難にも焦点を当てた施策も打ち出すべきです。</p>
114	男	30代	-	<p>女性に対しては生成AIによるディープフェイク被害などの脅威が高いので、AIへの個人情報利用に対して、同意が必要であるようにしてほしいです。</p> <p>その為にも、そもそもAIに対して個人情報を利用することに対して拒否できるようにすること、ディープフェイクが広まるのを抑止するためにも、悪質なディープフェイクの流布にきちんとした利用者への罰則と、それらの出力を目的としたものへ同意なく個人情報を利用した者やセーフティーもなくサービスをばらまいた者たちへも適切な罰則を求めます。</p> <p>イノベーションを理由に個人の権利を軽んじることには反対です。</p> <p>最優先すべきは人権であり、健全な発展のためにも緩める規則ではなく適切な規制をお願いいたします。</p>

115	男	40代	62	<p>一部大学で導入されている、あるいは導入が検討されている理系女子学生を対象としたいいわゆる女子枠に関しては、憲法第14条で保障された法の下での平等に反しないか慎重に検討すべきと思われます。</p> <p>また過去女性が進学や就職で差別されていたことは当時反射的な利益を得ていた男性の世代が解決すべき事柄であり、発言権のない現役男子学生が不利益を被ることがないようにという観点も併せて考慮すべきと考えます。</p>
116	女	30代	-	<p>現時点での生成AIは、著作権、肖像権の侵害を行っており、人権を無視しているデータセットから出来ている物で、世界的にも規制に向かっている存在です。</p> <p>よって、この生成AIを利用する事自体が問題ある行為です。</p> <p>また、生成AIの特性からして主に女性が被害にあう確率が高く、既に学校の卒業アルバムの写真から無断で肖像権を無視し、顔写真を利用してディープフェイク（裸加工した画像の作成等）等、既に問題が多く起こっています。</p> <p>また、ただ単に今までのデータを無断で集めたものをデータセットとして利用して居るので、どこから持ってきたデータかもわからず危険な上に、すべてを均一化した物を出しやすく、新たな症状、問題に対して全く役に立たず、また嘘、偽のデータを吐き出す為に医療に使う、教育に使う事も問題があります。</p> <p>女性の医療、事故に関するデータも今の段階で男性を基準にされている上で統計された物がメインである為に（薬の作用、規格、様々な場面で多く存在します）女性に対して寄り添った結果を期待する事は出来ません。</p> <p>以上の事から、生成AIを利用する事自体が問題である為に、利用をしない、使用を禁止する等の方面に進むべきだと思います。</p>
117	男	30代	59	<p>【意見要旨】以下の理由から、《ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組》にあたって、情報の発信時に発揮されるべきリテラシーの向上と同様、情報の受信時に発揮されるべきリテラシーの向上も不可欠であることを示す文章を追記されたい。【意見理由】男女共同参画の実現を目指すものを含む民主的な議論と意思決定のためにも不可欠な「表現の自由」を堅持する観点からは、情報の発信を制限する取組については極めて謙抑的な対応が求められる。併せて、マスメディア企業等による情報の発信のみならず、ソーシャルネットワークキングサービス等を用いた個々人の情報の発信も盛んに行われている現代においては、男女共同参画に資さない恐れのある情報の発信（性差別・性暴力等をいたずらに煽る、あるいは不当に肯定するような情報の発信等）を須らく未然に防ぐことが、技術的・物理的にもますます困難になりつつある側面が存在することも直視するべきである。ついでに、男女共同参画に資さない恐れのある情報を仮に受信したとしても、その情報に惑わされることなく、あくまでも自他の人権を尊重した振る舞いができるだけのリテラシーを国民に習得させることができる環境づくりが必須である。現在の計画案には、《ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組》が特に《自我撮り被害》の防止、すなわち「情報の発信時に発揮されるべきリテラシー」を向上させるためのものであることについては明記があるが、「情報の受信時に発揮されるべきリテラシー」を向上させるための取組も推進することについて追記されたい。</p>
118	男	40代	60	<p>「比率」がやたらと出てくるが、比率の向上を至上命題とすることは、性別という属性を個人の能力や実績よりも優先させる結果の平等の追求につながる。これは、本来あるべき機会の平等を保証し、純粋な能力と貢献度で評価されるべきだという能力主義の原則と矛盾する。結果として、性別を理由とした不適格な人材の登用や、より有能な男性が不利益を被る極めて差別的な取り組みであると感じられる。</p>

119	女	50代	59	<p>科学技術分野における女性の採用、登用について、国立大学の多くでは、採用人数は各部局の裁量で決められています。各部局では財源や採用枠などの問題から、女性教員を採用したくても中々実現できないという状況があります。</p> <p>大学側が女性教員を増加するような施策を打ち出した場合でも、大学本部も雇用経費が潤沢ではなく、女性教員採用について旗は振りますが、思うように進まない状況があります。また女性教員を優遇しているという観点からの反対意見も依然として根強くあります。</p> <p>女性教員とともに、男性教員も採用する資金があれば、一定程度女性教員を増やすことができると考えますが、中々難しい面もあります。任期付きのポジションが多く、生活が不安定な状況が続けば、研究者を目指す若者が少なくなります。抜本的な解決策をご検討願います。</p>
120	女	40代	-	<p>【背景】 日本経済を支える基幹産業は依然として製造業であり、自動車・機械・素材などはGDPや輸出の柱です。これらはソフトウェアやAIの発展を取り込みながら現場での競争力につながっています。したがって製造業の現場における男女共同参画の推進は、人材不足解消にとどまらず、産業の持続性と国際競争力維持に直結する重要課題です。</p> <p>私たちは製造業に勤める女性技術者に対し独自のアンケート調査を実施しました。その結果、現場には依然として改善が必要な課題が多いことが明らかになりました。しかし第5分野ではAIやソフト分野が強調される一方、製造業の現場は明示されていません。今後の政策には「ソフト＋ハード統合視点」が不可欠です。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働・残業前提の文化 ・設備が「170cm男性基準」で多様な人材に不適合 ・制度はあっても文化・稼働形態との乖離 ・ロールモデル不在でキャリア形成困難 ・無意識バイアスや昇進機会の制約 <p>【提言】 政策に製造業を明示的に位置づけ、第5分野の重点領域として製造現場の男女共同参画を進めていただきたい。</p> <p>長時間勤務前提の運用見直しを企業に義務付け、効率的な労務管理を推進する。フレックスタイム制・裁量労働制・時間単位有給を導入し、特に出産・育児期には「コアタイムなし」を制度的に担保する。DXや自動化を活用し現場を効率化・安全化する。</p> <p>女性トイレ・更衣室の整備を進め、小規模事業者でも搬送補助装置やロボット導入が可能となる補助金を拡充する。安全・衛生環境を整備し、多様な人材が安心して働ける場を実現する。昇進機会における構造的差別がないか企業に検証・公表を義務付ける。家事・育児サポート（シッターやシルバー人材活用）への補助を行い、女性だけに負担が偏らない仕組みを整える。</p> <p>所属を超えた女性技術者のネットワークを支援して孤立を軽減する。</p> <p>【結論】 製造業の女性参画は平等の問題にとどまらず、日本の競争力維持の基盤である。政策はソフト偏重から「ソフト＋ハード統合視点」へ転換し、製造現場のイノベーションと男女共同参画を一体で推進すべきである。</p>

121	女	40代	10	<p>著作権侵害や肖像権の侵害を無視し、活用・生産性向上と根拠のない文言を撒き散らさず、被害防止と救済にあたってください。</p> <p>正誤の区別なく出力する仕様の生成AIサービスを、ジェンダーを扱う分野での使用には慎重になるのがよろしいと思います。 言語系生成AIは、単語の前後に来そうな文字を確率で繋ぎ合わせてるだけです。前後の語句が並置される確率しか見ておらず意味やニュアンスを判定する機能はついていません。 意味やニュアンスの傾向を感じさせる出力がある場合、サービスを提供する企業等の好みで行われます。</p> <p>生成系企業に盗まれた作家たちの文章、画像、肖像を収録している生成AIなので、ジェンダーの公平さなどなく出力結果が吐き出されます。 写真、イラスト、肖像、3Dモデル、音楽、翻訳など、現状はMAGA等が権利者に無許諾でデータセットを作成しています。著作者や肖像、個人情報から篡奪しているサービスに加担せず、クリエイター等への加害を助長せぬようお願いいたします。</p> <p>著作者へ負担を押し付け、権利を骨抜きにする許しがたい不当なもので、政府による自国民への私略許可に他なりません。著作権者の権利保護に立ち返ってください。 推進すべきことは、「著作物の無断使用は原則として違法である」という原則を広く周知した上で、著作権者と事業者との間での公正な取引を推進する政策です。</p>
122	女	70代	35	<p>基本認識の最初に示されているとおり、 科学技術は、我が国及び人類社会の将来にわたる持続可能な発展のための基盤であり、近年のテクノロジーの急速な発展は、我々の生活に大きな影響を及ぼしている。こうしたテクノロジーの進展は、生産性の向上、就業環境の改善、生涯にわたる質の高い教育や医療の提供、行政サービスのアクセス向上等を通じて、女性も男性も暮らしやすく、多様な幸せ（well-being）が実現される男女共同参画社会の形成に大きく寄与していく可能性があるほか、女性の就業分野の選択肢を広げることも見込まれる。 そのため、デジタルリテラシーの底上げ等により、男女が共にテクノロジーの発展に寄与し、性別にかかわらず、誰もがその恩恵を享受できるよう取り組むことが重要である、ということに同意するところです。 デジタル技術の活用は、建設業界での円滑モニタリングやAIロボット化などにより、安全性や効率性が確保されるなど、女性が働きやすい職場環境を実現する上でも効果を発揮するほか、女性がデジタル技術を習得することにより、就業機会が拡大すると思います。 しかし、デジタル研修など、これらの技術習得機会は都市部に集中しており、地方の女性が学ぶ機会が限られるため、地域間格差を解消するようしていただきたい。 また、デジタルスキルを活用して経済的自立につながるための支援だけでなく、デジタル技術の利用による暮らしやすさにも目を向けていただきたい。日常生活の様々な場面がデジタル化しており、デジタルリテラシーのない高齢者の生活はむしろ不便になっている場合もある。 第5分野の具体的施策においては、男女間格差、地域間格差、世代間格差が生じないような取組を行うようしていただきたい。</p>

123	男	50代	-	<p>「ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上」について (3) を実現する上で行うべきは「機会の平等」であり、「結果の平等」を行う事は、それによって能力があるにもかかわらず機会が平等に与えられない男性が多数発生し、これは憲法13条の個人の尊厳、憲法14条の法の下での平等に反します。女子差別撤廃条約を元に憲法13, 14条に反して結果の平等を押し進める事は、憲法98に違反します。結果の平等を推進するのではなく、機会の平等のための強力な環境作りを求めます。</p> <p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 行うべきは「機会の平等」であり、「結果の平等」を行う事は、それによって能力があるにもかかわらず機会が平等に与えられない男性が多数発生し、これは憲法13条の個人の尊厳、憲法14条の法の下での平等に反します。女子差別撤廃条約を元に憲法13, 14条に反して結果の平等を押し進める事は、憲法98に違反します。結果の平等を推進するのではなく、機会の平等のための強力な環境作りを求めます。</p> <p>【次代を担う理工系女性人材の育成】 行うべきは「機会の平等」であり、「結果の平等」を行う事は、それによって能力があるにもかかわらず大学入試以降、機会が平等に与えられない男性が多数発生し、これは憲法13条の個人の尊厳、憲法14条の法の下での平等に反します。女子差別撤廃条約を元に憲法13, 14条に反して結果の平等を押し進める事は、憲法98に違反します。結果の平等を推進するのではなく、機会の平等のための強力な環境作りを求めます。 また、女性については中学高校入試で合格者最低点が男子より高いケースが東京の中学高校入試などにみられ、これは女性の機会の平等を奪っているため、是正を求めます。</p>
124	男	40代	59	<p>イの(5)について 現在の法では効力がとても弱く実効性に乏しいので厳格に処罰する法律が必要である。</p>
125	男	30代	58	<p>(2) の「ア」の(3)について 素案58ページの「女性用トイレの利用環境の改善」については、女性トイレの混雑が課題であること自体は理解できます。しかし「女性の利便性だけを改善すればよい」という一面的な発想にとどまっており、男性が抱える深刻な人権問題を無視しています。</p> <p>第一に、男性トイレの小便器は個室と同等には利用できないにもかかわらず、便器数の算定上はしばしば同列に扱われます。そのため、男性が「設備的に恵まれている」と誤解されやすい状況があります。</p> <p>第二に、小便器の構造上、男性は利用の際に身体的プライバシーを犠牲にせざるを得ません。つまり、男性トイレの「回転率の速さ」は、男性のプライバシーの犠牲によって成立しているのです。この点に言及せず女性トイレの混雑だけを「男女格差」とするのは、男性の犠牲を不可視化し、差別的認識を再生産するものです。</p> <p>第三に、男性トイレに女性清掃員が入ってくる事例も多く、屈辱感や不快感を抱く男性がいる現実があります。これについても、男性の尊厳の軽視といえます。</p> <p>よって本計画には、「トイレ環境の改善を男女双方の尊厳に配慮して進める」旨を追記し、男性のプライバシーを軽視する差別的認識の再生産を回避することを強く要望します。</p>

126	答えたたくない	40代	58	<p>(2) 具体的な取組 ア テクノロジー施策のジェンダー主流化及びジェンダード・イノベーションの推進 ア テクノロジー施策のジェンダー主流化及びジェンダード・イノベーションの推進 5. 女性が担うことの多い無償労働を代替・支援するAIやロボットの開発は女性の活躍を後押しする社会基盤の構築に資するため、積極的に取り組む。</p> <p>について申し上げます。(※上記 5. は原文では特殊文字だったために書き換えて引用しております。) ”女性が担うことの多い無償労働”が具体的に何を指すのかが書いていないので想像が難しいのですが、AIやロボットに適した労働であるかは疑問です。一般的に、家事労働、ケア労働など再生産に関わる労働は日本では女性が無償で一方向的に担わされることは事実であります、それらはデータの蓄積が豊富とは言えず、その場で臨機応変に行われる傾向にあると考えられAIなどが苦手とする分野であると考えます。またこうした労働のデータ収集も極めて個人的な領域のものでありがちなので収集も難しいと思われまます。 AIやテクノロジーを解決の手段とするよりも、減税など生活の負担を和らげる施策や福祉を手厚くするほうが女性への偏りの緩和を促進するのではないのでしょうか。</p>
127	女	50代	58	<p>「女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等の把握を進め、対策を推進する。」 こんなこと国が税金を使ってやるようなことではない。男性と女性の平均利用時間の差を示せばそれでよい。この先、建物建設の際の条件等に入れる等という話に持っていかれるのだろうが、国が余計な口を出して、民間にコストをかけさせるようなことをするべきではない。</p>
128	女	30代	56	<p>現在流通している生成AIはオープンソースであり、システム開発者やシステム利用者双方から許諾、無許諾関係なく多大で様々なデータが好きなように入れられていたり、クローラー等でネット上の些細な呟きから陰謀論、人権侵害や差別を助長するようなもの、新聞社の有料記事や個人の根拠のないブログといった場所からもデータを無秩序に収集しています。そのデータに男女、子供のポルノといった人権侵害の含まれ、特に女性のデータが圧倒的です。まずこの指摘がありませんので、入れるべきです。 2024年にユネスコから発表された生成AIによる強いジェンダーバイアスの文章を生成される問題です。特定の職業は特定の性の人間が就くべきというジェンダーバイアスであり、物語を生成させる際にメタAIでは家事労働者の比率が女性が男性の4倍に描かれたとの事です。これ対して生成AI開発に女性が関わっている比率が少ないという指摘もあり、正に生成AIが出力するのは今の世界、社会の鏡と言えます。とてもではありませんが公正性や人権尊重に配慮できていません。 こういった事例があるにも関わらず、人権侵害のない生成AIのみを認可する、生成AIのサービス提供企業や利用者に対して規制し、許諾を得たもので基盤データから作り直し、入力するデータや出力結果を限定的にする、といった法律を制定する文言がありません。 また他の項目でも触れておりますが多様な価値観というのは一見すると素晴らしいもののように思えますが、その価値観に対してジェンダーバイアスの危険性や人権侵害の助長や差別の危険性への警戒はすべき考えます。それを念を押すべきです。 今の現在の社会での扱いの男女差が変わっていない状態、何より人権を無視したシステムで生成AIでは男女共同参画推進に利用する事はできません、すべきではありません。それは男女共同参画の理念に反する行為です。</p>
129	女	50代	58	<p>「女性が担うことの多い無償労働を代替・支援するAIやロボットの開発は女性の活躍を後押しする社会基盤の構築に資するため、積極的に取り組む」とありますが、女性は「担わされてきた」のです。また、無償労働とは何か、具体的に示してください。家事・育児・介護＝ケアのこととすれば、代替はAIやロボットにはできません。そもそもケアが無償であったが故に、現在診療及び介護報酬・障害福祉サービス費がここまで低く据え置かれている現状があります。ケアそのもの及びケア労働者に対する社会的地位の向上につながる様、社会保障に対する国家予算割合の拡大を求めます。</p>

130	男	30代	59	<p>SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、より効果的な手法の導入を検討する。</p> <p>とありますがFTCは偏りと差別の問題があるため顔認識に規制をかけるのですが対応できるのですか。</p>
131	男	30代	60	<p>「具体的な取組」〇4中、「国が関与する科学技術プロジェクト等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を推進」とあるが、今ですら、大学入試、採用において、違憲の疑いが高い、女子枠、女性限定採用が行われており、男女平等が積極的にゆがめられている。多くの若手男性研究者が男性に産まれたというだけで排除され、差別の犠牲になっている。男女共同参画計画自体がこの差別をさらに推進するのは異常としかいいようがない。まずポジティブ・アクションは差別であるからこれに関する記述は全て削除するべきである。仮に、削除ができないのであれば、ポジティブ・アクションが男性の人権を侵害、抑制するものであること、及びポジティブ・アクションの限界を明記するべきである。たとえば次のような記述にするべきであろう。「国が関与する科学技術プロジェクト等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を推進するなど、科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。なお、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の運用については、男性の人権を侵害するものであるから、男女平等社会実現のための緊急避難的な取組であって、男性への人権の侵害は必要最小限にとどめなければならない。」我々男性は男性に産まれた、それだけの理由で政府からも差別され続けている。</p>
132	女	50代	59	<p>全体にデジタルの女性に対する負の影響、特に、デジタル性暴力への対応が明記されていないことは問題である。</p> <p>「リベンジポルノやAI技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する」とあるが、ディープフェイクポルノには現行法では対応できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディープフェイクポルノの製造を禁止・処罰する立法 ・リベンジポルノ法の処罰強化 ・セクストーションを処罰する立法 ・児童ポルノの正義を国際水準で拡大する法改正 ・韓国等諸外国を見習った、デジタル性暴力に対する被害救済システムの構築およびプラットフォーム事業者の削除義務の明記 ・AI技術を活用した削除ブロッキングのシステム導入 <p>が必要であり、計画に明記されるべきである。</p>
133	男	50代	62	<p>(2) 具体的な取り組み→ア 次代を担う理工系女性人材の育成→6に【理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜】と書かれているが、結果、大学の理系学部の入試難度に男子と女子とで差をつけ、女子は低学力でも入学できる「『女子枠』という逆差別」が横行している。</p> <p>これは明らかな性差別であり、日本国民の基本的人権を侵害しており、憲法にも反している。</p> <p>入試は、公平性が担保される必要があり、「女性だから優遇する」などという差別は絶対に許されない。</p> <p>また、この「女子枠」は、男女間に深刻な分断をもたらす可能性が高い。</p> <p>男女間に対立を招く制度など、存在してはならない。</p> <p>「入試における『女子枠』」は、完全に撤廃されなければならない。</p>

134	答えたくない	20代	-	<p>テクノロジーを悪き方向に活用して、価格に男女差をつけることを控えるように促す取り組みが必要。(AIを利用したユーザー類推を利用して女性と思われるユーザーにのみ価格を上げる。ウェブ広告のターゲティングにおいて女性のみ配信単価を高額に設定するなど。) また、実質的に片方の性別のみ有料であるようなサービス設計の廃止を自主的に促すことが必要。(マッチングアプリなど)</p>
135	女	20代	56	<p>現状ある生成AIの危険性については、本文中にも記載の通り多岐にわたります。記載されているということは危険性について十二分に認識されているということと理解していますが、改めて確認させていただきます。</p> <p>現状ある生成AIは基本的にネット上にあるものを参考にします、まったく新しい視点などは特に出ません。ご存じの通り、SNS等で女性や一部の男性、ジェンダーという言葉そのもの、ジェンダーロール、個々人のジェンダーアイデンティティ、このあたりの話はさわりを投稿しただけでかなり誹謗中傷され、正しい知識の周知すらままならない状況です。社会的にはジェンダー関連の問題解決は少しずつ進んでいますが、ネット上に限定すれば全くと言っていいほど進んでいません。ネット上にあるものからデータを収集する以上、これらを基盤データに多く組み込むことになります。</p> <p>また、現状ある生成AIの特に画像関係のものは、AVや個人的に撮影したもの、児童への性的虐待画像なども無差別に収集されており、対象は女性や子供が多いです。これを自ら(個人、企業、国に関わらず)の利益のために使うことは人権侵害を肯定することとほとんど同じです。女性の経済的な自立などを押し進めたいのに、女性の(あらゆる人の)権利を侵害するのを肯定するのは破綻しています。</p> <p>上記についても重々承知しておられるかと思えます。ネットリテラシーの向上、リスクの認識など、生成AIを利用することが想定される側がすべきことの推進は当然必要ですが、利用する側(生成AIサービスを提供するもの以外)で対策してどうにかなる領域ではないのを再度ご確認いただきたいです。</p> <p>具体的には、生成AIの利用方法、利用可能者、データ収集の方法や範囲、データ提供への対価など、必要なことに関する罰則付きの法を作ることをお願いいたします。生成AIサービス提供や研究は外国企業がほとんどを占めており、国内は基本的に後追いであまり伸びる分野のように思えません。長期的には国内のデータや人を守る方が利益につながるかとも思います。 「データ提供国」としてやっていくのでしょうか?</p> <p>よろしく願いいたします。</p>

136	女	30代	61	<p>私は臨床と基礎研究を両立する30代前半の女性医師研究者だ。MD研究者（医師かつ研究者）は、卒後初期研修や後期研修を経て大学院に入学するケースが多く、30代という妊孕性が下がり始める時期に博士課程を迎える場合がほとんどである。現在約4.4組に1組の割合のカップルが不妊治療の検査や治療を受けると言われるが、MD研究者以外にも、女性研究者はキャリアを優先することが多く婚姻・妊活のタイミングが遅れる傾向にあるため、不妊治療を必要とする女性研究者の割合は国内一般よりも高いことが想定される。</p> <p>しかしながらアカデミアでは、民間企業と比較して不妊治療に対する支援や助成制度が浸透しておらず、第6次男女共同参画基本計画にも不妊治療を要する女性研究者に関して言及がされていない。不妊治療に対する公的な支援制度がない状態では、生殖という人間の尊厳に関わることについて職場に打ち明け、治療に伴い研究活動に生じる制約について一から説明することは心的負担が大きい。さらに現在教授職についている主に50-60代の男性上司に打ち明けたところで、世代間の隔たりもあり不妊治療に理解のない場合が多く、不妊治療中の女性研究者の負担を助長する。</p> <p>私の場合、週2回外来診療を行いながら、他の曜日に基礎医学の研究室でマウスを用いた免疫学の研究を行っている博士課程の大学院生で、学術振興会の特別研究員でもある。31歳で妊活を始めたところ、多嚢胞性卵巣症候群(PCOS)を患っており不妊症であることが発覚した。PCOSは10人に1人程度の女性が罹患しており、排卵障害のために体外受精にステップアップする事例が多い。不妊治療の通院頻度は多いと週2-3回程度あり、「生理が開始したら2日目に受診」など通院予定が事前に読めないことが多い。治療中は人工的にホルモンを補充するため心身に負担がかかり、通院には一回あたり3時間以上かかる。体外受精の採卵術や移植術の手術は、排卵のタイミングによって直前に決定するため、私は実験予定を立てられなかった。さらに採卵に伴い腹水が溜まり重症化すると入院加療を要する卵巣過剰刺激症候群のリスクがあり、長時間の立ち仕事を要する実験との両立は不可能と考えた。不妊治療中は十分に研究が継続できないと判断し特別研究員の採用中断を試みたが、過去に例がないと言われ、必要性を説明するのに時間と労力を要し非常にストレスを感じた。</p>
137	女	20代	-	<p>テクノロジーの負の影響を男女で不均衡に被る点を明記したのは良いが、女性の中での多様性も明記すべきではないか。例えば、女性の中でも、マイノリティの属性であるためにより負の影響を被る。</p> <p>また、イ. 2. において、「プラットフォーム事業者に対する実行的な対策を推進する」とある。しかし、削除要請をしても削除されない現実がある。こうした現実にもどのように立ち向かっていくのか、具体的な計画を示してほしい。</p> <p>今後新たなSNS プラットフォームが現れ続ける可能性が高いことも鑑みて、事業者に対するガイドラインの作成、徹底をお願いしたい。</p>

138	男	30代	61	<p>若手研究者である筆者が、アカデミア研究職のキャリアプランと出産・育児について、その困難と支援の可能性について論じる。</p> <p>恋愛・結婚・出産・育児には時間や費用がかかり、トレードオフを若手研究者は抱えることになる。実際、キャリアへと集中するためその余裕を捻出できず、男女問わず結婚や出産を諦めざるを得ない研究者は周囲にも多い。女性は生物学的に言って、出産適齢期は30代前半までであり、35歳以降は高齢出産となり不妊や死産、ダウン症などのリスクが大幅に高まる。従って、遅くとも30代前半までに出産をしなければ、家族形成に関するリスクが高まってしまう。</p> <p>一方で、ジェンダーバイアスや女性の配偶者選好の問題もあり、男性は結婚に対しての経済的負担や要求値が女性より高く、また、特に近年は同年代婚が主流となり年の差婚の難易度が高まっているため、男性も30代半ばまでに結婚しなければ配偶者の出産が同様に困難となってしまう。</p> <p>アカデミア研究者は、分野による差異もあるが、大筋では男女問わず一般に20代はほぼ博士課程の学生として生活し、優秀であっても30代前半は任期付きの不安定なポストであることが普通で、出産適齢期に出産することは多くの研究者女性にとって困難が伴う。女子教育の長期化は少子化と強く関連し、先進国ではその主要因である可能性が高い。学生時代に結婚・出産することが一般的な社会はなく、学内保育所の整備など支援の余地はあるものの、教育段階での出産は難易度が高く、結局結婚や育児の負担でキャリアを断念せざるをえないパターンも少なくない。他方で、博士課程修了後の30代のポストは賃金が低い上に、居住地や任期が不安定な傾向があるため、生活を安定させづらく、育休手当は雇用保険に紐付けられているため受給が困難である。したがって、そもそも結婚が困難で、かつ結婚したとしても家庭生活をなかなか安定させることができず、出産できないパターンも周囲でみられる。</p> <p>現実的な支援策は、男女問わず30代研究者の雇用環境の改善であろう。現在は運営交付金の削減などから、若手は低賃金の任期付きポストが多く、非正規労働者などと同様に無配偶率・無子率が高くなってしまっていると思われる。結婚・出産を諦めざるをえなかった研究者は周囲に多く、これは後輩にとってキャリアと結婚を両立できないというロールモデルとなってしまうっており、改善が求められる。</p>
139	女	30代	56	<p>「一方で、テクノロジーは、その開発・利用の在り方によっては、社会経済における男女間の格差の拡大、性別役割分担意識の固定化、人権の侵害等を招き得るものであることについても十分考慮する必要がある。」</p> <p>上記に関してですが、AIのプロンプトデザイナーなどは女性が向いていると感じます。またAIの学習データ作成、アノテーション作業などのタスク作業は空いた時間にコツコツと行えるため、産休中の女性やリモートワークで好きな時間に働きたい男女、就業が厳しい身体障害者の雇用を十分に増やすことができるのではないかと感じます。</p> <p>以前、計算手という職業がありました。それがそれに準ずる職業として発展させることは今後の日本の発展の助けになると思います。</p>
140	女	40代	56	<p>「SNS等のコミュニケーションツールの普及に伴い顕在化した課題（エコーチェンバー等による偏見・差別の助長、SNS等を通じた誹謗中傷等の人権侵害、SNSの利用に起因する性犯罪等の事犯等）等、負の側面があり、それが男女間で不均衡な影響を与えるなど、男女共同参画社会の形成を阻害し得ることに留意し、対応していく必要がある」との素案に賛成いたします。</p> <p>日本ではジェンダー教育、人権教育、包括的性教育がされていません。あまりにも歴史や事実を知らず、悪意なくジェンダー差別を誰しもがしてしまうリスクがあります。友人は、女性差別を指摘する投稿をした際に、「嘘つき」「女尊男卑」など、大量の誹謗中傷、殺害予告を受けました。マジョリティ層の被害者意識がSNSによって助長されているようで危機感を抱きます。序列や慣習に素直に従うこと、我慢を手放そうと声を上げる女性が増えることは健全で、男性も続くことでウェルビーイングな社会に近づけると感じます。どうかバックラッシュを爆発させないような戦略立案をお願いいたします。</p>

141	団体として提出	団体として提出	59	(AFEE7)【リベンジポルノ】と【インターネット上の私事性的画像記録】の示す対象が同じものである場合、語句を統一するべきである。違うものである場合、それぞれの語句の定義を明確に記載し、その違いについて理解できるようにするべきである。
142	団体として提出	団体として提出	58	【違法な性・暴力表現の流通等を防止する】との記載箇所について、流通等を防止する性・暴力表現の範囲が【違法】なものに限定されていることは評価するものの、違法でない表現の「表現の自由」へ最大限に配慮する項目を追加するべきである点について意見する。
143	男	50代	57	<p>サイバーパトロールやユーザーの通報への迅速対応に加えて、AIを活用した「加害者アウトリーチ」と言うべき取り組みが必要である。性差別的発信に限られないが、送信ボタンを押した後再考を求める機能であったり、発信された内容に対して再考し削除又は修正することを促す機能であったりをAIを活用して実装するような取り組みをプラットフォーム、セキュリティ企業、研究機関と協力して開発、実装できないか。それは問題投稿のシェア、リポスのタイミングでも実装されるべきである。再考を促すメッセージの内容はもちろんのこと、「スロー」の契機を作ることに利があると考えられる。また、そうしたメッセージには相談、カウンセリング、加害者プログラムの案内を含めることや、生成AI又は相談員とのオンライン対話への導線を設けることなども考えられる。これらを通じて、リスクのある発信者がエコーチェンバーに嵌る前の介入が極めて重要である。</p> <p>あるいは、性差別的な又は性的なコンテンツに触れるユーザーにランダムな又は反性差別的なコンテンツを薦めて別の視点や「スロー」の契機を入れるようなアルゴリズムの開発、実装も望まれる。</p>
144	女	30代	60	<p>p. 60-2(2)イについて、文理を問わず女性研究者は、その業績や事務作業において、より軽視されやすいという状況です。男女の同程度のキャリアの研究者が共同で作業をしている場合、周囲も無意識に男性研究者の方を「代表」として扱い意見や報告を求めるなどすることが度々あります。これは、当事者におそらく差別のつもりはなく社会全体にあるアンコンシャスバイアスの是正が必要です。</p> <p>また、社会的性差の影響に気づき若手女性研究者を気遣えるのが、安定したキャリアをもつ年長の女性研究者であることも多く、今の時点でポジティブアクション等が必要な理由の一つであるとも思います。</p> <p>p. 61-3(2)アのようなシステム整備も必要です。キャリアの中断や仕事のセーブが女性研究者に起こりやすいのも、ほかの仕事と同じです。システムの改善と、意識の改革を進めてください。</p>

145	男	30代	57	<p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」について 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組として、国立機関において「女性限定公募」など、違憲の疑いが強い施策が行われている。本邦が歴史に参照してきた欧米先進国を見ても、女性限定公募については必ずしも肯定されていない。「Positive action」と「Positive discrimination」は明確に区別されるべきであり、例えば英国では、2010年平等法に基づき、同点時優遇（タイブレーク）措置などが認められつつも枠を設けるクォータ制については禁止されている。</p> <p>そもそも、科学技術分野における男性人材は、その他の男性労働者・会社員等と同じく、これまで研究活動によって稼得役割を担い、妻子を養う責務を果たしてきたということが、過去の専業主婦の割合が高かったことから推察される。そこには、「自分が身を賭して仕事（研究活動）に勤しまねば、妻子を路頭に迷わすことになる」といったような、責任感を元にした活動が、本邦の発展を後押ししてきたことは想像に難くない。</p> <p>大して女性は、自分が稼得役割を主として担うような行動をしておらず、ごく少数にとどまっている。「他人を養うため」という動機よりも、「自己実現のため」という理由にとどまる研究者が多いことは、博士号取得者である自分の経験からも肯ける傾向である。</p> <p>このことから、女性人材を育成すること、「女性限定公募」や入試での女性優遇措置等を行うことが、本邦の科学技術の発展に寄与するかどうか、根本的に疑問である。 この施策を実施するのであれば、まずは女性が稼得役割を十全に担う行動をする・その意思が十分にあることを保障した上で行うべきであると考え、今回の策定では削除すべきと考える。</p>
146	その他	50代	-	表記がジェンダーアイデンティティとなっているため、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進を踏まえて、ジェンダーアイデンティティに修正してください。
147	女	20代	60	<p>「イ 科学技術分野における女性人材の育成等」 1女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性研究者・技術者の採用及び登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について、大学、研究機関、学術団体、企業等への普及を図る。」について。 女性限定公募で異性自認男性（トランス女性）が採用された例があります。女性特有の困難があるにも関わらず弾かれてしまったこととなります。 募集する機関は積極的改善措置をとる理由（女性の定義およびその定義に当てはまる人に特有の困難）を明確に示す必要がある旨追記していただきたいです。</p>
148	男	40代	59	<p>2. 「有害情報」の定義と範囲（p. 59） 「有害情報」は抽象的であり、行政や事業者の恣意的判断により、法的に問題のない表現まで排除されるリスクがあります。 要望：「有害情報」という概念は極力避け、現行法で違法と定められているものに限定すること。また「違法」の根拠法令を具体的に示し、曖昧な拡張解釈を防止すること。</p>
149	女	40代	62	○10 大学と小・中・高等学校が連携して授業開発・授業研究を行う際、男女共同参画の視点にも配慮する→「男女共同参画の視点」ではなく、「ジェンダー平等」の視点である。ジェンダー
150	男	40代	-	比率の向上を目的としたポジティブ・アクションやクォータ制は、能力で評価されるべき選考プロセスに「性別」という要素を介入させるため、強い不公平感を抱く男性を生み出している。これは反発を招き、職場や社会におけるジェンダー間の対立や分断を不必要に助長している。協力して解決すべき課題であるにもかかわらず、男女をゼロサムゲームの当事者として対立させる構造を作り出してしまふ。むしろ一部の人はそのような目的でこの施策を推進しているのではないかという陰謀論じみた考えすらが頭によぎる。そうでなくとも、やるならば少なくともそういう対立を生み出し、不満を生み出す差別的な制作を推進しているのだという自覚を持って、進めていただきたい。

151	女	50代	60	<p>女性研究者の継続就労、メンター制度、ロールモデル情報の提供など、大学等は積極的に取り組み、意識改革を促進する、との記述があります。これらを達成するためには、各大学にジェンダー関連部署を設置し、専門人材を配置する必要があります。現状では、文科省のダイバーシティ補助事業を採択した国立大学などを中心に取組が進められていますが、同補助事業終了後は、人員は削減され、取組が停滞する状況があります。ジェンダー関連部署に配属された研究者は、DEI施策を推進することに尽力しますが、任期付きのポジションで、自分の進退を常に気かけながら、他の研究者を支援する、という矛盾した立場におかれています。また、ジェンダー平等を推進する部署に所属しているにもかかわらず、ワークライフバランスは度外視され、研究をする時間も確保できず、上司からハラスメントの被害にあいやすい状況があります。大学のジェンダー平等推進部署において、懸命にジェンダー平等を担っている研究者が健康を害して、退職したり、休職しています。</p> <p>海外大学では、ジェンダー平等推進部署の研究者は、専門人材として尊重され待遇も安定しているので、先進事例を参考に、改善することが必要です。</p> <p>当該部署に所属する研究者もジェンダー平等な待遇の恩恵にあずかり、研究と実践を架橋できるような、実効性のある体制や職場環境を整備することが肝要であると考えます。</p> <p>研究者の非正規雇用を正規雇用にすること、適切な評価指標の作成も必要です。</p>
152	女	50代	58	<p>テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進が、新たに分野に加わったことは大変良いと思う。</p> <p>しかしながら、施策の方向や具体的な取組は、テクノロジー分野のジェンダード・イノベーションや、テクノロジー開発や研究に携わる人材の育成や科学分野における男女共同参画など、進展を推進する側の施策しか見えない。日々のくらしの中にテクノロジーが広がってきており、例えば病院の受診やコロナウイルスのワクチン接種でさえ、ネットを使えない高齢者は、できない人が多数いた。</p> <p>テクノロジーの利用における格差を解消するための具体的な取組を行っていただきたい。</p>
153	答えたくない	40代	59	<p>イ 安全・安心なテクノロジーの利用環境の整備</p> <p>5. リベンジポルノやAI技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。</p> <p>について申し上げます。(※上記 5. は原文では特殊文字だったために書き換えて引用しております。)</p> <p>日本のAI新法に実質的な罰則がなく、現行法での対処可能との見解からこのような目標となっているのだと存じます。しかし、AIの特徴としてその生成スピードやスキル要らずの手軽さがあり、これまでの画像処理ソフトなどを利用した捏造画像とは比にならない被害規模が予想されています(実際に懸念されていた被害の増加は起こっています)。</p> <p>こうした比類のない被害の増加に対応するためにEUはじめ各国でAIへの法案に罰則が設けられており、日本も罰則付きの法案を整備するべきと考えます。規模に見合った現実的な施作をお願いします。</p>

154	男	30代	57	<p>57ページから59ページ</p> <p>第2部 政策編 1 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現</p> <p>第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進</p> <p>1 テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境</p> <p>施策の基本的方向性には、「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」という記述が含まれていますが、違法でない表現に対しては、規制を一切求めたり推進したりしないよう、表現の自由を最大限尊重する方針も、基本的方向性に追加すべきです。</p> <p>「インターネット上の違法・有害情報への対策として、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）の適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。」という記述がありますが、「有害情報」という法的根拠のない概念を基にした取り組みには反対です。違法でない情報や表現については、行政機関や公的機関が削除を促すような対応は避けるべきです。</p> <p>「リベンジポルノやAI技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。」という記述については、実在の人物の画像を活用してディープフェイクポルノを作成し公開や脅迫等に用いることが違法である点を、明確に記すべきです。</p> <p>また、この取り組みは、あくまで実在の特定個人の人権を保護するためのものであることを、明示的にすべきです。</p>
155	男	30代	59	<p>イ安全・安心なテクノロジーの利用環境の整備とありますが G20大阪サミットの透明性及び説明可能性</p> <p>AIのアクターはAIシステムに関する透明性と責任ある開示に取り組むべきである。このため、AIのアクターは下記の目的で、状況に適した形で且つ技術の水準を踏まえた有意義な情報提供を行うべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> i. AIシステムに関する一般的な理解を深めること。 ii. 職場におけるものを含め、AIシステムの関与をステークホルダーに認識してもらうこと。 iii. AIシステムに影響される者がそれから生じた結果を理解できるようにすること。 iv. 要因に関する明快且つ分かりやすい情報、並びに予測、勧告あるいは判断の根拠となった論理に基づいて、AIシステムから悪影響を受けた者がそれによって生じた結果に対して反論することができるようにすること。 <p>を満たせるのでしょうか</p>
156	女	60代	58	<p>女性用トイレについて</p> <p>過去に厚労省は、何千通ものパブリックコメントを無視し従業員数がある一定以下の企業は「女性用トイレの設置を義務づける必要はない」という結論を出しました。女性はその性別ゆえに性被害にあいやすいというのに、なぜこのような決断を下せるのでしょうか。これでなぜ男女共同参画といえるのでしょうか</p> <p>直ちに是正する必要があります。女性には安全に排泄する権利が必要です。</p>

157	男	20代	59	<p>本邦では児童ポルノに限りブロッキングを行なっていることは承知していますが、近年ネットブロッキングについて、プロバイダー及びサイト運営者に負担しかかけないこと、実効性が極めて薄いこと、ブロッキングで犯行そのものを防止することは技術的に不可能である指摘をITエンジニアよりされてる点も留意し、ブロッキングに頼らない対策案も議論すべきと考えます。</p>
158	女	30代	61	<p>私は臨床と基礎研究を両立する30代前半の女性医師研究者で不妊治療で体外受精を行っている。MD研究者（医師かつ研究者）は、卒後初期研修や後期研修を経て大学院に入学するケースが多く、30代という妊孕性が下がり始める時期に博士課程を迎える場合がほとんどである。現在約4.4組に1組の割合のカップルが不妊治療の検査や治療を受けたことがあるのは周知の通りだが、MD研究者以外にも、女性研究者はキャリアを優先することが多く婚姻・妊活のタイミングが遅れる傾向にあるため、不妊治療を必要とする女性研究者の割合は国内一般よりも高いことが想定される。</p> <p>しかしながらアカデミアでは、民間企業と比較して不妊治療に対する支援や助成制度が浸透しておらず、第6次男女共同参画基本計画にも不妊治療を要する女性研究者に関して言及がされていない。</p> <p>国立成育医療研究センターによると、体外受精などの高度不妊治療を受ける女性の約半数が治療開始初期の段階で、すでに軽度以上の抑うつ症状ありと報告されており(Sci Rep 11, 7538 (2021).)、特に若年ほどメンタルヘルスの悪化が指摘されている。不妊女性の不安・抑うつレベルは、がん患者や心不全患者と同程度であるという報告も複数ある(Health Psychology, 19(6), 568-575. (2020) 他)。一方で不妊治療中には副作用の観点から精神疾患の薬物療法を積極的に行うことは困難であり、メンタルヘルスの悪化の原因が不妊症もしくは不育症なので、出産というゴールを目指してメンタル不調を抱えながらも不妊治療を継続することになる。不妊治療中の女性研究者が公的な支援が未整備のため受けられないことは、ただでさえ精神的負荷が多い不妊治療中の女性の負担を助長している。</p> <p>若手研究者の任期は一般に1-3年程度であり、平均2年半ほどかかると言われる不妊治療中であっても業績を残さないといけないというプレッシャーもかかる。</p> <p>研究者は裁量労働制で時間単位で労働しているわけではなく成果主義なので、一般企業の不妊治療と仕事の両立制度はそのまま適応できない。</p> <p>そのためアカデミア独自に、不妊治療期間分の任期の延長や、不妊治療中の女性研究者に研究補助員をつけるといった配慮が求められる。</p>
159	団体として提出	団体として提出	57	<p>テクノロジーが内包するリスクに対する具体的な対策には不足が見られる。素案は、AIが「不均衡なデータによるバイアスの強化」をもたらすリスクを指摘しながらも、それを防ぐための具体的な行動計画が不足している。</p> <p>AI開発におけるジェンダーバイアスの再生産を防ぐため、公的なAI開発プロジェクトにおいて、データセットの多様性確保やジェンダー監査の実施を評価基準に明記すべきである。また、民間企業に対しても、ジェンダーバイアスを考慮したAI開発ガイドラインの策定を奨励すべきである。</p>

160	男	30代	60	<p>大学への国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による女性登用のインセンティブ付与政策（60・62頁）の問題点について若手研究者の立場から指摘したい。</p> <p>現在大学で女性限定の教員公募が目立ち、また、理工系の女子枠が次々に設置されている最大の理由は、女性にのみを対象を限定された金銭的インセンティブによるものである。例えば、DEIから同様に導出される、障害者限定の教員公募や、受験の地方出身者枠といった事例は管見の限りない。障害者、低所得者、地方出身者、ケアワーカーなど配慮が必要な属性は様々にもかかわらず、女性のみが優遇される短絡的な逆差別制度が相次いでいる背景である、予算のこうした不適切な配分は改めるべきである。</p> <p>現在の憲法学の標準的解釈では、受験者の女子枠は違憲の疑いが強い。都市部の富裕層女性が、地方低所得の障害者男性より優遇される現状の制度は、平等性の観点から問題があると言わざるを得ない。そもそも現役受験生の男女が深刻な性差別を受けてきた根拠がなく、現行の制度では性差別を受けてきた高齢女性の息子が逆差別されるケースも生じる。また、女子限定の入試を増やすことで、女性のみ数学や物理の試験負担を軽減することは、女性が数学や物理を学習するインセンティブを低下させるから、男女の教育を分ける結果にもつながりやすい。大学教員の女性枠もしくは優遇措置も、あまりにも短絡的で問題がある。運営交付金を何とか増額したい地方国立大学の女性限定公募は現在よく散見されるが、地方への移動を嫌う女性研究者は、必ずしも希望せず、結局公募に失敗する事例もみられる。確かに、出産は生物学的に女性しかできず、また、結婚の年齢要求値が高いことは事実であろう。しかし、育児は男性の問題でもあり、結婚の経済的要求値は男性の方が高い。結婚・出産・育児に困難を抱えているのは男女を問わず、若手研究者に共通した課題で、女性のみ大幅に優遇されている現状は公平性を著しく欠いている。</p> <p>以上のような、短絡的な女性のみへの優遇は、そもそもゼロサムの枠を女性に限定して配分する極端に性差別的なもので、逆差別を是認するほどの利点が表示されていない。筆者は理工系に女性が増加することに反対しているわけではないが、逆差別は反対で、少なくとももう少し慎重な制度設計が必要である。制度の原因となっている、大学予算の構造は修正しなければならない。</p>
161	団体として提出	団体として提出	59	<p>(AFEE8)【AI技術を悪用したディープフェイクポルノ等】との記載箇所について、「AI技術を悪用して実在人物の人権を侵害するディープフェイクポルノ等に関し」に改め、範囲を限定すべきである。</p>
162	男	30代	-	<p>項目)1の以下ページについて意見する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ページ58 「違法な・性・暴力表現の等を防止する」 性・暴力的な表現は実際については、例えば「借金の返済でAVに出演強要したもの」、「実際の暴力を行ったもの」、「実際に盗撮したもの」のについての流通防止には参道する。しかし、それがAVや非実在だとして、実際に行われていない架空のものまで防止するのは反対である。また、違法ではない表現の「表現の自由」への最大限の配慮をする項目を追加すべき。 ・ページ59 「インターネット上の違法。有害情報への対策として、大規模プラットフォーム事業者に対して削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、～」 有害情報の定義が曖昧である、曖昧な定義で恣意的な解釈がされ、違法ではないコンテンツの削除に追い込まれる危険性がある。 有害情報の定義を明確にし、違法ではないコンテンツの規制をしない旨の追加が必要。 【リベンジポルノ】と【インターネット上の私事性的画像記録】の定義も曖昧である。 こちらも定義を明確にし、違法ではないコンテンツの規制をしない旨の追加が必要。 【AI技術を悪用したディープフェイクポルノ等】の記載については、「AI技術を悪用して実在の人物の人権侵害に当たるディープフェイクポルノ等に関し」に範囲を限定する記述に修正すべき。

163	男	50代	59	性的ディープフェイクについては児童ポルノ法、リベンジポルノ法等の実体法の改正により、少なくとも被害者が特定できるものを明確に規制対象とすべきである。同時に、リベンジポルノ、盗撮やリアル児童ポルノ等を含む、名誉毀損罪等を含め刑事告訴・被害届等に係る被害者の負担軽減、ADR等の簡易迅速な解決・救済のための仕組みの充実、相談支援を行う民間団体等との連携の強化、活動への援助等を速やかに図るべきである。
164	団体として提出	50代	-	<p>・トランスジェンダーの公共トイレの使用に関して、インターネット上で攻撃が行われています。女性用トイレの利用環境の改善だけではなく、性別に関わらず使えるトイレの必要性に関しても、国として調査を行い、公共施設への設置を進めてください。また、トランスジェンダーへの攻撃は女性に対する暴力を防ぐためと言われます。こうした間違った言説を広げないためにも、公共トイレにおける性暴力や盗撮を防ぐ施策を強化してください。</p> <p>・SNSなどのプラットフォーム事業者に関して、近年、性的マイノリティなどの複合的マイノリティへの攻撃の場になっていること、事業者として対応が必要であることを明記してください。差別的書き込みに対して、迅速な対応、違反者への厳重な対応を義務付けてください。</p>
165	男	40代	-	<p>複数の大学において出願資格を女性のみ認めるものや、国立機関による女性限定公募などが設けられているが、こうしたことは明確な男性差別であり憲法違反の疑いも強く、ポジティブアクションとして行うには無理が多い政策だと考える。</p> <p>男子学生の中にも地方出身者やヤングケアラー、貧困家庭など様々な困難を抱える者がおり、ジェンダーによって出願機会を奪う制度は男性に対する差別的扱いに他ならず暴力同然の制度である。</p> <p>また、公的資金による政策誘導によってこのような施策が行われていることは文字通り、政府による男性差別を煽るものであり直ちに中止すべきである。</p> <p>男女共同参画と銘打つ以上はジェンダーによらず個性と能力を十分に発揮でき、公正で多様性を尊重し持続可能な社会を作ることを目指すべきである。</p> <p>女性用トイレに関わる問題については、例えば夜行高速バスや長距離列車をはじめ施設の現状や限られたスペースの問題から単に男性用トイレを減らし女性用トイレを増やせば良いという単純な問題ではない上、男性用トイレが減ることで男性が一方的に不利益を被る可能性が考えられ、男女共同参画政策の観点で論ずるのは不適切である。</p> <p>よって基本認識の7項目を削除すべきである。</p> <p>1の表題を「テクノロジー関連施策のジェンダー平等、推進及び安全・安心な利用環境の整備」に、アの表題を「テクノロジー施策」にそれぞれ改めるべきである。</p> <p>項目アの3、7を削除すべきである。</p> <p>2 テクノロジーを含む科学技術分野における男女共同参画の推進のアの1、4を削除すべきである。</p> <p>イの1を削除すべきである。</p> <p>4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成のアの6を削除すべきである。</p>

166	男	30代	62	<p>「女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。また、国立大学・高専の整備計画に応じて、女子学生の増加等に対応した施設整備の取組を着実に実施する。また、大学入学者選抜に係る好事例の収集・公表等のフォローアップを通じて、女子学生枠の確保等に積極的に取り組む大学の取組を促進する。」について、女性学生優遇は撤回すべき。男女共同参画推進という目的を改めて考えたときに、女性枠は女性同士の差別となっている事態を理解してほしい。具体的には、東京の地主等裕福な家に生まれた女子が私立の進学校へ親の金で入り、女性枠にうまく入り、給与の高い商社に就職したり、難易度の高い都市部研究機関に入職したりしている。一方で地方出身の女子が地元の公立進学校を出てからなんとか近隣の国立大学に入ったとしても、給与の高い商社・マスコミ等に就職したり、難易度の高い都市部研究機関に入職できない実態がある。第6次までいたる令和の時代において、男女ではなく、総合的な生まれながらのハードシップに対する措置をしてほしい。そうでないと女子枠を使っている女性に対する男性・女性からのバッシングは強まると考える。</p>
167	その他	30代	-	<p>第5分野において、テクノロジーの進展がもたらす男女共同参画への可能性とリスクの双方を明記し、ジェンダード・イノベーションやデジタル人材育成を打ち出した点を評価します。</p> <p>一方で、以下の視点を補強することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. LGBTQや多様な性の視点 研究や開発において「男女の性差」だけでなく、性的指向・性自認、障害、国籍などの交差性に配慮することを明記してください。特にAIの学習データにおけるバイアスが固定的役割意識や差別を強化しないよう、透明性と検証体制を整備すべきです。 2. 教育とリテラシー デジタルリテラシー教育にジェンダー平等と多様性理解を含め、SNSやネット上での誹謗中傷・性被害を防ぐ教育を強化してください。女子児童生徒だけでなく、男子やノンバイナリーも含め、多様な子どもがSTEMに挑戦できる環境を整備することが必要です。 3. 地方格差の是正 地方ではデジタル教育やSTEMロールモデルに触れる機会が限られています。地域女性活躍推進交付金を活用し、地方の教育機関・NPOが女子や多様な性の若者のSTEM進路選択を支援できるよう財政的支援を拡充してください。 4. 安全な利用環境 ディープフェイクポルノやリベンジポルノなどの性暴力に対し、法整備と迅速な被害救済を求めます。SNSでの誹謗中傷や性犯罪リスクを軽減するために、プラットフォーム事業者への規制強化と当事者支援の窓口周知を徹底してください。 5. 企業・研究機関でのダイバーシティ研修 テクノロジー分野の企業・研究機関に対し、ジェンダーやLGBTQに関する理解を含めたダイバーシティ研修を制度化し、アンコンシャス・バイアスを解消することで多様な人材が活躍できる土壌をつくることを要望します。 <p>結び テクノロジーの発展が真に「多様な幸せ (well-being)」に寄与するためには、女性だけでなくLGBTQを含む多様な人々の視点を反映し、都市と地方の格差を是正し、安全な利用環境を保障することが不可欠です。第5分野にこれらの視点を反映いただくことを強く要望します。</p>

168	団体として提出	60代	57	<p>現行の統計や調査は、男女共同参画の政策目的に沿う形で恣意的に設計されており、中立性を著しく欠いている。たとえば、DV統計は女性被害を過大に強調する一方で、男性被害や虚偽申告、親子断絶に伴う子の被害などはほとんど取り上げられない。このような偏った統計は政策形成を歪め、社会問題の真の構造を不可視化する。科学的根拠に基づかないデータは政策の正当性を損ない、むしろ新たな差別や不平等を生み出す危険がある。建設的な提案としては、(1)性別や立場を問わない包括的データ収集、(2)調査手法・定義・集計方法の公開による透明性確保、(3)政府以外の独立機関による定期的レビューを制度化すること、が求められる。とりわけ「片親疎外」「親子断絶」「実子誘拐」といった課題については、これまでの統計では扱われてこなかったが、社会的影響の大きさを踏まえ重点的に調査対象とすべきである。統計の正確性と客観性を高めることこそが、信頼性ある政策形成と市民の納得を得る基盤となる。</p>
169	男	40代	59	<p>3. プラットフォーム事業者への削除要請と透明性確保 (p. 59)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案では「大規模プラットフォーム事業者に削除対応の迅速化や透明化を求める」とあります。 ・迅速化自体は重要ですが、過度な要請は事業者の自主規制を強め、結果として適法な表現まで萎縮的に削除される恐れがあります。 ・要望：削除基準を明確化し、不当な削除が行われた場合の異議申立手続きを制度的に担保すること。
170	男	30代	61	<p>ページ61からページ63</p> <p>第2部 政策編</p> <p>1 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現</p> <p>第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進</p> <p>4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成の全体についての反対意見 (第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大の基本認識も含む)</p> <p>理工系など女子学生の割合が少ない分野の大学入試において、女子学生の入学を促進する多様性確保の取り組みを積極的に進める大学に対し、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う方針が示されています。</p> <p>しかし、この方針は差別的な要素を含むため、即刻見直すべきです。</p> <p>このような方針は、女子枠などの性別に基づく優遇制度を助長し、男性の入試合格枠が不当に制限される可能性があります。</p> <p>その他の性別を理由に優先的な優遇や支援を行う取り組みにも反対です。</p> <p>男性の中にも経済的・身体的に困難を抱える人が多く、性別だけで支援の程度を決めるのは不公平であり、差別に当たります。</p> <p>また、女性への優先的な支援が「アンコンシャス・バイアス」を理由とする場合、その根拠となる研究や統計データを明確に提示する必要があります。</p> <p>さらに、男性に対しても不利に働くアンコンシャス・バイアスの可能性を考慮しないのは不均衡であり、公平性に欠けると考えます。</p>
171	女	30代	-	<p>AIやデータの設計段階からジェンダー・多様性の視点を必須化すべき。日本は国際的に見てもこの視点が弱く、バイアス再生産のリスクが大きい。教育・研究・産業界が横断的に連携して基準づくりを急ぐべき。</p>

172	男	30代	56	「基本認識」の○4中、AI、SNSの負の側面について、何の根拠もデータも示さないままに「男女間で不均衡な影響を与える」などと記述されている。何が男女間で不均衡な影響を与えるのか。おそらく女性の方が不利な影響が大きいと言いたいのであろうと邪推するが、根拠を示さないのであれば、このような男女で取扱いを異にする表現を行うべきではないだろう。男女共同参画計画自体が男性差別に加担している。
173	女	30代	62	・(2)ア6について削除すべきである。女子学生の増加を意図した入学者選抜の推進は憲法14条の法の下での平等を侵害するおそれがある。いわゆる女子枠はフランス、オランダでは司法にて認められずその他の国でも採用されていない。違憲の恐れがある選抜方法の結果を基準に国立大学法人運営費交付金や私立大学経常費補助金による支援を行ってはならない。性別によらない募集を行うのが真の男女平等である。
174	女	30代	61	私は臨床と基礎研究を両立する30代前半の女性医師研究者だ。研究者の育児支援が拡大しつつあるが、妊娠過程は、出産に至るまでの大事な過程であり、別途妊娠中の女性研究者に対する配慮が必要である。 女性研究者の多くが短い任期や研究内容や配偶者の勤務地の都合などにより、妊娠時期のコントロールを試みている。 現状アカデミアの妊活or不妊治療～妊娠中の女性に対する支援は各大学や施設の裁量に任されており、科研費など公的研究費に紐づいた支援はほぼ皆無である。 男女共同参画を狙った日本学術振興会の特別研究員RPD制度は子育て支援に重点を置かれており、応募時点まで出産していないと応募すらできず、妊娠中の女性を真に支援しているかは疑問が残る。というのも妊娠した女性のうち年齢にもよるが5-6人に一人は流産を経験し、100人に1人程度は死産を経験するのである。流産や死産は女性の心身に多大な負担をかけるのに関わらず、予測することは困難で誰にも確率的に起こり得る事象である。 また妊娠初期はつわりがあり、実験動物飼育領域で万一嘔吐した場合は重大なインシデントであり、動物実験との両立は事実上困難である。 実験やマウスの管理は全て立ち仕事であり早産リスクを高め、実験内容によっては一日12時間以上連続で行う場合もある。また有機溶剤を扱う実験も多く、妊娠中は避けるべきではあるが、実験操作の専門性などから実際に代理で行ってもらう訳にもいかないのが実情である。 ライフイベントは出産、子育てだけではなく、それに至る妊活や不妊治療、10ヶ月の妊娠過程、産褥期の回復はもっぱら女性に負担がかかる。この辺りが全く加味されず、結果として育児との両立に力をいれると、結果として男女不平等のリスクがある。次世代を産み出すにあたり、男性と比較した場合の不利益をならすための制度作りが急務である。 アカデミア独自に、不妊治療・妊娠期間分の任期の延長や、女性研究者に研究補助員をつけるといった配慮が求められる。
175	答えたくない	30代	1	基本認識の部分は良いと思うが懸念がある。 女性の科学者や識者導入推進は大いに歓迎するし、発展の助けにおおいになるであろう。ただ気になるのは。 女性の貧困問題は「差別」であってスキル不足では無い。 また労働時間の基準は少子高齢化にわたって、多岐そして 現在より 短い拘束時間でもまたどのような労働でも余力を残して働く程度で1人十分に生活できるようにすべきである。 もちろん障害が有ってもだ。現在のような過剰なマルチプレイヤーを求める労働市場で精神障害を多く作り出すような社会も多く見直すべき。そしてその裏で顧みられなかったシャドウワークで多く犠牲になった「女性」とその役割をこなした人々を楽に生活できるようにさせるのが発展になると考える。 テクノロジーを用いるのも良いが、その労働の基準、健康の基準を根本から考え直してからにすべき。 AIは医療用の専門のものならば理解出来る。だがテクノロジーは道具なのでどう使うかを熟考せよ。

176	団体として提出	団体として提出	-	<p>・58ページにある「テクノロジー施策の文脈での女性用トイレの使用環境改善」とは何を意味するのでしょうか。</p> <p>・59ページに記載されている盗撮は「画像の拡散」を課題とするのではなく「盗撮そのものの取り締まり」を進めてください。</p>
177	団体として提出	団体として提出	-	<p>項目) 1 ページ数) 58</p> <p>⑥意見) (AFEE5) 【違法な性・暴力表現の流通等を防止する】との記載箇所について、流通等を防止する性・暴力表現の範囲が【違法】なものに限定されていることは評価するものの、違法でない表現の「表現の自由」へ最大限に配慮する項目を追加すべきである点について意見する。</p> <p>意見) (AFEE7) 【リベンジポルノ】と【インターネット上の私事性的画像記録】の示す対象が同じものである場合、語句を統一するべきである。違うものである場合、それぞれの語句の定義を明確に記載し、その違いについて理解できるようにするべきである。</p> <p>【AI技術を悪用したディープフェイクポルノ等】との記載箇所について、「AI技術を悪用して実在人物の人権を侵害するディープフェイクポルノ等に関し」に改め、範囲を限定すべきである。</p>
178	男	50代	-	<p>【資料ページ番号58】</p> <p>●意見30</p> <p>『③女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等の把握を進め、対策を推進する。』とあるが、</p> <p>『ただし、男性用トイレの面積などを侵害しない。』と追記が必要である。</p>
179	女	40代	-	<p>P61</p> <p>男性のケア労働にかかる割合向上の取り組みを実施しないのか？理系の女性を増やす取り組みなどと両輪で実施すべき。</p> <p>その他、夫婦別姓の実施を緊急に進めるべき。特に研究者や国際協力に関わる者、フライト関係の業務につくものは、名前の変更でキャリアの継続性が見えなくなる場合が多い。</p> <p>私も婚姻後、JICAのパートナーという人材登録に旧姓での登録を拒否された経験がある。また旧姓の通称利用をしていても、雇用契約や給与・税金などの書面でたびたび旧姓が使えないため、経理側の運営コストが上がっているはず。</p>

180	女	60代	<p>該当ページ57 <施策の基本的方向と具体的取組> 1 テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備 について</p> <p>○ (略) STEM分野等における女性の活躍推進、安全性、公正性や人権の尊重に配慮した開発、デジタルリテラシーの底上げ等により、男女が共にテクノロジーの発展に寄与し、性別にかかわらず、誰もがその恩恵を享受できるよう取り組むことが重要である。</p> <p>○ 女性と男性では性差があり、… (中略) 科学技術・イノベーション政策、デジタル戦略、AI、および「性差の視点を取り込むことによって創出される「ジェンダード・イノベーション」の取組を更に進めていく必要がある。</p> <p>とされているのは、とても前向きで良い内容だと思う。</p> <p>また、<施策の基本的方向と具体的取組> 1 テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備 (1) 施策の基本的方向 では、</p> <p>○ テクノロジー進展の恩恵を誰もが享受できるよう利活用を支援する。特にデジタルスキルの活用を通じた女性デジタル人材の育成を加速化する。利活用には、男女間の経済社会格差の拡大、デジタル空間における・誹謗中傷・ハラスメント等の人権侵害等、負の側面に留意し、誰もが安全に、かつ安心して利用できる環境の整備に努める。</p> <p>とあるのも、必要不可欠なことが盛り込まれており、結果の差異ではなく構造的差別の実態を踏まえた視点で継続して取り組む姿勢に今後の良い変化につながると期待が持てた。</p> <p>ただ昨今、テクノロジースキル等を生かして起業しようという女性に対しての、投資家(男性たち)による、組織的とも疑われるハラスメント(あるいはその隠蔽)が多いという実態が報じられているのも目にした。</p> <p>本計画の「施策の基本的方向」を見ると、ハラスメントについて触れた際に研究者に対する取組みには触れられているが、起業家や一般の労働者についての記述はないように見える。テクノロジー分野での起業や成長に不可欠とも言える投資に、女性特有のリアルなリスクが伴うとわかっていたら、女子学生や女性がその分野に進むことを諦める場合も多いだろう。ぜひ、こうした「深刻なハラスメント」や、犯罪的なことも含まれるであろう搾取の実態を調査した上で、撲滅に向けた施策を加えてほしい。「デジタル空間」のハラスメントや暴力被害は確かに深刻だが、現実の職場や取引の場の問題にも広く目を配っていただきたい。</p> <p>●意見2つ目 第2部 第2部 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進 該当ページ57 <施策の基本的方向と具体的取組> 該当ページ <施策の基本的方向と具体的取組> 1 テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備</p> <p>○ デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対しても的確に対応していく必要がある。</p> <p>とある。</p> <p>子どもにもネット環境との接触が不可避になっている今、誤った知識が子供達に刺激を与え、悪いことだと思わずに、性暴力に及ぶ例もあると聞きます。以前より氾濫する性情報は性教育のたち遅れの大きな弊害だったが、ネット時代の今は、ネットで気軽に性暴力を学び実行までしてしまう例も後を待たない。</p> <p>もう待たないの状況にある。</p>
-----	---	-----	---

			<p>こうした中では、ネット上の性的コンテンツを制限する必要があるのではないだろうか。テレビと同じような基準を当てれば良いだけなので。簡単ではないと思うので、ぜひ取り組むことだけでも、今回の案に取り入れてほしいと願う。</p>
181	男	30代	<p>男女共同参画というのは、男女における不平等な視点、性被害といったジェンダー固有の問題を解決するための方針であるとし、その方針については賛同するものの。 全体的に以下の記載に関連するものについては、全体的な見直し、及び修正を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学や就職における、女子枠の設置による機会の平等 ・あくまで就職希望するものの、能力として十分と判断される人材を男女関係なく学びや就業の機会を設けるべきという旨の記載をする必要がある。 <p>あくまで男女関係なく、能力が十分であること旨とした記述をしていただきたい。 現状において、女子枠の設置というは仮に能力が十分だった男性の機会が奪われ、能力が不十分な女性に機会を与えられるという危険性がある。 能力の有る無しではなく、ジェンダーを理由に決めるのであれば、それは不平等ではないか？ また、能力が不十分な女性をジェンダー平等の名の元に優遇すれば、いずれは女性自身の信用問題に関わる。 それは、男女において良くない結果を招く懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア、広告、エンターテイメントにおける性差における偏見、性被害の助長の防止 ・性的だからという理由で規制に持っていくようであれば、表現や思想の自由に最大に配慮する旨の記述を設けること、表現規制につながる文脈の削除の必要がある。 <p>性被害やハラスメントの防止のために表現を過度に規制を助長するような取り組みは、性表現をする側、楽しむ側への差別の助長を正当化するのではないかという懸念が有る、昨今の表現の自粛は男性への差別的であることも考慮して欲しい。 もし、性被害やハラスメントを防止するのであれば、教育を通じた規範作りこそが優先されるべきであり、表現の自粛することではない。</p> <p>また、いわゆるステレオタイプの表現、女性蔑視とされるべき表現も当の女性でも楽しんでいる人もいる、そういう人も視点も考慮されているか、もう一度見直しして欲しい。</p>

182	その他	40代	<p>「固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の言葉の多用について。</p> <p>元々婦人解放運動、フェミニズムが発達してきた歴史は、19世紀の産業革命によって男女の体格差が狭まった要因がある。 文明の機械化で、若い世代ほどジェンダーバイアスの意識は低い傾向にある。</p> <p>2017年の聖徳大学の山岡重行の調査研究では、サブカルチャーに触れている大学生と、触れていない大学生ではジェンダーバイアスに有意差がない結果が出ている。 ドイツのマックス・プランク研究所の調査研究でも、性表現に対する脳の反応も男女差がほぼない。</p> <p>現に素案内にある注釈、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」でも「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成、どちらかと言えば賛成は、男性で4割未満、女性で3割未満で、過半数を大幅に割っている。</p> <p>肉体の能力に関しては、男女の体格に顕著な差の傾向ある以上、役割分担の差が生じるのも一定の合理性があり、思い込みを0にする事は不可能。 性差を認めた上で、女性より体格や考え方が女性的な男性、男性より体格や考え方が男性的な女性も存在し、そしてその個人差による差別を無くす事を目的とするべきである。 思い込みを無くす事を目的にすべきではなく、現存する傾向に縛られない事、性差を飛び越えた人間に対する差別を無くす事を目的にすべきである。</p> <p>頭脳の能力に関しては男女差はほぼない。 受験や、議員の当選枠などに女子枠は設けない方が良い。 女子枠の存在によって、女性の能力に対する信用が下がり、能力のない特権者が要職に就く、といった新たな思い込み、アンコンシャス・バイアスを生みかねない。それでは本末転倒。 男女問わず、経済的困窮者の学業や就職への挑戦に対しての補助をすべきであって、経済格差と体格差、性別は全て別の問題である。</p> <p>また男女共同参画基本計画自体が、性犯罪やDV被害者は女性を前提としており、近年増加傾向にあるDVの男性被害者や、ハラスメントや男性差別の告発を問題視しづらい問題を創り出している懸念がある。</p> <p>女性を弱者とした前提の優遇策には、新たな女性差別を生む懸念。隠れた男性差別がさらに不可視化される懸念がある。 むしろ男女共同参画基本計画は全体的に、保守的レディーファーストを率先しており、潜在的に男尊女卑を助長しかねないとも考える。</p>
183	女	40代	<p>大学教育にかかわっているが、特に医療系の高齢の男性教員のジェンダー平等意識が著しく低く、同僚の女性教職員に対する言動が差別的だと感じるが多々ある。そのような層への啓発的取り組みを義務化していただきたい。</p>

184	女	70代	2	<p>日本の女性の置かれている現状認識について、2025年ジェンダーギャップ指数で政治と経済部門で昨年同様118位と低位にある。さらに教育分野では理系学部や大学院への進学率は依然低く経済分野の格差と関連していること。それは保守的な社会構造と性別役割分担意識が根強くあること。少子高齢化による労働の担い手として女性が働きやすい環境整備だけではない。まず男性の長時間労働や男性の家族を支える社会的な重圧が結婚年齢の高齢化や非婚へ進んでいることの認識が明確になっていない。日本特有の夫婦同姓が女性のアイデンティティの喪失や結婚年齢の高齢化により、経済的自立してからの婚姻へ躊躇があるのではないか。選択的夫婦別姓制度が30年来すすまないのは、国民の期待に反している。政府でも調査は実施されているが、早稲田大学法学部と夫婦別姓・全国陳情アクション合同調査「47都道府県『選択的夫婦別姓』意識調査」（2020年11月）では、選択的夫婦別姓に賛成70.6%、反対が14.4%である。全国1,741自治体のうち531自治体が選択的夫婦別姓の法制化に向けた議論の促進を求める意見書が提出されているがその反映がない。</p>
185	団体として提出	団体として提出	-	<p>用語の使い方について、誤用や認識誤りが見られるため、改善・見直しすべきかと思えます。誤った認識を普及することは、本意ではないかと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダード・イノベーションとは、身体的性差・社会的性差に加え、年齢、人種、性自認・性的指向などの「交差性」を考慮した分析・研究、その成果により生まれるイノベーションのことを指します。しかし素案では「妊娠・出産など女性の課題解決のために推進する」という意図で使用されている箇所があり、フェムテックとの混同が見られるほか、交差性分析が抜け落ちています。ジェンダード・イノベーションを推進するうえでは、多様な属性を持つ人々を想定して取り組むことが極めて重要です。ジェンダードイノベーションを乱用せず、フェムテックときちんと使い分けをしてください。 ・フェムテックを推進することで、女性特有の健康課題の解消に進み、人手不足解消や生産性向上につながることで期待されます。しかし、生理や更年期、婦人科疾患、セクシャルウェルネスなど多様なテーマで展開されている中で、「妊娠・出産」のみを強調している点にかなり偏りを感じます。また、女性特有の課題だけにフォーカスすることは、性別二元論を助長したり、本来政治や行政が支援すべき課題を「個人の責任」にすり替えてしまう危険性もあります。 <p>男性（マイルテック）や性的マイノリティの健康課題など、「さまざまな属性における健康課題を解決するための技術・製品の開発促進」と書き直していただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンコンシャス・バイアスについて、「意識啓発により解消する」「理解促進を行う」という記述がたびたび登場します。しかしアンコンシャス・バイアスとは個人の「無意識下にある思い込みや偏見」のことであり、6次計で使用されているアンコンシャス・バイアスのほとんどは、意識下にあるジェンダーステレオタイプのことを指していると考えます。 <p>アンコンシャス・バイアスが原因で起こりうる問題は個人で解決することは非常に難しいです。なので、そのアンコンシャス・バイアスが作用しない構造（しくみや制度）を構築する必要があり、行動を起こすべきは政府や行政、企業なのです。個人の努力では限界があります。アンコンシャス・バイアスと述べている点はすべて「ジェンダーステレオタイプ」と言い換えるべきだと思います。</p>
186	男	40代	57	<p>女子枠は違憲の疑いがあるのみならず、議論が深められていないどころか誤魔化して強行するかのように進められている。これは国民の平等を求める姿勢からかけはなれているのではないかな？なぜ男性であるだけでここまで差別を受けなければならないのか。「男女」とは文字だけであって「女性優遇」ではないのか？もしこのまま続けるのであれば一有権者として男女共同参画基本計画策定への大幅な減少または削除、法そのものへの変更を約束する政党へと投票せざるを得なくなる。</p>

187	女	30代	<p>・まず、政府は2003年から「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する」との目標を掲げて取り組みを進めていましたが、まったくその目標が達成されないまま、今後も同じような目標を掲げるのみでは不十分だと考えます。目標が達成できていないのは、これまでの取り組みが十分ではなかったということと考えます。人口比率的にも、本来は指導的地位に女性が占める割合は50%であるべきです。これまで約20年の間になぜたった30%の目標が達成されてこなかったのか、その原因を明確にし、きちんと反省し、その原因を潰し込むような効果的な対策をたて、1つ1つきっちり実施いただきたいです。アフーマティブ・アクションや、目標を達成しない政府や企業、自治体などへの罰則、反対に目標を達成した企業、自治体への優遇、助成金、認証制度などの検討も必要になるのではないのでしょうか。</p> <p>・目標の達成までの中間評価、見直しポイントの明示が弱く、これもまた目標達成ができない原因の1つと考えられるため、明確かつ具体的な中間評価を実施し、見直しをしていただきたいです。これまで中間評価を実施しても目標達成ができていないという状況かと思いますが、目標を達成できないということは、中間評価が機能していないということかと思えます。</p> <p>・アンコンシャスバイアスについても、その解消に向けた取り組みを継続することですが、具体的な取り組みがどこまで実効性がある設計になっているのか疑問を感じます。</p> <p>・性暴力・性犯罪のない社会の実現については、性暴力・性犯罪の厳罰化を進めることで、それらの犯罪は減少すると考えるため、厳罰化を望みます。</p> <p>・女性のほうがAIに業務を代替されるリスクが高いと読み取れますが、そのような立場に女性を追い込む社会構造、制度が問題ですので、それらの改善を検討すべきかと思えます。</p> <p>・防災においても、結局女性や子供、高齢者が直面するリスクへの具体的な対策の設計、予算の確保が曖昧なため、明確にすべきと考えます。</p> <p>・上記以外の取り組みについても、予算規模、人的資源、専門性をもった担当機関などが、どれだけ確立されているのか提示が少ないため、各取組実行の際は、明確さや透明性を持って実行いただきたいです。</p>
188	団体として提出	団体として提出	<p>第5分野・テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画局の推進 項目1 p. 58 「③女性用トイレの利用環境の改善に向けて、…」 → トイレ利用にかかる時間の男女比を考慮し、個室数を男性用トイレ便器数より多くすることが求められる。また、個室に生理用品を無償で利用できるような設置することも重要である。</p> <p>項目4 p. 62 「⑩大学と小・中・高等学校が連携して授業開発・授業研究を行う際、男女共同参画の視点にも配慮するよう促す。」 → 男女共同参画の視点ではなく、ジェンダー平等の視点での配慮が必要である。</p>

189	女	50代	58	<p>第6次男女共同参画基本計画の策定にあたり、地方都市における建設産業の女性活躍推進について、地域の実情と事業者の視点から意見を提出します。本計画が、机上の空論ではなく、地方の現場で働く人々の声に耳を傾けた実効性のあるものとなることを強く期待します。</p> <p>②各地域における交通やまちづくりの分野において、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する『ジェンダー主流化』を進めるため、業界の枠を超えた企業経営者や管理職、一般職員等の様々な階層の職員同士が交流を深め、横の連携を図ることのできるコミュニティの構築を推進する」</p> <p>現状認識と課題</p> <p>北九州市で建設関連事業に携わる立場から、建設産業における女性活躍の地域格差について深刻な課題を感じています。全国の建設業女性就業者比率は18.2%ですが、地方、特に北九州市では現場に立つ女性技術者技能者の数は全国平均を大きく下回る状況が続いています。私自身、建設関連サービス業で女性経営者として事業を行う中で、以下の課題を実感しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 技術習得機会の地域格差：最新のデジタル技術や施工管理システムの研修機会が都市部に集中しており、地方の女性技術者が学ぶ機会が限られています。 * 働き方の選択肢の不足：育児や介護と両立しながら建設業で働き続けるための柔軟な制度やシステムが不十分です。 * 現場環境の未整備：女性が安心して働ける現場設備（トイレ、休憩室、更衣室等）の整備が遅れています。 <p>具体的な改善提案</p> <p>上記の該当箇所に、以下の内容を追加することを提案します。</p> <p>「建設産業においては、デジタルツール研修の地方展開として、初心者から熟練者まで対応する多層的なプログラムを地方都市で定期開催するコミュニティを構築し、遠隔モニタリング・AIロボット化技術の実習機会の地方提供、オンライン図面チェックシステム等の習得支援制度を創設する。また、現場環境改善として、土木現場のトイレ・休憩室など女性が働きやすい設備整備を促進し、『現場X在宅』のハイブリッド勤務モデルを制度化する。」</p> <p>【地方の多様性への配慮】</p> <p>地方をひとくくりにせず、人口減少地域・通勤圏都市・中山間地域それぞれの特徴に応じた女性活躍支援モデルを明示することを強く求めます。北九州市のような産業都市では製造業と建設業の連携、過疎地域では遠隔技術の活用など、地域特性に応じた施策展開が必要です。地方で建設関連事業に携わる女性経営者として、これらの課題は日々の事業運営の中で直面する現実的な問題です。第6次基本計画が、地方の実情を踏まえた実効性のある施策となることを強く期待します。</p> <p>地方の多様性を認識し、「地方はひとくくりではない」という視点で、それぞれの地域特性に応じた女性活躍推進策の展開を求めます。デジタルと共創の時代において、建設業界が真に「開かれた産業」となり、地域から世界に向けて新しい社会基盤づくりのモデルを発信していく—そのような未来の実現に向けて、この基本計画が確実な一歩となることを願っています。</p>
-----	---	-----	----	---

190	女	50代	61	<p>第6次男女共同参画基本計画の策定にあたり、地方都市における建設産業の女性活躍推進について、地域の実情と事業者の視点から意見を提出します。本計画が、机上の空論ではなく、地方の現場で働く人々の声に耳を傾けた実効性のあるものとなることを強く期待します</p> <p>追加「デジタル分野におけるジェンダー・ギャップを解消するため、就労やキャリアアップ、起業等に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援並びにこれらを支える社会基盤・環境の整備に取り組み、地域女性活躍推進交付金を始めとする財政支援その他の支援により後押しする」</p> <p>意見内容 建設業界において、デジタル技術の活用は女性の働き方改革に大きな可能性をもたらします。上記の項目に以下の内容を追加することを提案します。</p> <p>「建設業界においては、遠隔モニタリング、AIロボット化などによる安全性・効率性確保、土木現場のトイレ・休憩室などの環境整備促進、初心者から熟練者まで対応する多層的なデジタル研修プログラムを推進し、女性が働きやすい現場環境の実現と技術習得機会の拡充を図る。」</p> <p>地方で建設関連事業に携わる女性経営者として、これらの課題は日々の事業運営の中で直面する現実的な問題です。第6次基本計画が、地方の実情を踏まえた実効性のある施策となることを強く期待します。</p> <p>地方の多様性を認識し、「地方はひとくくりではない」という視点で、それぞれの地域特性に応じた女性活躍推進策の展開を求めます。デジタルと共創の時代において、建設業界が真に「開かれた産業」となり、地域から世界に向けて新しい社会基盤づくりのモデルを発信していく—そのような未来の実現に向けて、この基本計画が確実な一歩となることを願っています。</p>
191	女	50代	58	<p>「①男女共同参画会議、総合科学技術・イノベーション会議及び日本学術会議の連携を強化するとともに、科学技術・イノベーション基本計画等テクノロジー関連の政府計画等において、男女共同参画及び女性活躍促進の視点を踏まえた方向性を明記する」</p> <p>提案内容 SDGs市民社会ネットワークによる提言を参考に、上記の項目に以下の内容を追加することを求めます。</p> <p>「ジェンダー主流化のチェックリストを、全省庁が施策立案時に必須活用とすることを明記する。特にデータ整備として性別・年齢・地域別の詳細データ収集システムを構築し、インターセクショナルリティ（ジェンダーと他の属性、例えば年齢や地域、産業が交差することで生じる課題）を考慮した政策設計を推進する。」</p> <p>地方で建設関連事業に携わる女性経営者として、これらの課題は日々の事業運営の中で直面する現実的な問題です。第6次基本計画が、地方の実情を踏まえた実効性のある施策となることを強く期待します。</p> <p>地方の多様性を認識し、「地方はひとくくりではない」という視点で、それぞれの地域特性に応じた女性活躍推進策の展開を求めます。デジタルと共創の時代において、建設業界が真に「開かれた産業」となり、地域から世界に向けて新しい社会基盤づくりのモデルを発信していく—そのような未来の実現に向けて、この基本計画が確実な一歩となることを願っています。</p>

192	男	30代	-	<p>第6次男女共同参画基本計画（素案）に関する意見を提出いたします。</p> <p>男女共同参画の理念は「性別にかかわらず誰もが公正に機会を得られる社会」の実現にあるはずですが、しかし現行の方向性には、父親の権利を軽視し、新たな不平等を固定化しかねない姿勢が見受けられるため、以下の点を強く指摘いたします。</p> <p>第一に、子の親権・監護をめぐる「実子誘拐」の問題です。母親が一方的に子どもを連れ去って別居を開始すると、その状態が裁判所で追認されやすく、父親は子の養育から事実上排除されるケースが多発しています。これにより父子交流が断たれ、父親の権利が不当に制限されるだけでなく、子どもの「父母双方と関わる権利」も侵害されています。DVや虐待への対策は不可欠ですが、虚偽申告や濫用的な連れ去りが放置されている現状は是正が必要です。</p> <p>海外では、離婚後も両親が子の養育に関わることを前提とする共同親権が広く採用されています。ドイツやフランスでは離婚後も共同親権が原則であり、アメリカの多くの州でも「共同監護」が基本です。いずれも子が父母双方と継続的に交流する権利を保障しており、日本も国際基準に倣い、以下の改善が不可欠です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同親権制度の実効性確保：養育計画の義務化、公平な評価基準の明文化。 ・連れ去り行為の是正：一方的占有を自動的に有利としない審理体制。 ・父子交流権の保障：面会交流の履行を裁判所が強制力をもって担保する仕組み。 <p>第二に、女子枠や数値目標の推進についてです。素案では指導的地位や理工系分野における女性割合の「30%目標」などが掲げられていますが、性別を基準とした枠や数値目標は、男性に対する逆差別を固定化するだけでなく、登用された女性の評価や地位の正当性をも損ないます。本来必要なのは「性別を問わない公正な競争」であり、機会の均等こそ男女共同参画の本質です。したがって、数値目標そのものは廃止し、能力と実績に基づく登用のみを原則とすべきです。</p> <p>男女共同参画の真の目的は、父親も母親も、男性も女性も、それぞれが能力と責任を公平に発揮できる社会の実現です。その理念に立ち返り、父親の権利を保障し、女子枠や数値目標といった性別優遇策を廃止する制度改善を強く要望いたします。</p>
193	女	40代	101	<p>大学理系学部の女性受験者への特別枠設置等の優遇は、優遇されなければ合格点に達していなかったのらではないかと別の女性差別を招くのでやめてほしい。</p> <p>婚姻後の旧姓から改姓の手続きは、免許証は警察、市役所、銀行など働く女性にとっては不可能な移動が強いられ、順番を待ち何日も仕事を休まざるを得ない。手続きが一ヶ所でスムーズにできれば改姓しても問題はないと思う。</p>

194	団体として提出	50代	-	<ul style="list-style-type: none"> ・全体にわたり、男女と書かれると、そこに当てはまらないと感じている人たちを疎外することになるため、男女共同参画に変えて、国際的な標語に合わせてジェンダー平等（Gender Equality）の表記を検討してください。 ・女性に関する困難は、複合的マイノリティがより強く影響を受けることから、差別の交差性の課題に関して、第7分野だけで扱うのではなく、第1部の基本方針に明記してください。 ・性的マイノリティに関して、就学率、中退率、就業率、年収など、基本的なデータがない状況です。民間で行われている調査を元に、ジェンダー平等に関連する基本統計に性的指向や性自認を入れることを検討してください。 ・すべての取組について、ベースライン指標とともに達成目標と達成期限を定め、進捗状況と成果を評価するようにしてください。 ・AIによるプライドパレード参加者の個人情報への割り出し、暴露が懸念される国もあります。女性や性的マイノリティへの差別をより「効率的に」行うためにAIが使われる懸念を明記し、適切な施策を講じてください。 ・SDGs ゴール 5 ターゲット 5.6「性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセス」という観点からの施策の充実が必要です。「第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援」では、「性と生殖に関する健康と権利」という章立てを設け、当該分野へのコミットメントを明確に示してください。特に、性的マイノリティは医療現場での無理解や差別を経験しています。ホルモン投与などのトランスジェンダーが必要とする医療に関して専門医が少ない、HIV陽性者への医療拒否といった話も見聞きます。医療現場での性的マイノリティに関する啓発の必要性を明記してください。 ・「性と生殖に関する健康と権利」は、素案全体を通じ「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」と表記してください。 ・well-being は「幸福」「良い状態」等の訳語が使われてきました。素案において「多様な幸せ（well-being）」という言葉を用いる背景や意義がわかりません。「福祉・幸福」といった、より適切な理解しやすい言葉を検討してください。 ・災害やパンデミックにおいては、女性であり複合的マイノリティでもある場合に、より強く影響を受けます。防災・復興に関する箇所でも差別の交差性について明記してください。
195	女	60代	11	<p>科学技術・学術分野における男女共同参画の推進を第2部の分野に追加を</p> <p>第5次計画にはあった「第5次男女共同参画基本計画で入っていた「科学技術・学術における男女共同参画の推進」という項目が6次案では削除されています。問題は全く改善されておらず、研究者や技術者の女性比率は国際的にも極めて低い状況です。また、そのことが様々なイノベーションの弊害にもなっています。推進分野として明記することを要望します。</p>
196	女	50代	7	<p>「女性の方がAIの影響を大きく受ける可能性が高い職業に就いており」</p> <p>この部分の根拠となるデータ、具体的な例を示すべき</p>

197	団体として提出	団体として提出	<ul style="list-style-type: none"> ・全体にわたり施策の進捗状況、特に「進展」と評価する施策については具体的なデータを示してください。たとえば、2ページ「女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、大きな進捗もあった」という記載。また、同ページの「男性の育児休業の取得率の向上」に関しては、取得日数（月数）を理解できるように提示してください。2005年に打ち出した「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」についても同様です。 ・すべての取組について、ベースライン指標とともに達成目標と達成期限を定め、進捗状況と成果を評価してください。 ・2ページで言及されているL字カーブは、女性の就業率が20代後半をピークに下がり続けるという意味で、M字カーブより深刻な現象であり、女性の就業環境が改善していない、女性が生涯を通じて働き続けることが現在も困難であることの証左と考えられます。その認識を踏まえたうえで、女性の雇用環境改善のための具体的施策を講じてください。 ・同時に、第一子出産後の就業継続率が約7割となったことで「M字型カーブがほぼ解消」と判断できるのかどうか疑問が残ります。どうして3割が辞めるのかに目を向けることが重要であり、その観点からは案でも指摘されている「長時間労働の解消、ケア負担の平等な分担、性別役割分担意識の撤廃」に取り組むことを可能にする制度の構築と実施を進めてください。 ・3ページに記載されている外国人労働者数に関し、素案では男女別のデータが示されていません。男女共同参画基本計画であることを踏まえ、趣旨が理解できる記載にしてください。 ・AI（6ページ）については、「AIによって仕事を奪われる可能性は女性に偏る」という指摘がおこなわれています。また、ディープフェイクを始めとするジェンダーに基づくデジタル暴力は女性、なかでも少女に大きな被害を及ぼすことが懸念されています。そうしたAIの負の影響に対し、男女共同参画／ジェンダー平等の視点から明記し、施策を講じてください。 ・8ページ「国際的な潮流」ではSDGs、さらにゴール5が明記されています。男女共同参画基本計画も、SDGs、なかでもゴール5のターゲットや指標の達成を念頭に置いた計画にしてください。とりわけターゲット5.1「全ての女性及び少女に対するあらゆる形態の差別の撤廃」という観点からは「差別を定義したうえで差別を禁ずる法整備」を進めてください。 ・さらにSDGs ゴール5ターゲット5.6「性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセス」という観点からの施策の充実が是非とも必要です。「第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援」では、「性と生殖に関する健康と権利」という章立てを設け、当該分野へのコミットメントを明確に示してください。女性が自身の選択と決定で「性と生殖に関する健康」を実現するための医薬品へのアクセスや妊娠中絶の際の配偶者の同意要件の撤廃に関する検討を進めてください。 ・また、この関連では、「性と生殖に関する健康と権利」は、43ページを始めとして、素案全体を通じ「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」と表記してください。 ・well-beingは厚生経済学では（広義の）「福祉」と表現され、また哲学、倫理学等の他の分野では「幸福」「良い状態」等の言葉が使われてきました。今回の素案において、日本で理解が定着しているとは思えない「多様な幸せ（well-being）」という言葉も、9ページ、12ページを始め随所で用いる背景や意義が良くわかりません。また、幸せの形が多様であることは論を待ちません。「福祉・幸福」といった、より適切な理解しやすい言葉を検討してください。
-----	---------	---------	---